

2023年度 第4回町田市障がい者施策推進協議会 次第

2024年2月20日（火）18時30分～20時30分

町田市庁舎2階 2-2会議室

【1】開会

【2】報告事項

(1) 町田市障がい者差別をなくし誰もがともに生きる社会づくり条例の市長答申について

【3】議事

(1) 2023年度 各部会の活動報告

(2) 町田市障がい者プラン21-26（後期計画）策定に係る「市民の意見を聴く会」の実施結果及び計画案について

【4】その他

【5】閉会

送付資料

- | | |
|-------|--|
| 資料1 | 広報まちだ1月15日号（抜粋） |
| 資料2-1 | 2023年度 障がい者計画部会の活動報告 |
| 資料2-2 | 2023年度 就労・生活支援部会の活動報告 |
| 資料2-3 | 2023年度 相談支援部会の活動報告 |
| 資料2-4 | 2023年度 （仮称）障がい者差別解消条例検討部会の活動報告 |
| 資料3 | 町田市障がい者プラン21-26（後期計画）の策定に係る「市民の意見を聴く会」での意見と計画案への対応 |
| 資料4 | 後期計画（案）についての協議会・各部会からの意見 |
| 資料5 | 町田市障がい者プラン21-26（後期計画）案 |

次回の協議会について

2024年度 第1回町田市障がい者施策推進協議会

日程：2024年6月頃（未定）

催し・講座

認知症サポーターステップアップ講座

市内在住、在勤、在学で、認知症サポーター養成講座を受講したことがある方 日2月17日(土)午後1時30分～4時30分 場わくわくプラザ町田 内認知症の基礎知識の復習、認知症の方とのコミュニケーションの取り方について実践的な事例を学ぶ 定30人(申し込み順) 申1月19日正午～2月8日にイベントダイアル(☎724・5656)またはイベシスコード240119Aへ。

問高齢者支援課☎724・2140

アレルギー教室

●専門医が教える!食物アレルギーとアトピー性皮膚炎の最新情報と正しい対処法 オンライン(Microsoft Teams)での受講が難しい方は、会場(市庁舎)で受講できます。保育はありません。

市内在住の食物アレルギーやアトピー性皮膚炎の心配がある乳幼児の保護者、市内の給食施設の職員 日2月16日(金)午後2時～3時30分 内講話、スキンケアの実演 講(独)国立病院機構相模原病院小児科・永倉顕一医師、同病院小児アレルギーエドケーター・吉田玲子氏 定オンライン=50人、会場=10人/申し込み順 申2月2日までにLINEで申し込み。詳細はまちだ子育てサイト(右記二次元コード)をご覧ください。

問保健予防課☎722・7996



市民公開講座

子供の能力の引き出し方を学ぼう

●食べ方と運動の視点から 町田市歯科医師会と共催です。

日3月3日(日)午後1時～3時30分 場町田市民ホール 講昭和大学歯学部口腔衛生学講座教授・弘中祥司氏、青山学院大学陸上競技部長距離ブロック監督・原晋氏 定800人(申し込み順) 申1次受付=1月15日正午～23日午後7時にイベシスコード240124Aへ/2次受付=1月24日正午～2月25

「(仮称)町田市障がい者差別をなくし誰もがともに生きる社会づくり条例(案)」

答申が行われました

問障がい福祉課☎724・2147 問050・3101・1653

昨年12月18日に、町田市障がい者施策推進協議会の石渡和実会長(東洋英和女学院大学名誉教授)と(仮称)障がい者差別解消条例検討部の宮島美彩職務代理(宮島法律事務所)から市長へ「(仮称)町田市障がい者差別をなくし誰もがともに生きる社会づくり条例(案)」が答申されました。

この条例案は、昨年2月に市長から諮問を受けた同協議会が、障がい当事者や事業者の方々を委員とする専門部会を立ち上げ、アンケートやパブリックコメント等の意見を踏まえて検討を重ねたものです。

市や事業者のほか市民一人ひとりの、障がいについての理解を促進し、障がいを理由とする差別に関する相談体制の拡充や、紛争解決のための体制整備などを定めています。年齢や性別、障がいの有無等にかかわらず、誰もが身近な地域で支え合い、自分らしく生きる共生社会の実現を目指します。



後期高齢者医療制度のお知らせ

問個人情報を含むことについて=保険年金課☎724・2144、制度について=東京都後期高齢者医療広域連合お問合せセンター☎0570・086・519(IP電話、PHSの方は☎03・3222・4496)

【後期高齢者医療制度の被保険者へ医療費等通知書をお送りします】

ご自身の健康と医療に対する認識を深めていただくとともに、診療日数等の受診内容に誤りがないかを確認していただくため、1月下旬に「医療費等通知書」を送付します。

医療機関等から東京都後期高齢者医療広域連合に提出された診療報酬明細書等を基に、通知書には診療年月や医療機関等の名称、医療費(10割分の金額と自己負担相当額)等を記載しています。お手元に届きましたら、記載内容をご確認ください。なお、受診内容の詳細は、該当の医療機関等に直接お問い合わせください。

※令和5年12月1日現在、東京都後期高齢者医療の被保険者資格があり、令和4年9月～令和5年8月の12か月間に、保険診療で医療機関等へ

の受診履歴がある方

※12月2日～13日に死亡により資格を喪失した方は除きます。

○確定申告(医療費控除)をする方はご注意ください

確定申告(医療費控除)の際に医療費等通知書を添付することで、令和5年1月～令和5年8月の診療等は、「医療費控除の明細書」への記載を省略することができます。

ただし、令和5年9月～令和5年12月の診療等は、翌年度の医療費等通知書に記載されるため、確定申告(医療費控除)をする場合は、お持ちの領収書に基づいて、別途「医療費控除の明細書」を作成のうえ申告書に添付してください。この場合、医療費の領収書は、確定申告期限から5年間保存する必要があります。

日にイベントダイアル(☎724・5656)またはイベシスへ。

問保健総務課☎722・6728

ゲートキーパー養成講座

専門職向けとフォローアップの養成講座を実施します。

対日頃から対人支援を行う方、過去にゲートキーパー養成講座を受講したことがある方 日2月6日(火)午後3時～4時30分 場市庁舎 講精神保健福祉士・伊藤次郎氏 定40人(申し込み順) 申1月16日正午～2月4日にイベントダイアル(☎724・5656)またはイベシスコード240116Aへ。

問健康推進課☎724・4236

家事は8割捨てていい?!

家事のこだわりや思い込みを見直し、上手に手放す方法を習得します。

日3月1日(金)午前10時～正午 場町田市民フォーラム 講家事研究家・佐光紀子氏 定36人(申し込み順) 申1月23日正午～2月22日にイベントダイアル(☎724・5656)またはイベシスコード240123Aへ。保育希望者(1歳以上の未就学児、申し込み順に2人)は2月15日までに併せて申し込みを。

問男女平等推進センター☎723・2908

女性のための就職準備セミナー

●面接対策!円滑なコミュニケーションの方法

対就職を考えている女性 日2月15日(木)午前10時～正午 場町田市民フォーラム 内円滑なコミュニケーションの方法や面接時のマナーなどを実践を交えて学ぶ 講(株)ハナマルキャリア総合研究所・川又けい子氏、ハローワーク町田マザーズコーナー職員 定24人(申し込み順) 申1月16日正午～2月8日にイベントダイアル(☎724・5656)またはイベシスコード240116Cへ。保育希望者(1歳以上の未就学児、申し込み順に2人)は2月1日までに併せて申し込みを。

問男女平等推進センター☎723・2908

男性学講座 男らしさってなに?

講師の体験談をお話しいたします。また、「男らしさ」がもたらす男性の生きづらさや、日頃感じていることを話し合います。

日2月17日(土)午後2時～4時 場町田市民フォーラム 講名古屋大学ジェンダーダイバーシティセンター客員研究員・川口遼氏 定30人(申し込み順) 申1月16日正午～2月13日にイベントダイアル(☎724・5656)またはイベシスコード240116Dへ。保育希望者(1歳以上の未就学児、申し込み順に2人)は、2月1日までに併せて申し込みを。

問男女平等推進センター☎723・2908

福祉サポートまちだ

●司法書士と一緒に考えましょう～高齢者・障がい者のための成年後見制度相談会

市内在住で、成年後見制度や相続、遺言などについて司法書士に相談したい方 日2月17日(土)午前10時～午後4時10分(1組当たり30分) 場町田市民フォーラム、町田市社会福祉協議会 定24組(申し込み順)

●親族後見人のための勉強会～後見業務の基礎を学ぶ

対親族の成年後見人の受任を検討している方、親族の成年後見人を既に受任している方 日2月17日(土)午後2時～4時 場町田市民フォーラム 講司法書士・阿部さおり氏 定25人(申し込み順)



申氏名・電話番号を明示し、電話またはFAXで(社福)町田市社会福祉協議会福祉サポートまちだ(☎720・9461 問725・1284)へ。

問福祉総務課☎724・2537

野津田公園

●Nozuta Park Camp Field 2023 デイキャンプ(事前予約制)をメインに、町田産野菜の販売、テントサウナ、焚き火ヨガ等のアウトドアイベントを開催します。イベントにより開始・終了時刻が異なります。詳細は同公園HP(右記二次元コード)をご覧ください。

日2月4日(日)午前10時～午後4時(雨天中止) 費デイキャンプ:ファミリー区画2000円、ソロ・親子・ペア区画1000円/その他にも有料のイベントがあります。

問同公園☎736・3131

納め忘れのないようお気を付けください

1月は、「市・都民税、国民健康保険税」の支払い月です

問納税課☎724・2121

原町田中央通り社会実験2023

Machida Weekend STREET(まちスト)

問地区街づくり課☎724・4266

さまざまなお店やワークショップ等が日替わりで出店します。

日1月26日(金)～28日(日)、午前11時～午後5時

場原町田中央通り(原町田大通り～文学館通りの区間)



▲詳細はこちら

プレママ・パパクラス、乳幼児・母性相談、母乳育児相談、離乳食講習会等のご案内

問保健予防課☎725・5471

開催日等の詳細は、まちだ子育てサイト(右記二次元コード)をご覧ください。



2023年度 障がい者計画部会の活動報告

1 障がい者計画部会の目的と開催経過

<目的>

「障がい者計画」及び「障がい福祉事業計画」※ の検討、進行管理等を行うこと。

※「第6次町田市障がい者計画」及び「障がい福祉事業計画（第6期計画）」が一体となった計画が、「町田市障がい者プラン 21-26」です。

<開催>

全体会4回、作業部会3回の計7回開催。

全体会：2023年5月30日、7月27日、9月20日、2024年1月29日

作業部会※：2023年6月26日、7月20日、9月7日

※作業部会

障がい福祉事業計画（第6期計画）の振り返りや、町田市障がい者プラン 21-26（後期計画）の障がい福祉事業計画（第7期計画）に関わる部分の検討を実施。

障害福祉サービス等の見込量、国の指針と町田市の指標について専門的に協議・検討。

2 会議の内容

(1) 「町田市障がい者プラン 21-26」（重点施策）の2022年度実績の振り返りについて

第1回（全体会①）では、「町田市障がい者プラン 21-26」の重点施策の振り返りを行った。グループホームや生活介護事業所における重い障がいがある人への専門的な対応の難しさ、情報バリアフリーのための取組みの具体例、人材確保・人材育成の課題などに関して意見が出された。

(2) 「町田市障がい福祉事業計画（第6期計画）」の2022年度実績の振り返りについて

第2回（作業部会①）では、「町田市障がい福祉事業計画（第6期計画）」の振り返りを行った。重度訪問介護の手帳別利用者数や、手話通訳者派遣事業の実績値、町田の丘学園の学生の卒業後の進路などに関して意見が出された。

あわせて、「町田市障がい者プラン 21-26（後期計画）」の検討に向けて、国から示された基本指針に関する説明を行った。

(3) 「町田市障がい者プラン 21-26（後期計画）」の検討

■ 第3回（作業部会②）では、第2章「国の指針と町田市の考え方」と巻末資料「障害福祉サービス等の実績及び見込量一覧」について、後期計画の内容検討を行った。後期計画における見込量に算出にあたり、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた2021年度、2022年度の実績値をどのように考慮するかについて意見が出された。

■ 第4回（全体会②）では、第2章「分野別の課題と施策」の「現状と課題・主なとりくみ」及び「重点施策」について、後期計画の内容検討を行った。新規事業の今後の展開に期待する声や、重点施策の目標値を具体的に表記すべきといった意見が出された。

- 第5回（作業部会③）では、前回の作業部会に引き続き、第2章の「国の指針と町田市の考え方」と巻末資料の「障害福祉サービス等の実績及び見込量一覧」について検討を行った。特に見込量の算出方法について協議し、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける前の第5期計画期間（2018年度～2020年度）の実績値を基準に算出することとした。
- 第6回（全体会③）では、第2章「分野別の課題と施策」の「現状と課題・主なとりくみ」及び「重点施策」について、後期計画の内容検討を行った。各重点施策の所管部署の担当者が出席し、重点施策の方向性やとりくみ内容に関する意見が出された。
- 第7回（全体会④）では、1月13日に開催した「市民の意見を聴く会」でいただいたご意見を踏まえた計画案の最終協議を行った。難病に関する記載を追記することや次期計画策定時の検討方法に関する意見が出された。

3 今年度の成果

障がいがある人、家族、事業所職員、特別支援学校教員といった様々な立場の委員の視点から「町田市障がい者プラン 21-26（後期計画）」の内容を検討することができた。また、計画策定にあたり、町田市障がい者施策推進協議会の主催で「市民の意見を聴く会」を開催し、親なき後の成年後見制度の利用支援や重点施策のとりくみ内容に関する市民の声を計画に反映することができた。

4 その他

2024年度の障がい者計画部会は計3回開催予定。

- ・「町田市障がい者プラン 21-26（前期計画）」の2023年度実績の振り返りを行う。
- ・「町田市障がい者プラン 21-26（後期計画）」の2024年度の進捗状況について協議する。

2023年度 就労・生活支援部会の活動報告

1. 就労・生活支援部会の目的と開催経過

<目的>

障がい者の就労支援を進めるために、市を含めた関係機関による就労支援ネットワークの構築や就労支援に関する情報共有を図ることを目的とする。計画策定時は、就労に関する検討を行い、進捗状況を確認するなど積極的に関わっていく。

<開催>

2023年5月22日、2023年8月17日、2024年1月22日の3回部会を開催した。

2. 会議の内容

(1) 第6次町田市障がい者計画・町田市障がい福祉事業計画（第6期計画）について

2022年度実績について、主に就労分野の振り返りを行った。

一般就労への移行者数は、引き続きコロナ禍の影響で伸びず、目標には届かなかった。

(2) 町田市障がい者プラン21-26（後期計画）の策定について

主に「日中活動・働くこと」の就労に関わる内容について、部会の場だけでなく、意見募集を2回行った。就労支援機関、特別支援学校、企業の立場から多くのご意見をいただき、計画策定につなげた。

(3) 就労に関する実態調査の結果の活用について

就労に関する実態調査の結果を受け、2つの活動を行った。

- ① 就労・生活支援センターで不足している支援についての工夫等を探るため、南多摩3市のセンターに訪問し、各市のセンターが抱える課題や工夫点について把握した。今後は、就労・生活支援センター連絡会において整理を進めていく。
- ② 障がい者雇用の実態についてまとめた「障がい者雇用に関する企業調査」のパンフレットをハローワーク町田を通じて200部、障がい者雇用セミナーを通じて60部市内企業に向けて配布し、雇用促進の活動を行った。

(4) 町田公共職業安定所管内等における求職・就職状況について（ハローワーク町田）

2023年4月から12月までの新規求職者数は624名。ようやくコロナ禍前の2019年度の数字に戻った。法定雇用率も1.98になり、最下位を脱した。一方で、職業紹介件数は1,417件、就職件数も209件にとどまり、コロナ禍の影響が残っている。

今年度は、障がい者就職面接会の参加対象企業枠を、神奈川県内（相模原市だけでなく、大和市、厚木市、横浜市の一部や川崎市の一部）の企業に広げたことが功を奏して、参加者も内定者も大幅に増加した。

(5) 障がい者雇用セミナーについて（町田商工会議所）

2023年12月6日に開催し、ハローワーク町田、(株)障碍社代表取締役安藤氏(第12回日本でいちばん大切にしたい会社大賞受賞)から障がい者雇用についての取組みの紹介を行い、市内の中小企業を中心に58名が参加した。当日のアンケートの満足度は89点となった。

(6) 町田市役所における障がい者雇用について（町田市職員課）

2023年度の雇用率は2.32%で、法定雇用率（2.6%）未達成となった。不足者数は8.5名分になった。都内では、26市中15市が雇用率達成、町田市を含む11市が未達成となっている。

2023年度は雇用拡大の取組みとして、各課配置の障がい者枠の会計年度任用職員を3名採用した。また、職場環境の整備の一環として就労・生活支援部会の谷内部会長による「障害平等研修」のほか、ハローワーク町田による「障がい者雇用に関する理解促進研修」を職員向けに開催した。

2024年度は、ジョブコーチの配置を目指すほか、後期計画の重点施策でもある「(仮称)ワークサポートルームの設置と雇用の拡大」に向けた取組みを始める。

(7) 就労支援機関 連携強化会議について

町田市障がい者就労・生活支援センターりんく・Let's、就労支援センターらいむ、市内就労移行・定着支援事業所を基本構成員とした連絡会を開催した。重点施策において2023年度の開催目標回数は2回としており、8月と11月に実施した。第1回会議では2022年度と同様に生活面での課題を、第2回会議では就労面の課題をテーマに意見交換を行った。

2回の会議を通じて、事業所でのチーム支援だけでなく市内全体でネットワーク支援をしている意識を持つことや、アセスメント等を通じて抽出した課題や支援方法などについてきちんと引き継いでいくことが連携において重要であることを共有した。

3. 2023年度の成果

町田市障がい者プラン 21-26(後期計画)の策定にあたり、丁寧に意見をいただくため、部会に加え意見募集を2回行った。これにより、「日中活動・働くこと」の就労に関わる内容について、様々な意見をいただくことができた。また、これまでの取組みの成果として、「障がい者雇用の促進に関するとりくみ」や「(仮称)ワークサポートルームの設置と雇用の拡大」をプランの重点施策に反映させることができた。

4. その他

2024年度は2回開催予定。

主な取組みとして、後期計画の重点施策の実現に向けた活動を実施する予定。

2023年度 相談支援部会の活動報告

1 相談支援部会の目的と開催経過

<目的>

- ・相談支援事業のネットワークづくり、及びそれぞれの事例の問題解決に向けたシステムづくりを検討していく。
- ・町田市の相談支援の現状を踏まえ、町田市としての相談支援のあり方や問題点を把握し、検討を深めていく。

【特に今年度の目的】

- ・町田市障がい者プラン21-26重点施策3の地域生活支援拠点等の設置に向けてより良い方策を検討する。
- ・「緊急時予防・対応プラン」の作成と運用について検討する。
- ・地域の体制づくりについて、市内の各会議体の情報共有を図り、特に地域課題の基礎となる情報として地域障がい者支援センターが開催するネットワーク会議の内容を収集し、課題を抽出する。

<開催>

2023年5月30日、8月29日、2024年1月30日に部会を開催した。

2 会議の内容

(1) 障がい者プラン21-26について

重点施策3「地域生活支援拠点等が有する機能の充実」について、今年度中の指定を目指して、相談支援部会としてもそのあり方について検討した。

(2) 地域生活支援拠点について

2020年度に、地域生活支援拠点の目的を下記の通り確認した。

「障がい者の地域での暮らしを生涯にわたって支える仕組みをつくる」

- ① 安心して地域で生活するために、緊急時の支援体制が円滑となる体制を整える
- ② 障がい者が住み慣れた地域で暮らすために、障がい者支援センターが中核となり地域で連携して支援できる体制を整える

上記を受けて2023年度は、地域生活支援拠点の5つの機能（相談、緊急時の受入れ・対応、体験の機会・場、専門性的人材の確保・養成、地域の体制づくり）のうち、前年度の議論を踏まえて、引き続き「緊急時の受入れ・対応」と「地域の体制づくり」について検討を行った。

「緊急時の受入れ・対応」については、昨年度検討した「緊急時予防・対応プラン」を相談支援事業所連絡会で紹介・説明し、活用を促した。

「地域の体制づくり」については、昨年度に引き続き、相談支援部会に市内で取り組まれている関連会議（支援センター連絡会、相談支援事業所連絡会、等）の情報が入るよう、必ず部会員の誰かが参加し、部会に報告・共有する仕組みづくりを実施した。

上記連絡会の他、各障がい者支援センターが開催した「障がい者支援センターネットワーク会議」についても報告を受けた。

また、拠点の登録を受けた相談支援事業所には、新たに「地域体制強化共同支援加算」（複数の事業所で支援を実施し、地域課題を整理し、協議会に報告を行った場合、2000単位が

加算される仕組み)が設けられるが、この報告の書式や受け皿についても、3回の部会を通じて検討した。

さらに、他の自治体の生活拠点がどのように運営されているかを学ぶため、世田谷区(7月28日)及び調布市(9月11日、10月19日)の自立支援協議会を傍聴した。

現時点で拠点の指定を受けた事業者は7事業所である。

3 2023年度の成果

- ①「緊急時の予防・対応プラン」について、相談支援事業所連絡会で提案し、活用を促した。
- ②「地域の体制づくり」について、障がい者支援センターネットワーク会議や、地域や市内で開催されている障がい福祉関連の会議の様子を相談支援部会で共有し、課題を集約することができた。施策推進協議会に提案できるよう整理を行いたい。
- ③「5か所の支援センターを中心とした面的整備」((仮)町田〇ごとネットワーク)のイメージを作り、共有した。
- ④世田谷区、調布市の自立支援協議会を見学したことで、具体的な地域課題の整理、解決に至るシステム作りを学ぶことができた。
- ⑤2023年度は7か所の相談支援事業所が拠点の指定を受け、地域体制強化共同支援加算の記録書を提出した。記録書については一度支援センター連絡会で課題の抽出を行ない、相談支援部会が施策推進協議会への提出先として、課題解決の優先順位決めや具体的な解決の方策を行なっていくという道筋が確認された。

4 2024年度に向けて

- ①2024年度は3回開催予定。「緊急時の予防・対応プラン」の活用が広がるように、周知と改良を進めたい。
- ②地域生活支援拠点から出された地域課題の整理を行い、課題の優先順位を決めて問題解決を図り、必要に応じて協議会に提案していく。地域体制強化共同支援加算の記録書の数が多い場合は、ワーキングの開催も視野に入れて問題解決を図っていく。
- ③地域生活支援拠点の面的整備については、相談支援以外の障害福祉サービスにも登録を進めたい。地域生活支援拠点連絡会を通じて、地域の体制づくりに関して議論を深めたい。

5 障がい者施策推進協議会で提案したいこと

- ①「5か所の支援センターを中心とした面的整備」((仮)町田〇ごとネットワーク)のイメージの共有(別紙①)
- ②緊急時の対応のイメージの共有(別紙②③)
- ③地域生活支援拠点等から出された課題の抽出と整理(別紙④⑤)
 - ・地域体制強化共同支援記録書を用いて、個別事例から地域課題として吸い上げ、協議会に提案していく道筋の共有。
 - ・人材育成、体験の場等、相談支援部会だけでは解決できない課題について、協議会としての受け皿を、どのように作り、実現していくか。

別紙① 地域〇ごとネットワークのイメージ図

別紙② 緊急時予防対応プラン

別紙③ フローチャート

別紙④ 地域体制強化共同支援加算 事務の流れ

別紙⑤ 地域課題整理表

町田市地域生活支援拠点について

1 町田市の考え方

町田市では障がい者計画、障がい福祉事業計画に基づき、障がいのある人が地域で生活できるよう福祉サービスの提供体制の整備を進めてきました。

2016年度からは、市内5地域に「障がい者支援センター」を設置し、より身近な地域で支援を行うことが出来るよう体制強化を図っています。

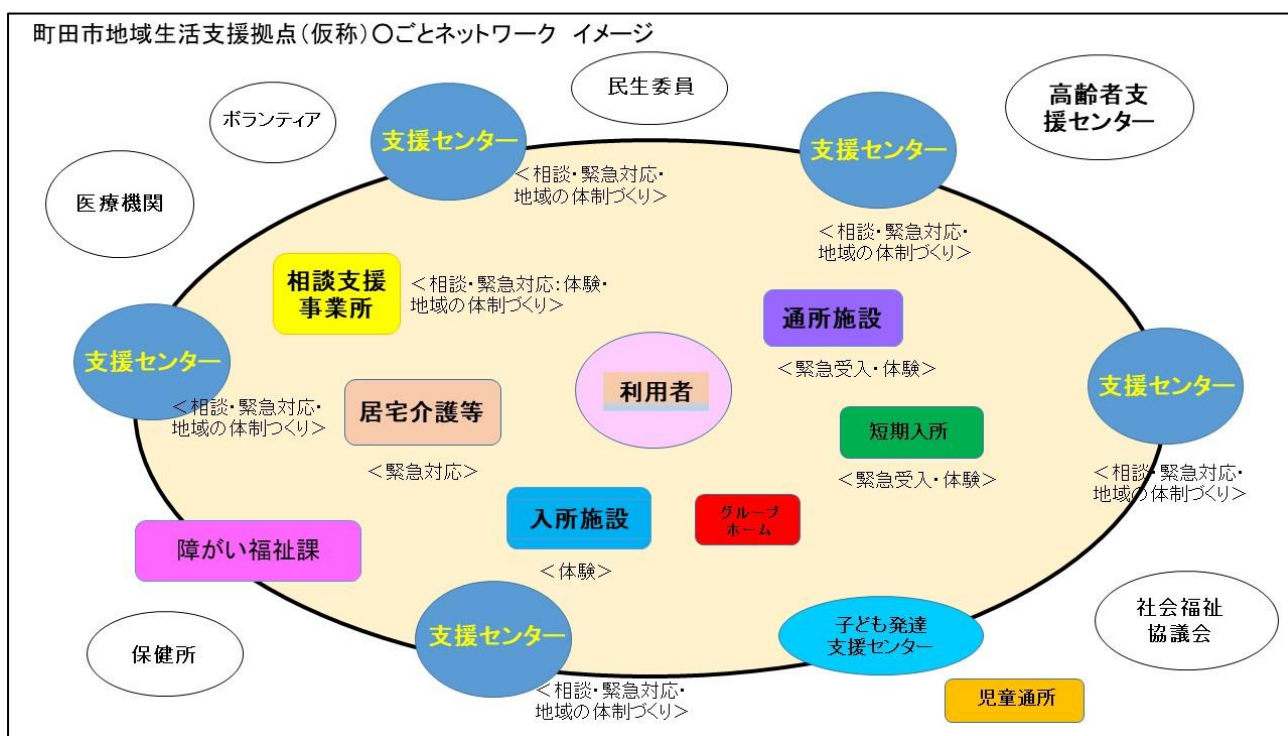
しかし、障がい者の高齢化や重度化、「親亡き後」や障がい者の孤立化の問題など、障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるためには、さらなる支援体制の整備が求められています。

地域生活支援拠点事業とは、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平成18年厚生労働省告示第395号）に基づき、障がい者の重度化、高齢化や「親亡き後」の生活の安心を見据え、障がい者が住み慣れた地域で安心して自立した生活を続けられるよう、地域の複数の機関が分担して機能を担う体制（以下「地域生活支援拠点」という。）の整備を行う事業です。

町田市における地域支援拠点は、町田市の特徴である5つの地域障がい者支援センターを中心に、市内の計画相談支援事業所等既存の様々な障がい福祉サービスや社会資源が役割を持ち、連携する「面的整備型」（ネットワーク型）で整備していきます（町田市障がい者プラン21-26 重点施策3）。

2 地域生活支援拠点の機能

- ① 相談
- ② 緊急時の受入れ及び対応
- ③ 体験の機会及び場の提供
- ④ 専門的人材の確保及び養成
- ⑤ 地域の体制づくり



地域生活支援拠点 登録の流れ

- ① 町田市障がい者地域生活支援拠点事業者登録申請書の提出
- ② 変更届出書、変更後の運営規定の写しの提出

地域生活支援拠点に係る加算について

相談支援に係る加算は、「地域生活支援拠点等相談強化加算」と「地域体制強化共同支援加算」です。

以下に、「地域体制強化共同支援加算」の加算の流れを記します。

地域体制強化共同支援加算 請求の流れ

	項目	内容
①	ケース会議の開催	支援が困難な計画相談支援対象障がい者に対して、指定特定相談支援事業所の相談支援専門員と福祉サービス等を提供する事業者（保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス等を提供する事業者のうちいずれか） <u>3者以上</u> が、会議により情報共有及び支援内容を検討する。
②	支援の実施	在宅での療養又は地域で生活する上で必要となる説明及び指導等の必要な支援を共同して実施する。
③	記録書の作成	説明及び指導の内容、地域課題を整理し、記録書にまとめる。
④	記録書の提出	障がい福祉課または、地域障がい者支援センターに提出する。 ※毎月第2金曜日まで。郵送かメールでも可
⑤	報告	障がい者支援センター連絡会で内容を報告する。 ※毎月第3金曜日午後。リモート可
⑥	請求	毎月10日までに国保連に請求する。

今後の取り組み

地域生活支援拠点連絡会を開催して、情報を共有し、町田市での地域生活支援拠点の役割を確認するとともに、その充実を図ります。

来年度以降、短期入所事業所など、拠点に登録いただく事業所を拡大します。

【別添】

相談支援事業所が請求できる加算

1 地域生活支援拠点等相談強化加算

① 概要

障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた者が指定短期入所を利用する場合において、指定短期入所事業者に対して当該要支援者に関する必要な情報の提供及び当該指定短期入所の利用に関する調整(現に当該要支援者が指定短期入所を利用していない場合にあつては、サービス等利用計画の作成又は変更を含む。)を行った場合に所定単位数を算定する。

② 単位数 700 単位

※ 要支援者 1 人につき 1 月に 4 回の算定を限度

③ 算定の条件

- ア) 運営規程において、市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを定めていること。
- イ) 地域定着支援サービス費と併せて算定できない。
- ウ) 当該加算は、他の指定特定相談支援事業所において指定計画相談支援を行っている要支援者又はその家族等からの要請に基づき連絡・調整を行った場合は算定できない。
- エ) 原則として利用者又はその家族等から要請を受けた当日、翌日又は翌々日に指定短期入所の利用を開始した場合に算定可能。

④ 手続

当該加算の対象となる連絡・調整を行った場合は、要請のあった時間、要請の内容、連絡・調整を行った時刻及び地域生活支援拠点等相談強化加算の算定対象である旨を記録するものとする。なお、作成した記録は 5 年間保存するとともに、市町村長等から求めがあった場合については、提出しなければならない。

2 地域体制強化共同支援加算

① 概要

当該加算は、支援が困難な計画相談支援対象障害者等に対して、当該指定特定相談支援事業所の相談支援専門員と福祉サービスを提供する事業者の職員等(以下「支援関係者」という。)が、会議により情報共有及び支援内容を検討し、在宅での療養又は地域において生活する上で必要となる説明及び指導等の必要な支援を共同して実施するとともに、地域課題を

整理し、協議会等に報告を行った場合に算定する。

② 単位数 2,000 単位

当該障害者等に対してサービス利用支援を行っている指定特定相談支援事業所において、当該計画相談支援対象障害者等 1 人につき 1 月に 1 回を限度として算定。(1 月につき複数人に支援を行いそれぞれ 1 回ずつ人数分算定することは可能。)

③ 算定の条件

- ア) 運営規程において、市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを定めていること。
- イ) 当該支援を行うことについて、計画相談支援対象障害者等の同意を得ていること。
- ウ) 当該計画相談支援対象障害者等に対して、当該計画相談支援対象障害者等に保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス等を提供する事業者のうちいずれか 3 者以上と共同して、在宅での療養上必要な説明及び指導を行っていること。
- エ) 町田市障がい者施策推進協議会に文書により当該説明及び指導の内容等を報告していること。

③ 手続

当該加算の対象となる会議を行った場合は、その内容を記録するものとする。なお、作成した記録は 5 年間保存するとともに、市町村長等から求めがあった場合については、提出しなければならない。

※留意点

当該加算は、支援が困難な計画相談支援対象障害者等に係る支援等を行う指定特定相談支援事業所のみが算定できるものであるが、当該指定特定相談支援事業所の支援等に係る業務負担のみを評価するものではなく、その他の支援関係者の業務負担も評価する趣旨のものである。そのため、その他の支援関係者が支援等を行うに当たり要した費用については、指定特定相談支援事業所が負担することが望ましいものであること。

氏名【				】さんの				緊急時予防・対応プラン			
記入日		年 月 日		記入者							

基本情報

ADLIについて別添有

生年月日	年 月 日生	歳	性別	計画	有	無	
住所 〒				電話番号			
手帳:身体(種 級)・愛の手帳(度)・精神(級)			障がい区分 1 2 3 4 5 6				
疾病名、障がいの状況等【			】				サービスの種類
家族構成							

1 本人について		2 家族について	
①想定される緊急事態		①想定される家族の緊急事態で本人が困ること	
②緊急事態を防ぐために行うこと		②家族の緊急事態が起きた時のために本人が事前にできること	
③緊急事態が起きたときに行うこと		③家族の緊急事態が起きた時に、サービス事業者が行うこと	

3-①緊急時の連絡先 家族等				
優先順	氏名	関係	電話番号	その他
1				
2				
3				
4				

3-② 緊急時の連絡先 関係機関(医療機関、相談支援事業所、支援センター、短期入所、日中活動 等)				
優先順	機関名	担当者	電話番号	その他
1				
2				
3				
4				
5				
6				

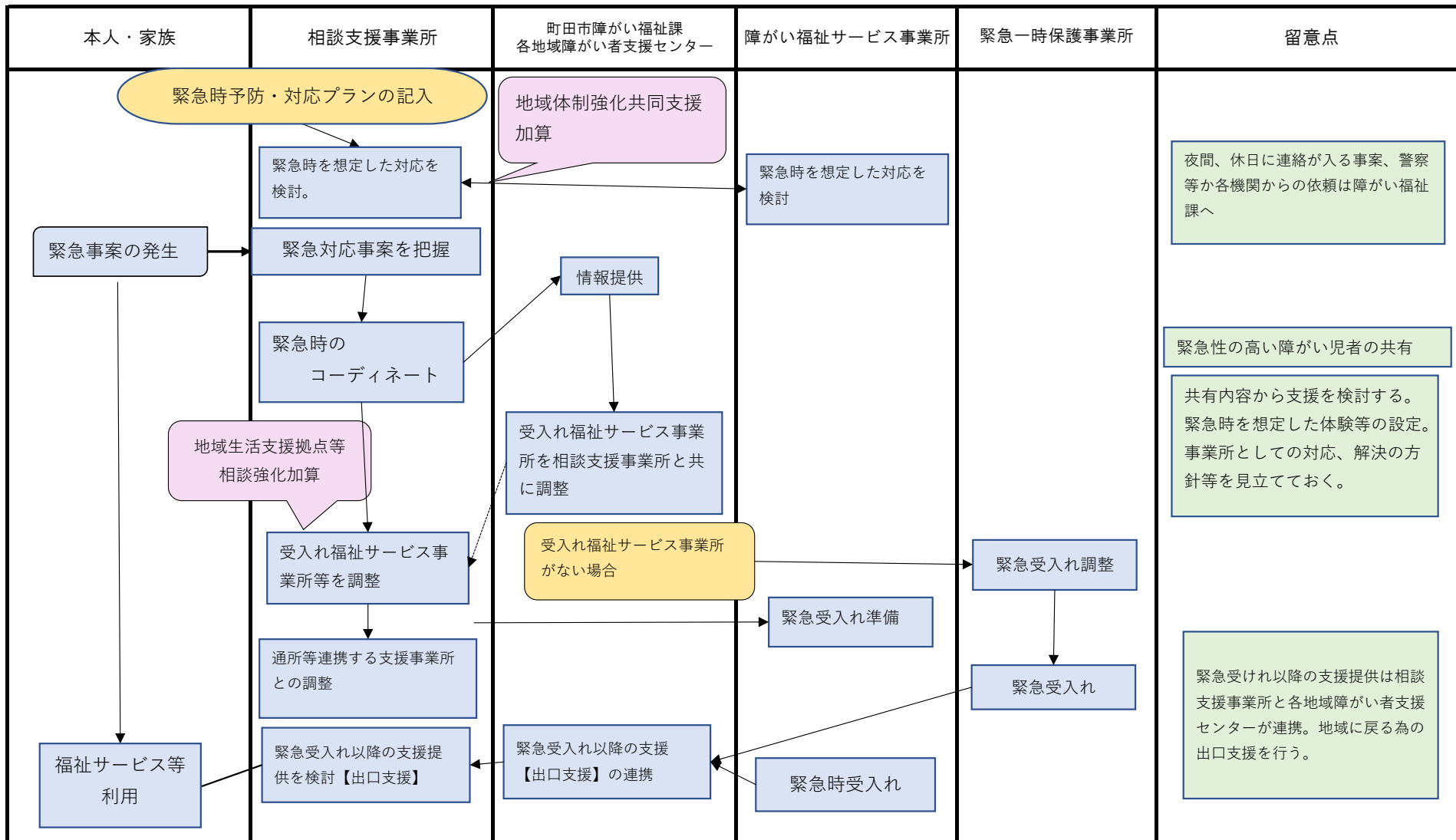
3-③ 緊急時の連絡先 ライフライン(電気、ガス、水道、電話 等)			
優先順	機関名	電話番号	その他
1			
2			
3			
4			

4その他 留意事項
①身元引受人等(資産、相続、お墓等についての考え、方針)
②延命措置の諾否
③その他 気になること

5 普段の生活の様子等 (身長 cm 体重 kg)		
動作	歩行	独歩・てすり歩行・杖使用・困難(
	座位	安定・支え必要・困難(
	車いす操作	車いす必要なし・自立・見守り・一部介助・全介助(
	移乗	自立・見守り・一部介助・全介助(
	立位	自立・見守り・一部介助・全介助(
排泄		自立・見守り・一部介助・全介助(
		尿意(あり・なし)便意(あり・なし)
		排便1日に 回数程度(自然排便・便秘気味)
整容	洗面	自立・見守り・一部介助・全介助(
	歯磨き	自立・見守り・一部介助・全介助(
	衣類の着脱	自立・見守り・一部介助・全介助(
食事	介助	自立・見守り・一部介助・全介助(
	形態	常食・一口大・刻み・ミキサー食(
	使用器具	はし・スプーン・専用食器(
	量	全量・1/2(
	水分	コップ・ストロー・吸い飲み・スプーン一口ずつ
	アレルギー	なし・あり(
	過食	なし・あり(
入浴		自立・見守り・一部介助・全介助(
服薬	服薬内容	なし・あり(お薬手帳あり
	服薬方法	オブラート・服薬ゼリー(
てんかん	有無・頻度	なし・あり→一年以上なし・月1回以上・週1回以上・毎日(
	対応	見守り・手順(
コミュニケーション	方法	言葉(音声)・手話・文字盤・身振り・指さし・表情(
	配慮	必要なし・簡単な言葉で・ゆっくりと・大きな声で(
大声・奇声		なし・稀に・月1回以上・週1回以上・ほぼ毎日(
異食		なし・稀に・月1回以上・週1回以上・ほぼ毎日(
行動の停止		なし・稀に・月1回以上・週1回以上・ほぼ毎日(
不安定な行動		なし・稀に・月1回以上・週1回以上・ほぼ毎日(
自らを傷つける行為		なし・稀に・月1回以上・週1回以上・ほぼ毎日(
他人を傷つける行為		なし・稀に・月1回以上・週1回以上・ほぼ毎日(
不適切な行為		なし・稀に・月1回以上・週1回以上・ほぼ毎日(
突発的な行為		なし・稀に・月1回以上・週1回以上・ほぼ毎日(
医療的ケア		胃ろう・透析・ストマ・酸素・褥瘡・カテーテル・呼吸器(
その他		

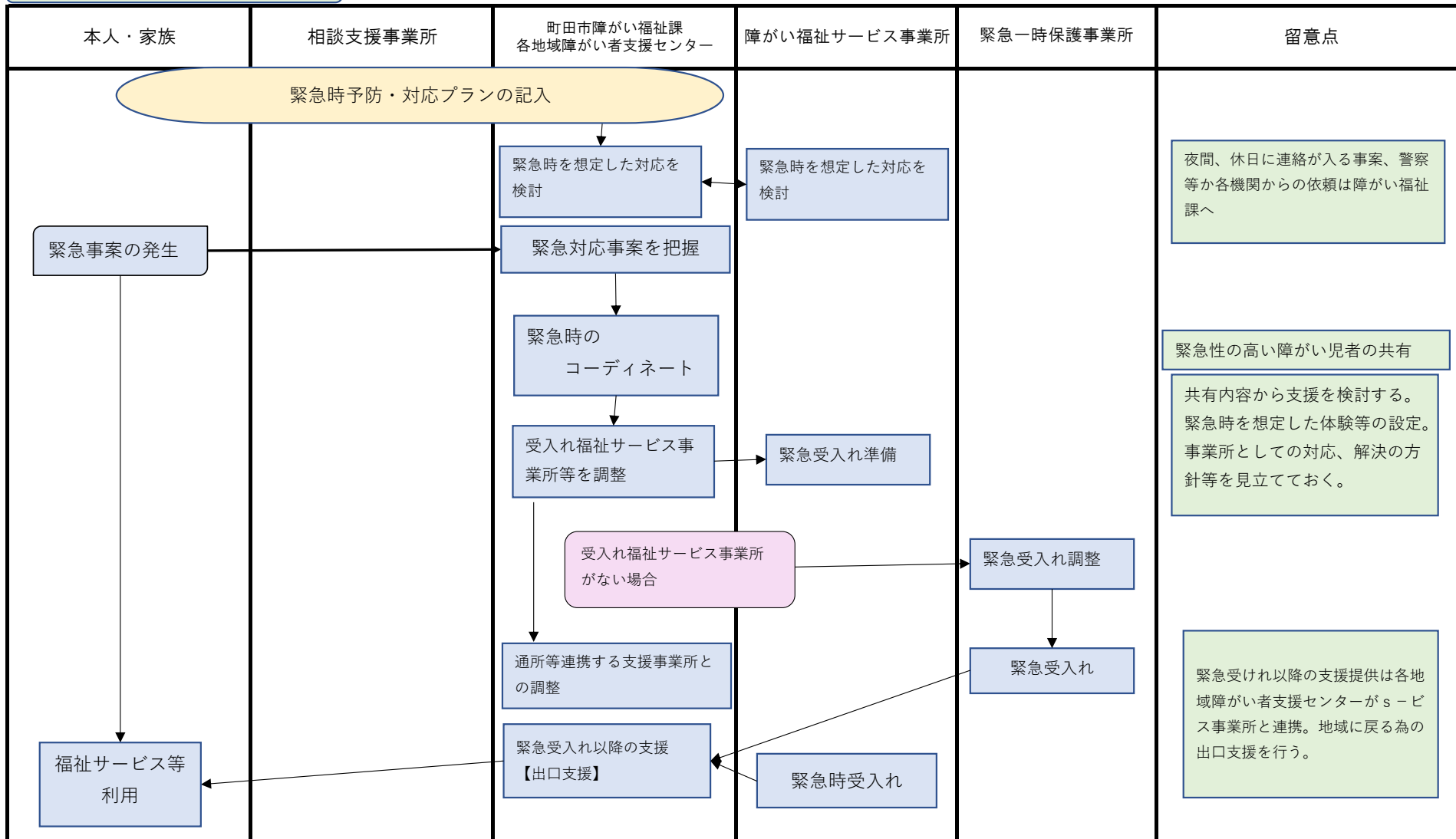
緊急時対応（知的・身体の方の介護者が不在等）の手順

パターン① 相談支援事業所あり



緊急時対応（知的・身体の方の介護者が不在等）の手順

パターン② 相談支援事業所なし



地域生活支援拠点 地域体制強化共同支援加算 事務の流れ

	主体	作業	内容
①	相談支援事業所	ケース会議の開催	支援が困難な計画相談支援対象障がい者に対して、指定特定相談支援事業所の相談支援専門員と福祉サービス等を提供する事業者（保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス等を提供する事業者のうちいずれか） <u>3者以上</u> が、会議により情報共有及び支援内容を検討する。
②	相談支援事業所	支援の実施	在宅での療養又は地域で生活する上で必要となる説明及び指導等の必要な支援を共同して実施する。
③	相談支援事業所	記録書の作成	説明及び指導の内容、地域課題を整理し、記録書にまとめる。
④	相談支援事業所	記録書の提出	障がい福祉課または、地域障がい者支援センターに提出する。※毎月第2金曜日まで 郵送かメールでも可
⑤	相談支援事業所	報告	障がい者支援センター連絡会で内容を報告する。 ※毎月第3金曜日午後、リモート可
⑥	相談支援事業所	請求	毎月10日までに国保連に請求する。
⑦	障がい福祉課	請求の確認	請求の確認
⑧	支援センター連絡会	記録書の整理	記録書から課題を整理。相談支援部会で報告
⑨	相談支援部会	記録書の確認	記録書と整理された課題から検討。
⑩	施策推進協議会	課題の共有	相談支援部会から課題を報告。施策の検討。計画への反映

障がい者支援センター・地域生活支援拠点相談支援事業所の相談事例から見える地域課題の整理(案)

※表の太字部分が2023年8月の相談支援部会以降に追記した情報

機能	課題 「事例報告および地域課題整理シート」「ネットワーク会議報告書」 「町田市地域体制強化共同支援記録書」	課題の具体例	達成目標			課題解決に向けての協議の場
			①	②	③	
相談	支援困難事例の解決に向けた相談や検討の場が不足している(十分に活用されていない、十分に機能していない) ＜人材の確保・養成、体制づくり＞	<ul style="list-style-type: none"> ・本人の周囲の人はサービスにつながってほしいと考えているが、本人はサービス利用の必要性を感じていない ・親が障がいのある本人の介助(支援)に他者が加わることを拒む ・本人の選択が大きなリスクをはらんでいて、どこまで自己決定を尊重すべきか悩む ・暴言などの問題行動がある利用者の対応に困っている ・暴力的な言動から警察に通報することが度々ある ・サービス提供事業所から、本人のサービス利用が安定しないとの相談が障がい者支援センターに度々入る 	定例の「相談・検討の場」が身近にある	地域全体の相談支援事業所やサービス提供事業所が定例の「相談・検討の場」を認識して活用している	相談支援専門員(支援者)が定例の「相談・検討の場」のネットワークを活用して、相談者(利用者)の希望実現や課題解決を図る支援チームを迅速につくっている	
	緊急事態を予防する(社会資源を活用した自立に向けた)相談・支援が十分に行えない、行われていない(促進する環境が整っていない) ＜体験の機会＞	<ul style="list-style-type: none"> ・介護者であった親が病気になる、これまで通りの介護をできなくなったが、サービス利用等の提案を受け入れられない ・本人のケガにより、生活拠点を遠方のグループホームに変更しなければならず、本人の意向を十分に汲み取れなかった ・緊急時、不測の事態に備えたサービス利用等の本人や家族の動機づくりができない ・元気な高齢の親が「本人の介護は自分で行える」「本人と離れるのが心配」と、本人のサービス利用を受け入れられない ・高齢の両親が本人の今後を心配しているが、本人は困っておらず本人の相談に至らない 	緊急事態予防(自立生活実現)の視点を入れたサービス等利用計画、緊急時予防・対応プラン等の計画が作成されている(数値目標:障害福祉サービス利用者の〇〇%)	緊急事態予防(自立生活実現)の視点を入れたサービス等利用計画、緊急時予防・対応プラン等の計画が作成され、計画に基づいた備えがされている(数値目標:障害福祉サービス利用者の〇〇%)	個別避難計画が作成されている 計画に基づいて訓練(シミュレーション)を実施し計画が更新されている(数値目標:障害福祉サービス利用者および当該計画対象者の〇〇%)	
	発達の遅れや障がいのある児童のライフステージや生活状況に応じた切れ目のない支援が困難な実態がある ＜体制づくり＞	<ul style="list-style-type: none"> ・障害児通所支援を利用していたが、利用が安定せず中断し支援機関との関係も途絶えてしまった 	関係する支援機関が出席する個別支援会議が開催され、支援方針検討と役割分担が行われている	支援機関の間で相互に役割が理解され、支援の導入や支援方針検討、役割分担が円滑に行われている	「療育記録ノート」が地域全体で活用されている ・本人、保護者、支援者で共有 ・ライフステージの変化に対応して情報と支援が引き継がれている ライフステージに応じた支援モデルが作成され、地域全体で活用されている	
	障害者福祉制度利用の根拠はないが制度の狭間で障がい者支援センターが対応している事例がある	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢の親が本人の就労・医療・福祉の多岐にわたる手続きを代わってやらねばならなかったが、それぞれを異なる窓口で相談する負担がとて大きかった。 ・マンション所有者から、「住人である子どもに対する苦情で困っている、子どもには障がいがあるかもしれない」との相談が入り対応している ・障がいの認定はないが精神・知的障がいに起因すると思われる生活上の困りごとがあり対応している 	実績を可視化して連携が可能な社会資源情報が共有されている(例) ・福祉制度利用根拠なし ・労働問題 ・ペットの保護 ・住民間トラブル	制度の狭間を埋めて支援をするための情報交換の場があり、支援チームづくりが行われている	困りごとの内容や福祉分野によらずに相談を受け、適切な支援機関や社会資源をコーディネートする総合相談窓口が機能している	
	障害福祉サービス等の社会資源活用に向けた関係づくりや動機づくり支援 ＜体制づくり＞	<ul style="list-style-type: none"> ・本人の希望とニーズに大きな乖離があり、本人の希望に沿うことが、結果的に困りごとを大きくすることになってしまう ・本人の周囲の人が困っているが、本人は困っておらず、支援をするための関係をつくることができない ・本人の意向を確認し同意のうえでサービス利用の手続きを進めたが、納得しておらず苦情になってしまった 	関係機関が本人や家庭の状況に応じた支援チームを構築し、分担して社会資源活用に向けた動機づくりの相談・支援をしている 本人や家庭の動機や気持ちに応じた相談支援モデルや活用できる社会資源の一覧がある	障害福祉サービス利用者の計画相談支援利用率が向上し、障がい者支援センターが社会資源活用の動機づくり支援に十分な時間を使えるようになっている	福祉分野や相談内容によらず総合的に相談を受けることのできる相談窓口と連携した相談支援の仕組みが整っている	
緊急時の受け入れ対応 ＜相談、体制づくり＞	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急対応が可能な短期入所事業所があるが、本人の病気や障がいによっては受け入れできない ・家族が新型コロナウイルスに感染したことにより本人の通所およびヘルパーの利用ができなくなり、急遽短期入所を探したが受け入れ可能な事業所がなかった ・相談支援事業所から、本人の生活を支える家族の急病で緊急でサービス等の調整が必要になったため支援してほしいとの依頼が入った。 	基幹センター、SC、一部の相談支援事業所で「緊急時対応の流れ」を使用した緊急時対応を試行的に実施している	緊急時対応に有効なツールが示されている(生活状況調査書、緊急受け入れ可能な短期入所一覧など) 相談支援事業所が「緊急時対応の流れ」を使用して契約している利用者の緊急時対応を行っている 緊急時の突発的な利用に対応できる事業所が複数あり、対応内容や対応能力、利用のルールや仕組みが整備されている	緊急時対応⇒サービス等利用計画の更新⇒緊急時予防(希望する生活の実現)の実践の好循環が地域全体で生まれている 高リスクだが計画相談支援等の利用による備えができない家庭を見守る仕組みがある		

機能	課題 「事例報告および地域課題整理シート」「ネットワーク会議報告書」 「町田市地域体制強化共同支援記録書」	課題の具体例	達成目標			課題解決に向けての協議の場
			①	②	③	
体験の機会・場	十分なアセスメントを経ないグループホーム等のサービス利用開始により不応をおこす事例が多い <人材の確保・養成>	・家族からの話をもとに支援内容を検討し入居したが、入居後に行動障害があることがわかり、支援内容の見直しが必要になった	サービス等利用計画等のプランに基づいて体験の機会が活用され有効なアセスメントが行われている	アセスメント能力が備わっている多様な体験の場がある	サービス等利用計画に基づいた計画的な体験の場の利用が地域全体で行われている	
専門的人材の確保・養成	相談支援事業所の支援力向上を支える仕組みづくり <体制づくり>	・主たる介護者である家族の病気により緊急的、期間限定で短期入所の月31日支給が認められたが、今後の生活を継続的に支える支援体制づくりが行われない	事業所が活用できる研修の情報が発信されている(定例の「相談・検討の場」の活用) 人材育成ニーズの調査を行い、ニーズを把握している	事業所間の人材交流があり相互に支援力を高め合っている 高齢者福祉分野と共通のニーズがある研修を協働で開催している	地域の人材育成ニーズ(多様な障がい特性)に対応した研修を企画する場があり、計画的に研修を開催している	
	グループホームの支援力向上を支える仕組みづくり <体制づくり>	・生活の継続に欠かせない受診支援が提供されず本人が困っている ・夕方や休日の過ごし方を相談できず困っている				
	行動障がいに対応できるヘルパー人材の不足	・行動障がいに対応できるヘルパーが限られていて、必要な時間数のサービス提供を受けられない				
	就労移行支援事業所の支援力向上 (事業者満足が中心になっていないか)	・本人が無職の両親や未就学含む兄弟の面倒をみながら就労に向けた訓練をしようとしていることが申請時に分かったが、就労移行支援事業所は連携支援の必要性を考えていなかった				
地域の体制づくり	地域課題の解決に向けた協議の場が少ない		個別支援会議やネットワーク会議で、事例を通して地域課題を共有している	個別支援会議やネットワーク会議で把握された地域課題や解決提案が障がい者施策推進協議会(自立支援協議会)に報告されている。	障がい者施策推進協議会(自立支援協議会)で地域課題が整理・分類され、それぞれの課題に対応した協議の場が設けられている	
	家庭への支援を円滑に連携して実施する体制づくり (障がいのある親と子、高齢の親と障がいのある子など) <相談>	・親が障がいのある本人のサービス利用をはじめとした生活全般を支えてきたが、高齢化に伴いできなくなってきた ・高齢の親から、病気で退職し20年以上同居している本人の生活を心配しての相談、親自身も認知機能低下を心配し、高齢者支援センターへの相談につながった ・本人(親)のヘルパー利用の相談であったが、障がいのある子の発達支援や教育、育児についての課題解決も必要であった ・特別支援学校や特別支援学級不登校の相談が増えている ・家庭や本人のニーズ、価値観を高齢と障がいの関係機関が共通に理解して支援をすることが難しかった ・ 障がいのある子のサービス利用内容を家族と共有し、利用開始に向けた調整をしたが、家族が行動に移すことができず滞っている	好連携事例の共有やニーズに応じた支援チームづくりの相談をする場がある	家庭への支援を多機関が連携して共通の方針で実施する風土(それが当たり前)があり、ニーズに応じて迅速に支援チームがつくられている	他機関連携支援のモデルが複数パターン作られ、地域全体で活用されている ・8050家庭 ・育児困難家庭 ・不登校 など	
	障害児・者の生活を支える社会資源不足 ・重度の障害(強度行動障害、重症心身障害など) ・医療的ケア ・生きがいづくり ・移動手段 ・ヘルパー ・共生型 <人材の確保・養成>	・常時の医療的ケアが必要で、訪問サービスを利用しながらも家族が仮眠程度の睡眠でケアを続けている。入所施設や短期入所を希望しているが受け入れ先が見つからず、病院が例外的なレスパイト入院を受け入れている ・成長と共に自力歩行が可能となるも手厚い医療的ケアが必要な通所先が見つからなかった ・居宅介護・重度訪問介護事業所の事情でサービス提供の変更や中止、撤退が相次ぎ、本人の生活が安定しない ・公的サービスの前段階で継続的な関りや居場所を必要としているが社会資源が見つからない ・移動支援の単価が低く受けられないという事業所が増えている ・余暇の過ごし方を考えるうえでの情報や選択肢が乏しい ・視覚障がいのある方がフレイル予防のための活動の場を希望されたが、なかなか見つからない	障がいの特性によって多様なニーズがあることを踏まえ、どのような社会資源がどれくらい不足しているか、実態を把握している	不足している(充足されない)理由を分析し、対策を検討している	障がい者プランに整備計画が具体的(定性・定量)に記載され進捗管理されている	

機能	課題 「事例報告および地域課題整理シート」「ネットワーク会議報告書」 「町田市地域体制強化共同支援記録書」	課題の具体例	達成目標			課題解決に向けての協議の場
			①	②	③	
障がい者の高齢化に対応したサービスの不足		<ul style="list-style-type: none"> ・知的障がいのある人の高齢化速度に制度が追いつかない。65歳を迎える前に身体機能の低下が生じてくる事例がある ・65歳未満であっても加齢に伴い身体機能が低下していくが、それを補うリハビリに特化したサービスがない ・65歳未満のグループホーム入居者が高齢化に伴う身体機能低下で外出が難しくなった。(家族の意向で愛の手帳を取得しておらず、身体障害者手帳も1級ではないため、移動支援の対象とならず、グループホーム入居者であることから居宅介護(通院等介助)も使えない) 	<p>障がい者の高齢化に伴うニーズを把握している</p> <p>障がい者の高齢化に対応して生活介護事業所等が行っている工夫(プログラムなどの情報)が地域のなかで共有、活用されている</p>	<p>共生型サービスの必要性、有効性が共有され障がい者プランに整備計画が記載されている</p>	<p>共生型サービスなど、障がい者の身体年齢に対応した社会資源増え、ニーズに応じて選択できるようになっている</p>	
強度行動障がいに対応した障害福祉サービスの不足		<ul style="list-style-type: none"> ・強度行動障がいのある人の支援をできるヘルパー事業所が限られていて受け入れ先がない ・移動支援から行動援護に切り替えたいが、行動援護に対応できる事業所が少なく、切り替えが本人の不利益になる ・強度行動障がいに対応できるヘルパーが限られていて、必要な時間数のサービス提供を受けられない(再掲) 	<p>強度行動障がいに対応できる障害福祉サービス事業所の情報が共有、活用されている</p> <p>対応可能な事業所不足の要因を調査・分析し、把握している</p>	<p>事業所間の人材交流を行うネットワークがあり、相互に支援力を高め合っている</p>	<p>強度行動障がいのある人の支援を依頼するときに、対応可能な事業所の選択肢が複数ある</p>	
権利擁護支援の体制強化 <相談>		<ul style="list-style-type: none"> ・親が自身の思いで本人の利用するサービスや事業所を決めていて、本人の意思を確認できない ・生活費を管理できず、生活維持が困難で、生活援護課も支援が難しいことから成年後見申立て準備を進めている 	<p>好事例が共有されている</p>			
生活の連続性を踏まえた福祉と医療の連携体制が十分に整っていない <相談>		<ul style="list-style-type: none"> ・退院後の生活を支える支援チームが作られる前に退院になることがある ・退院後生活の準備の整い具合とは無関係に退院日ありきで退院になることがある ・脳出血で入院、自宅での生活を再開するためにどのようなサポートを活用するか本人の理解に合わせて準備を進めたが、退院日までに生活基盤を整えることが難しかった。 ・本人は一時的な入院で回復し退院が決定するも、親のメンタル不調など家庭での受け入れが困難であったため、短期入所を急遽探すも調整が難しかった 	<p>医療と福祉で課題を共有する場が定例で設けられ解決に向けた協議がなされている</p>	<p>入院中からの支援チームづくりが標準化されている</p>		
介護保険サービスと障害福祉サービスの使い分け、併用(若年性認知症の方に合ったサービス) <相談>		<ul style="list-style-type: none"> ・若年性認知症の方の介護保険サービス利用を調整したが、経済的事情で受け入れ先が見つからず、障害福祉サービスで対応した ・障害福祉サービスから介護保険サービスにゆやかに移行するために期間限定の両制度併用を相談したがスムーズに進まなかった ・障害福祉サービスの居宅介護(家事援助)を利用していたが、65歳を迎え介護保険サービスの訪問介護に切り替わると、同居家族がいることで家事支援を受けることができなくなってしまった 	<p>高齢者支援センターや居宅介護支援事業所(ケアマネ)と課題が共有されている</p>	<p>高齢者支援センターや居宅介護支援事業所(ケアマネ)と課題が共有され、制度等に関する共通理解を土台に解決が図られている</p> <p>障害福祉サービスから障害福祉サービスへの移行、両サービスの併用について、個別の事情やニーズに応じて柔軟に対応する支援体制が整っている</p>	<p>共生型サービスの必要性、有効性が共有され障がい者プランに整備計画が記載されている</p>	
住所地特例適用事例、住民票所在地と居住地の相違がある事例など自治体間調整が必要な場合の難しさ		<ul style="list-style-type: none"> ・町田市外のグループホームに入居した人が当該自治体市民を対象とした支援機関(地域活動支援センターなど)を利用できない 	<p>行政、基幹センター、SCの役割が可視化されている</p>	<p>自治体間の協定を結ぶなど、相互に支援機関を利用できる方法を検討している</p>	<p>自治体間で相互に支援機関を利用できる環境が整っている</p>	
生活維持が困難になる可能性のある高リスクの家庭を発見、見守る体制 ・福祉サービス等の助けの必要性を感じない ・助けの必要性を感じているが発信できない ・医療や福祉の中断 <緊急時対応、相談>		<ul style="list-style-type: none"> ・ニーズはあるが本人や家族が相談することを拒んでいてアプローチできない ・親族の関係機関から親子の安否不明の相談が入り確認したところ、ライフラインが止まり、障害者手帳も失効するなど、生活を維持できる状況になかった ・家庭のキーパーソンが死去したことで医療中断、障害者手帳や自立支援医療の更新がされず、孤立していた ・知人から福祉サービス利用のない高齢親子を心配する相談が関係機関に入り訪問したところ、重篤な怪我と感染症で入院治療が必要な状態であり、親は認知症、子は精神疾患があることがわかった 	<p>好事例が共有されている</p> <p>・高リスク家庭(ニーズ)の把握⇒見守りチームづくり⇒家庭との関係づくり⇒社会資源活用</p>	<p>好事例の支援ノウハウが地域全体に広がり活用されている</p>	<p>個人情報保護を遵守したうえで地域住民や警察等と連携した支援をする仕組みができています</p>	

機能	課題 「事例報告および地域課題整理シート」「ネットワーク会議報告書」 「町田市地域体制強化共同支援記録書」	課題の具体例	達成目標			課題解決に向けての協議の場
			①	②	③	
	障害福祉サービスの支給基準を超えた利用の相談への対応	・主たる介護者である家族の病気により緊急的、期間限定で短期入所の月31日支給が認められたが、今後の生活を継続的に支える支援体制づくりが行われ(再掲)	事業所と支給基準を共有し、例外的な利用が必要な個別の相談をしている			

2023年度（仮称）障がい者差別解消条例検討部会の活動報告

1 （仮称）障がい者差別解消条例検討部会の目的と開催経過

<目的>

障がい者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例を制定するに当たって、障がい当事者や関連団体、教育機関や学識経験者等、幅広い方々の御意見を反映させながら検討を進めること

<開催>

2023年4月24日、5月22日、6月21日、10月30日、
2024年1月25日の計5回開催した。

2 会議の内容

回数	内容
第1回	条例の名称/前文/目的/基本理念/定義
第2回	責務/役割/不当な差別的取扱いの禁止/合理的な配慮の提供
第3回	相談体制と紛争解決の仕組み 事業者向けアンケートの結果報告、パブリックコメントの実施について
第4回	パブリックコメントの実施結果報告、条文及び逐条解説の最終協議、 2023年度障がい者差別解消理解・促進普及啓発の取組みについて
第5回	市長答申の報告、条例の周知に向けた広報物（条例わかりやすい版・リーフレットなど）及び条例施行後の取組み（案）について

3 パブリックコメントの実施結果

- 実施期間
2023年9月1日から9月29日まで
- 意見総数（提出人数）
84件（29人）
- 主な意見

条文該当箇所	主な意見
第4条～第6条 （責務） 第7条 （障がい者等の 役割）	障がい者に対する差別や配慮は必要と思います。しかし条例ができることで、障がい者が優位な立場になることは避けたいです。例えばお店で人手がないにも関わらず、障がい者の入店をお断りした場合は合理的配慮がないと決めつけてしまうことが善なのでしょうか。お店側の状況や体制などが考慮されないのはおかしいと思います。他のお客さんや周りの人々の手助けが自然発生的に生まれるような社会ができるよう行政と共に民間企業も巻き込んでいけばよいと思います。

条文該当箇所	主な意見
条例の理解啓発・周知方法	子ども子育て会議で検討している「町田市こどもにやさしいまち条例」では条例策定に合わせて、ガイドブックやリーフレット（小学生・小中高生・大人向け）が作成される予定になっています。こちらでは条例毎に趣旨や解説がついていますが、福祉関係に興味薄い人や文字だけでは理解が難しい人もいますので、同じようにガイドブックを作成してください。用語の説明やイラストも使用すればこういった人達や子どもも理解しやすいのではと思います（特に8条・9条の合理的配慮の具体例）。

4 今年度の成果

2023年2月21日付諮問「(仮称)障がい者差別解消条例の制定に係る検討について」に対する答申(2023年12月18日に石阪市長へ答申)。

5 その他

(仮称)障がい者差別解消条例検討部会は、条例施行に向けた内容検討が設置目的であるため、(仮称)町田市障がい者差別をなくし誰もがともに生きる社会づくり条例の制定をもって終了。

町田市障がい者プラン21-26（後期計画）策定に係る 「市民の意見を聴く会」での意見と計画案への対応

日 時：2024年1月13日（土）午前10:00～正午

場 所：町田市庁舎3階 会議室3-2, 3-3

出席者：（市民）21名 / （協議会・部会委員）13名 / （事務局）9名

NO.	ページ番号 (資料5)	市民の意見	計画案への対応
1	P26	重度の知的障がいの子どもがおり、自立のためにグループホームやシェアハウスの利用を検討している。その場合、重度訪問介護の利用が最低でも600時間は必要になる。サービスを必要としている人が、十分に利用できるような体制を構築してほしい。また、重度訪問介護と居宅介護が併用できるようにしてほしい。	障害福祉サービス等に関するとりくみについては、分野2「暮らすこと」主なとりくみ【障害福祉サービス等】に記載しています。
2	P26, 27	<ul style="list-style-type: none"> ・タクシー券を利用できるようにしてほしい。社会福祉協議会が実施している福祉有償運送は、週1回までしか利用できないことに加えて、公共交通機関を利用するのが困難などの利用条件があるため使いづらい。本格的に事業をスタートする前に、実証実験を行ない、アンケートなどにより利用者の意見を聴きながら、事業実施を検討してほしい。 ・以前は、通院交通費に自己負担2,500円という規定はなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・多摩26市では、タクシー券を支給する制度を見直す自治体が増加傾向にあります。町田市では、病院への通院交通費を助成しており、通院に特化しているものの、助成額年間最大12万円は都内で最高額となっています。 ・助成額の上限を年間最大36万円から12万円に見直し、自己負担額を設けた2015年度は、自立支援給付費の単価改定があり、増加額が前年度の約2倍増加した年度でした。福祉として給付費の増加（サービスの充実）は望ましいことですが、財政負担が非常に大きく町田市独自で実施している事業は継続が困難となりました。引き続き、限られた予算の中でできることを研究してまいります。
3	P26, 27	タクシー券を支給してほしい。タクシー会社への教育などの方法を検討してほしい。	ご意見として承ります。
4	P31	重点施策5「グループホームの支援の質の向上に向けたとりくみ及び基盤整備の検討」について、検討をしている場合ではない。深刻な現状を踏まえて、重い障がいがある人が利用できる支援をしていくといった内容に変更してほしい。	ご意見を踏まえて、計画案の記載内容を修正します。

NO.	ページ番号 (資料 5)	市民の意見	計画案への対応
5	P37	就労継続支援B型事業所の工賃をもっと上げられないか。	就労系の障害福祉サービスに関するとりくみについては、分野3「日中活動・働くこと」主なとりくみ【日中活動・就労系の障害福祉サービス】に記載をしています。
6	P38	重点施策6「重い障がいがある人が利用できる生活介護事業所の整備方針の策定」について、どのようなタイプの生活介護事業所が、毎年どのくらい必要になるのかを調査し、そのための準備をしていく、といった支援が必要だと思う。	重点施策の整備方針を検討するうえで、いただいたご意見を参考にします。
7	P40	重点施策8「(仮称)ワークサポートルームの設置と雇用の拡大」について、大きな一歩だと嬉しく思う。事業内容は今後どのように検討していくのか。専門家チームとしてどのような人が入るのか。また、モデルとしている自治体はあるのか。	現時点では検討段階のため、今後の検討状況は計画の進捗管理の中で随時報告していきます。
8	P45	市内の相談支援事業所が増えない。特に、計画相談ができる事業所が不足している。基本報酬が低いため、町田市独自で補助ができないか。また、ヘルパーの担い手を増やすことについても、町田市で補助ができないか。	計画相談に関するとりくみについては、分野4「相談すること」主なとりくみ【相談支援体制】に記載しています。また、福祉分野の担い手不足は、ヘルパーに限らず非常に深刻な課題となっています。今回の計画では、将来を見据えて、学生や子どもたちといった若い世代に福祉分野の魅力を伝えていき、将来的な福祉人材の確保を目指すことを重点施策18「障がい福祉人材の確保方策」として取り組んでいきます。
9	P57	手話言語条例を早く制定してほしい。	ご意見として承ります。
10	P58, 60	情報アクセシビリティについて、視覚障がいや聴覚障がいに関しては記載があるが、知的障がいについては記載がないので、追記してほしい。情報が得られやすいように工夫してほしい。	ご意見を踏まえて、計画案の記載内容を修正します。
11	P62	障がい特性、ジェンダー等の理由により「みんなのトイレ」や「障害者等用駐車区画」しか利用できない人がいることをポスター掲示などによりもっと周知してほしい。必要としている人が利用できない場面が多い。	所管部署にご意見の内容を共有します。
12	P62	歩行器を使用しているが、ターミナルビルから市民フォーラムまでの道にエレベーターを整備してほしい。	所管部署にご意見の内容を共有します。
13	P62	車椅子での通行が困難な道が多い。(レンガの地面で穴が開いている、道が狭すぎる、段差があって降りられない等)	所管部署にご意見の内容を共有します。

NO.	ページ番号 (資料 5)	市民の意見	計画案への対応
14	P68, 69	知的障がい児を持つ父として、親なき後の障がいがある子どもへの支援について関心がある。成年後見制度に関する事業を実施している法人は、社会福祉協議会だけなのか。もっと増やすべきではないか。親がいなくなる前に、後見人制度をどのように活用していけばよいか。計画からは読み取れない。親なき後は、誰がどのように動いてくれるのか。	成年後見制度に関する事業を法人として実施しているのは、ご指摘のとおり社会福祉協議会のみとなっています。成年後見制度に関するとりくみについては、P69 分野9「差別をなくすこと・権利を守ること」主なとりくみ【権利を守ること】に記載していますが、いただいたご意見を踏まえて計画案の記載内容を修正します。
15	P109	計画を立てる上では、見込量と実際の定員数の過不足を考えることが必要。医療的ケアが必要な方の受け入れが困難なこと、看護師の配置等、生活介護事業所の全体像について、計画の中で表現されていくと良いと思う。	障がい者計画部会では、前年度までの各事業所の定員数や実利用者数等の実績の振り返りを行なった上で、見込量を策定しています。医療的ケアが必要な方を含む、重度の障がいがある人が利用できる生活介護事業所については、重点施策6「重い障がいがある人が利用できる生活介護事業所の整備方針の策定」として取り組んでいきます。
16	P109	重度訪問介護の1人あたりの利用時間数について、2021年度は249時間、2022年度は258時間、2023年度は271時間の実績となっている。2024年度以降は、1人あたり271時間の見込量となっているが、高齢化・重度化による増加を見込んで、もっと増やすべきではないか。	サービスの見込量については、2021年度から2023年度は新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けているため、一律的に2018年度から2020年度までの実績値を基に見込量を算出しています。重度訪問介護についても同様の算出方法としています。
17		身体障害者手帳を更新する際、以前は市役所で医師の診断を受けることができたが、今は15条指定医を自分で探して診断書を書いてもらわないと申請ができない。市役所の窓口では、指定医の一覧表を渡され、試しに一覧表のすべてに電話をかけたが、すべての病院で断られた。いきなり一覧表だけを渡されても不安になるだけなので、障がい福祉課に行けば適切な機関につないでもらえる、といった安心感が持てるようにしてほしい。	現在、身体障害者手帳の更新が必要な場合、かかりつけ医が15条指定医なのか確認するご案内をしています。かかりつけ医が15条指定医ではない場合、一覧表をお示しして、受診しやすい医療機関を確認いただいています。受診する医療機関が、初診時の症状がわからないと診断書を書けないと言われた場合、現在受診している医療機関から初診時に受診した医療機関へ診断書を取り寄せる方法をご案内しています。
18		公共施設に常備されている車椅子のメンテナンスをきちんとやってほしい。	所管部署にご意見の内容を共有します。
19		町田市の派遣事業以外の手話通訳者の派遣費用が高い。いつでもどこでも派遣できるような体制を整えてほしい。	ご意見として承ります。

NO.	ページ番号 (資料 5)	市民の意見	計画案への対応
20		視覚障がい者へのガイドヘルパーの予約が取りづらい。ガイドヘルパーの資格を取得したが、定員がいっぱいで働けない人もいるので、依頼の受け方やヘルパーの調整方法を工夫してほしい。(SNSの活用等)	ご意見として承ります。
21		障がいがある人が対象の割引券や、障がいに関わる刊行物を窓口などのすぐに手にとれるような場所に常設してほしい。東京都庁で冊子の配布を依頼したところ、倉庫から取りに行くような状況であり、それでは作った意味がないと感じた。	ご意見として承ります。
22		都営住宅は持ち家がなくなると利用ができないなど、手続きが煩雑。	ご意見として承ります。
23		障害者手帳をカード化し、マイナンバーカードと一緒に持って持ち運べるようにしてほしい。	ご意見として承ります。
24		一般的に、社会人の男性は黒髪・スーツでなければならないが、女性の服装や髪型は自由である。アメリカのように男性の服装や髪型も自由になってほしい。	ご意見として承ります。

後期計画(案)についての協議会・各部会からの意見

障がい者施策推進協議会(第3回)

No.	分野	ページ番号 (資料3)	ページ番号 (資料5)	分類	意見の内容	事務局からの回答
1	10 行政サービスのこと		P73	重点施策17	一部の部署にしか周知されていないとの前提で計画が立てられていますが、部署によっては必要度が高い部署と低い部署があるのではないかと。可能であれば、2024年度に偏りが生じている原因を調査した上で派遣した方が良いのではないかと。	ご指摘を踏まえ、「派遣先の部署に偏りがある」という表現が誤解を招くことから、「聴覚障がいがある人が訪れる頻度の高い窓口からの依頼が多く、訪れる頻度の低い窓口では筆談で対応し、手話通訳者派遣が活用されていない可能性がある」という文言に修正しました。

障がい者計画部会(第7回)

No.	分野	ページ番号 (資料3)	ページ番号 (資料5)	分類	意見の内容	事務局からの回答
1	2 暮らすこと	No.1	P26	主なとりくみ	重度訪問介護と居宅介護の併用は認めた方が良いのではないかと。2つのサービスは報酬額が異なる。例えば、障がいがある人を1人にはできないため、夜間は重度訪問介護を利用したいが、日中は居宅介護を利用したいという人もいないか。自分に置き換えて考えると、実家の母の介護に行きたいが、子どもは置いていけないといった際に、重度訪問介護を使えばいいと思う。	居宅介護における支援内容は、重度訪問介護における支援内容に含まれます。居宅介護は、食事や身体介助といった支援の目的がありますが、重度訪問介護は、見守りも含めた長時間の支援を想定しています。原則併用はできませんが、ご本人やご家族の状況を考慮して支給決定をしていきます。
2	2 暮らすこと	No.2,3	P26	現状と課題 主なとりくみ	タクシー券の支給について。社会福祉協議会が実施している福祉有償運送は、利用条件が多く、緊急時に使うことができない。また、通院交通費制度は、通院時にしか使えないという制限や、2500円以上というハードルがあるため、利用者への負担がある。様々な支援が間に合わず、障がいがある人が緊急で移動が必要になる場面は沢山あるため、タクシー券の支給について、今後も強く主張していきたい。	ご意見として承ります。
3	2 暮らすこと	No.2, 3	P26	現状と課題	タクシー券については、いつも要望が出ているように思うので、「タクシー券の支給についての要望が寄せられています」という文章に「多数」という文言を追記してはどうか。	日々の業務の中で市民の方からご質問をいただくことはありますが、ご要望をいただく機会は少ないため、現行案のままの表記とします。
4	2 暮らすこと	No.4	P31	重点施策5	「市民の意見を聴く会」での意見を踏まえて、当初予定していた目標値のスケジュールや取組内容を変更したことがあれば教えてほしい。	当初予定していた目標値のスケジュールや取組内容の変更はありません。当初から目標値上は、2026年度に施策を「実施」をすることとしていましたが、事業名や事業概要では、表記が「検討」にとどまっていたため、目標値にあわせる形で文言を「実施」に修正しました。
5	4 相談すること	No.8	P45	主なとりくみ	市民の方からのご意見は、計画相談支援事業所に対する運営の補助金を出してほしいという要望だったと記憶している。対応内容はこれでいいと思うが、意見内容が少し違うように感じる。	ご指摘を踏まえて、市民意見の記載内容を修正します。
6	7 情報アクセシビリティのこと	No.10	P58, 60	主なとりくみ 重点施策14	「知的障がいを含む」という文言を追記したことはありがたい。以前の障がい者計画部会でも伝えたが、サービスガイドブックや窓口で配布されているチラシの表記が不親切だと感じる。計画に基づいてバリアフリーに取り組むのであれば、そういった身近なところから改善してほしい。また、2027年度以降の次期計画を策定する際は、計画の素案を作る前に、まずは「市民の意見を聴く会」を開催し、それを踏まえて重点施策や計画内容を考えていくと良いのではないかと。	ご意見の内容を今後の施策及び次期計画策定時の参考とさせていただきます。
7	9 差別をなくすこと・権利を守ること	No.14	P68,69	主なとりくみ	成年後見制度について。80・50問題にはじまるように、親なき後の支援に関する相談は増えている。障害福祉サービス等の事業所から窓口を紹介されて相談に来る方は多いが、サービスにつなげていない人がどこに、どのように相談すれば良いのかという点が、今後の課題になると考える。今回の修正で、「親なき後の問題に不安を抱える人」という文言を加えたことは、当事者にとってわかりやすく、安心できる表記になったのではないかと評価できる。	ご意見の内容を所管部署と共有し、今後の施策の参考とさせていただきます。
8	9 差別をなくすこと・権利を守ること	No.14	P68,69	主なとりくみ	成年後見制度の相談は、高齢者が圧倒的に多く、障がいがある人特有の課題までは深く検討されないことが多い。高齢者や認知症の方と、障がいがある人では抱えている問題が異なると思うので、障がいがある人に対しても利用支援を行っていくことがわかるような表記にしてほしい。	ご指摘を踏まえて、計画案の記載内容を修正します。
9	その他		P93	計画の点検と評価	PDCAサイクルの「Do(実行)」をどれだけやれているかが重要。町田市全体の計画であるため、全ての部署で取り組んでいくことはもちろんのことだが、様々な課題に対応するためには、市単独ではなく民間と協働して進めるなど、実行の進め方も考えた方がよい。町田市障がい者施策推進協議会及び専門部会の会議体制についても、改めて検討すると良いと思う。	ご意見の内容を今後の施策及び次期計画策定時の参考とさせていただきます。
10	その他			コラム	・今回新規で追加された「地域福祉コーディネーター」の内容など、新たな気づきがある。計画全体として、難病に関わる記載がなくなってきたと感じるため、コラムとして、難病に関する内容を載せることはできないか。 ・難病で困っている人のニーズ把握が重要だと思うが、意見を聴く場はどのくらいあるのか。障がい者支援センターやハローワークでは対応できるものが揃っていないように感じる。昨年度、就労の実態調査を実施した際も、サービスを利用していない方からの回答は、「将来の生活への不安」という抽象的なものしか出てこなかった。難病による困りごとは個性が高いが、調査をすることでそういった個別ケースが見えてくると思うので、行政としてニーズ把握を行ってほしい。しかし、個性が高いことを計画上に記載することは困難であるため、コラムという形で難病に関する記載をしてほしい。 ・可能であれば、障がい者施策推進協議会の委員として、難病に精通している保健師や学識経験者を入れてほしい。難病に特化した委員が自分の他にもいると、難病に関する議論に深みが出ると考える。次の委員改選の際はぜひ検討してほしい。	ご意見を踏まえて、難病に関するコラムを追記します。また、関係部署に情報共有を行うとともに、次回の委員改選時の参考とさせていただきます。

町田市障がい者プラン21-26

後期計画

〔 第6次町田市障がい者計画
町田市障がい福祉事業計画（第7期計画） 〕

(案)

2024年3月

町 田 市

○「障害」の「害」の表記について

町田市では、ノーマライゼーション社会の実現をめざし、心のバリアフリーを推進するため、市が使う「障害者」などの表記について、「障害」ということばを「ひと」について使用する場合は、「障がい」と表記するか、可能な場合は他のことばで表現しています。

ただし、国の法令や町田市以外の地方公共団体条例・規則などにもとづく制度、施設名、あるいは団体等の固有名詞についてはそのままの表記とします。

○「障がいがある人」と「障がい者」の表現について

この計画では、基本的に「障がいがある人」という表現を使っています。「障がい者」については、固有名詞として使われている場合のみとしています。

目 次

第1章 計画の基本的な考え方

1 基本理念（一番だいじな想い）	7
2 基本視点（大切にしている考え方）	9
3 基本目標（とりくみの大きな柱）	10
4 計画の位置づけと期間	12
5 施策の体系（とりくみの全体像）	14

第2章 町田市がとりくむこと

用語の説明	18
分野別の課題と施策	19
1 学び、文化芸術、スポーツ活動のこと	19
2 暮らすこと	25
3 日中活動・働くこと	34
4 相談すること	44
5 家庭を築くこと・家族を支えること	50
6 保健・医療のこと	54
7 情報アクセシビリティのこと	57
8 生活環境と安全・安心のこと	62
9 差別をなくすこと・権利を守ること	67
10 行政サービスのこと	72
11 理解・協働のこと	74
国の指針と町田市の考え方	79

第3章 計画の実現に向けて

1 計画の推進のために	90
2 計画の点検と評価	93

巻末資料

1 障がいがある人の状況	96
2 サービス内容一覧	104
3 障害福祉サービス等の実績及び見込量一覧	109
4 区市町村別サービスの提供状況	113
5 計画策定の背景	117
6 計画の検討経過	118
7 計画の検討体制	122

コラム掲載ページ一覧

・(仮称) 町田木曽山崎パラアリーナについて	24
・日中サービス支援型グループホームについて	33
・地域活動支援センター まちプラ	42
・就労の支援機関	43
・地域福祉コーディネーター	48
・育児支援のとりくみについて	53
・障がい者歯科診療所	55
・言語としての手話	61
・災害時の避難について	63
・犯罪や事故・トラブル被害等の電話相談先	66
・「(仮称) 町田市障がい者差別をなくし誰もがともに生きる条例」の 制定について	71
・災害時等障がい者支援バンダナ・ヘルプマーク	78
・地域生活支援拠点等について	83
・難病について	101

第1章

計画の基本的な考え方

いのちの価値に優劣はない

町田市では、障がいがある人の施策について1998年からずっと「いのちの価値に優劣はない」と考え、市民一人ひとりのいのちの尊さを、等しく輝かせることができるようとりくみをすすめてきました。

町田市の考える「いのち」には、3つの意味がこめられています。

1つ目は、「生命」の意味の「いのち」です

障がいがある人もない人もみな、さすかった命を大切に
また、だいじにされて生きる権利をもっています。

2つ目は、「生活」の意味の「いのち」です

生まれた命は、遊び、学び、働き、仲間とすごし、いろいろな活動に参加します。
地域で暮らしていくその毎日は、生活となり、社会とのかかわりとなります。
生活の主人公は、皆さん一人ひとりです。だれもが自分の意志で
必要な支援を受けながら、日々の生活を選ぶ権利をもっています。

3つ目は、「人生」の意味の「いのち」です

毎日の生活は、成長とともに学校に通ったり、仕事や活動をしたり
時には病気になったり、家庭をつくったり、子どもを育てたり、誰かを支えたり
支えられたりすることで、かけがえのない人生となります。
人生のどのような段階にいても、障がいを理由に制限されることなく
自分の意思で、自分の人生を決める権利をもっています。

これらの「いのち」の尊さは、障がいがある人もない人もみな同じです。

町田市では、市民のだれもがもつこれらの権利を
一番だいじにしてこの計画をつくります。

共生社会の実現に向けて

「いのちの価値に優劣はない」という考えは、わたしたちの社会の中に置き換えると、次のような3つの社会につながっています。これらが実現された「共生社会」※1 を目指していく必要があります。

「生命」の意味
の「いのち」

(1) 差別のない社会

すべての人が障がいについての理解を深め、

○障がいを理由とした差別を受けることなく、一人ひとりにあった合理的な配慮※2 が提供される社会。

○障がいの有無によって分けへだてられることのない社会。

○人格と個性が尊重される社会。

「生活」の意味
の「いのち」

(2) 障壁のない社会

障がいがある人の生活を制限しているものや慣例などの障壁・困難が取りのぞかれ、

○あらゆる活動に参加でき、安心して、豊かな生活がもらえる社会。

○制度・施設・設備・サービス・情報などを利用しやすい社会。

「人生」の意味
の「いのち」

(3) とともに生きられる社会

障がいがある人が人生のさまざまな場面で適切な支援を受けながら、

○誰と、どこでどのように暮らすかを、自ら選ぶことができる社会。

○だれもがともに育ち、学び、暮らすことができる社会。

※1 共生社会

障がいの有無にかかわらず、すべての人が互いに人格と個性を尊重しあい、理解しながら生きていく社会のことです。

※2 合理的な配慮

障がいがある人がない人と同等に暮らしたり、学んだり、働いたりといったいろいろな活動をする上で、必要な変更をしたり調整したりすることです。障害者権利条約を批准し、施行された障害者差別解消法では、障がいがある人から社会との間にある障壁を取り除いてほしいという意思の表明があった場合に、合理的な配慮をおこなわないことも差別になるとされ、行政機関にはおこなうことが義務づけられました。東京都でも2018年10月には、差別解消条例が施行され、民間事業者に対しても合理的な配慮の提供が義務づけられています。なお、この計画では、合理的な配慮を、「障がいへの配慮」「適切な配慮や支援」などと表現している場合もあります。

2

基本視点（大切にしている考え方）

町田市は、この計画をつくるにあたって、3つの視点を意識して検討をすすめました。この3つの視点は、計画をつくるだけでなく、さまざまな施策を実施する際にも大切にしていきます。

視点（1）「障がいがある人」のとらえ方をひろげる

「障がいがある人」とは、障害者手帳所持者ではありません。身体、知的、精神の障がいだけでなく、身体や精神のさまざまな機能の障がいや難病などの人も含みます。障がいや疾病によって生じる障壁や、まわりの人や社会環境との間における障壁によって生活のしづらさをかかえている人ととらえます。

この計画では、「障がいがある人」を支援を受ける対象としてみるだけでなく、自らの意思によって社会に参画する主人公としてとらえます。

視点（2）自分で決めることを大切にする

障がいがある人が、障がいがない人と同じ基本的人権をもつ、かけがえのない個人として尊重され、必要な支援を受けながら、だれもが自分のことは自分で決めることができる、また、自分に関わることを自分抜きで決められることのない社会の実現が大切です。

この計画をつくる際も、障がいがある人やその家族が、主体的に関わるができるよう配慮するとともに、その意見を尊重しました。

視点（3）さまざまな障がいや個別の状況に配慮する

障がいがある人といっても状況はさまざまです。

とくに障がいがある女性については、障がいに加えて女性であることによって、さらに困難な状況におかれている場合があります。また、障がいがある子どもには、成人の障がいがある人とは違う支援の必要性があります。

そこで施策の検討・実施にあたっては、性別、年齢、国籍、生活の実態などのほか肢体、聴覚、視覚、知的、精神などの障がい並びに発達障がい、難病、高次脳機能障がいに加えて、それらの障がいをあわせもついわゆる重複障がいなど個別の状況にも十分留意します。

3

基本目標（とりくみの大きな柱）

町田市は、一番だいじな3つの「いのち」の考えと3つの社会の実現に向け、実態調査（※P7参照）等の結果を踏まえて、この計画期間の大きな目標を次のように定めます。

第2章では分野別に、この目標を達成するために重点的にとりくむものを重点施策としてかかげています。

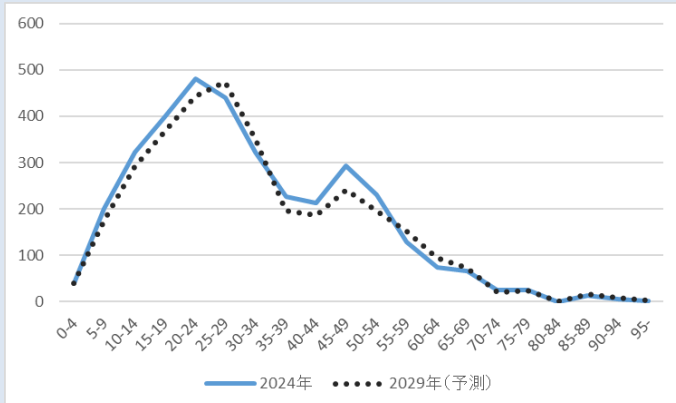
目標1 地域での暮らしを生涯にわたって支える仕組みをつくる

障がいがある人の重度化・高齢化や「親なき後」などの問題があるなかで、障がいがある人が希望に応じ住み慣れた地域で暮らしつづけられるようにする必要があります。

障がいがある人が心と体を健やかに保ち、安心して地域で暮らしつづけるため、福祉はもとより、保健・医療、情報保障、防災、学び・文化芸術・スポーツなどあらゆる分野で障がいがある人に配慮したとりくみや支援体制の整備をすすめることが重要です。

市内では、2029年には約350名程度の知的障がいがある人が50歳台に達し、また、その親の世代が75歳以上の後期高齢者となる見込みです。障がいがある人の重度化・高齢化や「親なき後」に対応した支援が必要です。※手帳所持者数はP96-103参照

<町田市の知的障がい者（愛の手帳所持者）数の推計>



<将来望む生活について（自由記述）>

住み慣れた町田市で暮らし続けたい（145件）

- 必要な福祉サービスを利用しながら、子どもの頃から住んでいる家のあるこの町で暮らし続けたい。
- できれば、住み慣れた地域で暮らし続けたい。
- 障がい者として特別に扱われる事なく、出来るだけ普通に暮らしたい。
- 今後も、施設ではなく地域で生活していきたい。

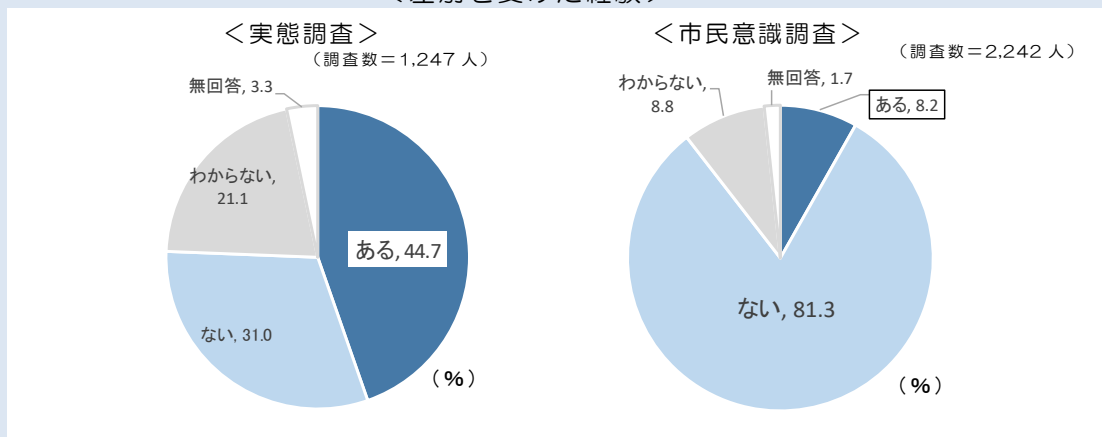
目標 2 障がい理解を促進し、差別をなくす

障がいを理由に異なる扱いを受けたり、合理的な配慮が受けられないといった障がい者差別を感じている人が多くいます。

障がいがある人が、分けへだてなく地域社会で暮らせるようにするために、障がい者差別をなくしていく必要があります。すべての市民や事業者等が、障がいや障がいがある人について理解を深めるとともに、障がい者差別を解消する法律等に基づいて、障がいがある人の権利を擁護していくことが重要です。

実態調査では、障がいがあることを理由に差別を受けた経験があると答えた方が44.7%にのぼっています。一方、市民意識調査※では、日常生活で差別感を感じている方は8.2%にとどまっており、障がいの有・無の違いで、経験や認識に大きな差があることがうきぼりになっています。

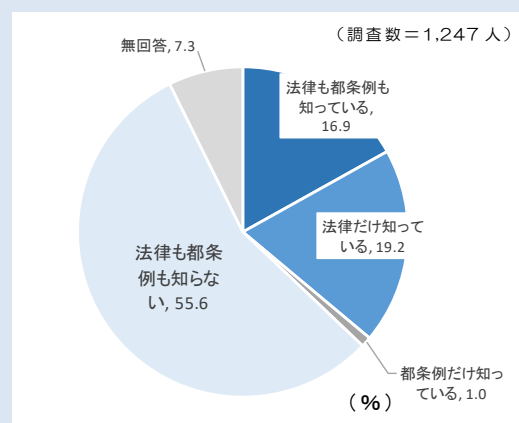
<差別を受けた経験>



※2018年度町田市市民意識調査
(障がいがない人も対象にした調査)

障害者差別解消法や東京都の障害者差別解消条例のことを知らないと答えた人は55.6%にのぼり、法令の認知はすすんでいない現状がうきぼりになっています。

<法令の認知(実態調査)>



<町田市暮らしの状況・生活の困り事に関する調査(実態調査)>

市では2019年度に、「障害福祉サービス等を利用している障がいがある人」「障害福祉サービスを利用していない障がいがある人」「福祉施設入所者」「精神科病院の長期入院者」を対象に、計画策定の基礎資料並びに施策を推進する際の参考とするため、暮らしの状況や生活の困り事などについての調査を実施しました。

※これ以降、この計画で「実態調査」と言う場合はこの調査のことをさします。

実態調査は「町田市ホームページ>トップページ>医療・福祉>障がい者のための福祉>障がい福祉課からのお知らせ>町田市暮らしの状況・生活の困り事に関する調査について」をご覧ください。

4

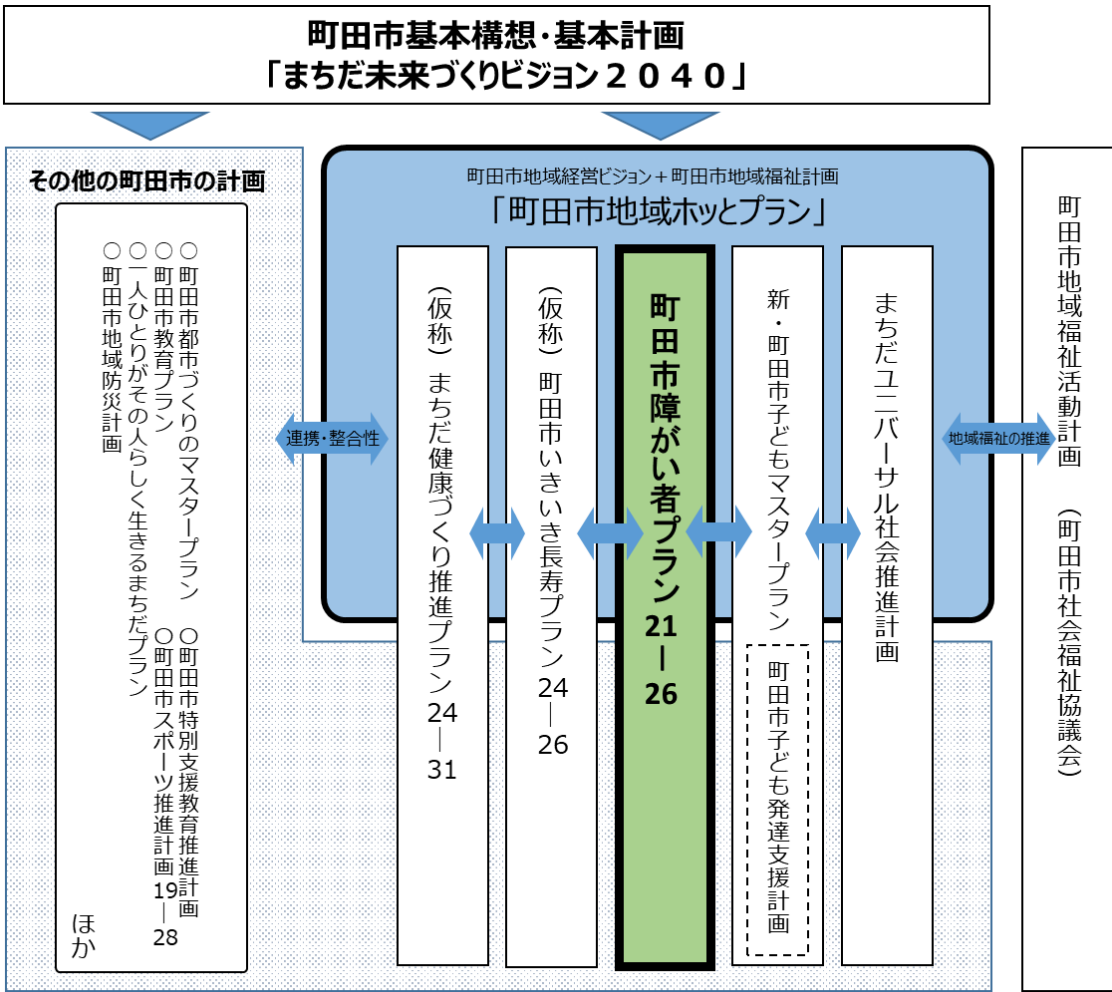
計画の位置づけと期間

計画の位置づけ

- この計画は、町田市基本構想・基本計画「まちだ未来づくりビジョン 2040」のもとに位置づく部門計画のひとつで、基本施策 7-1「一人ひとりの個性を大切に作る地域をつくる」と連動しています。
- 「協働による地域社会づくり」と「地域福祉」の推進を目的とした「町田市地域ホッとプラン」の下位計画の1つとして位置付け、子ども、高齢・介護、保健・医療分野の計画との有機的な関係を特に意識して策定されています。
- この計画は、障害者基本法第 11 条第 3 項に基づく「市町村障害者計画（町田市障がい者計画）」と障害者総合支援法第 88 条第 1 項に基づく「市町村障害福祉計画（町田市障がい福祉事業計画）」を一体的に策定したものであり、市における障がい者施策を総合的かつ計画的に推進する役割をもちます。

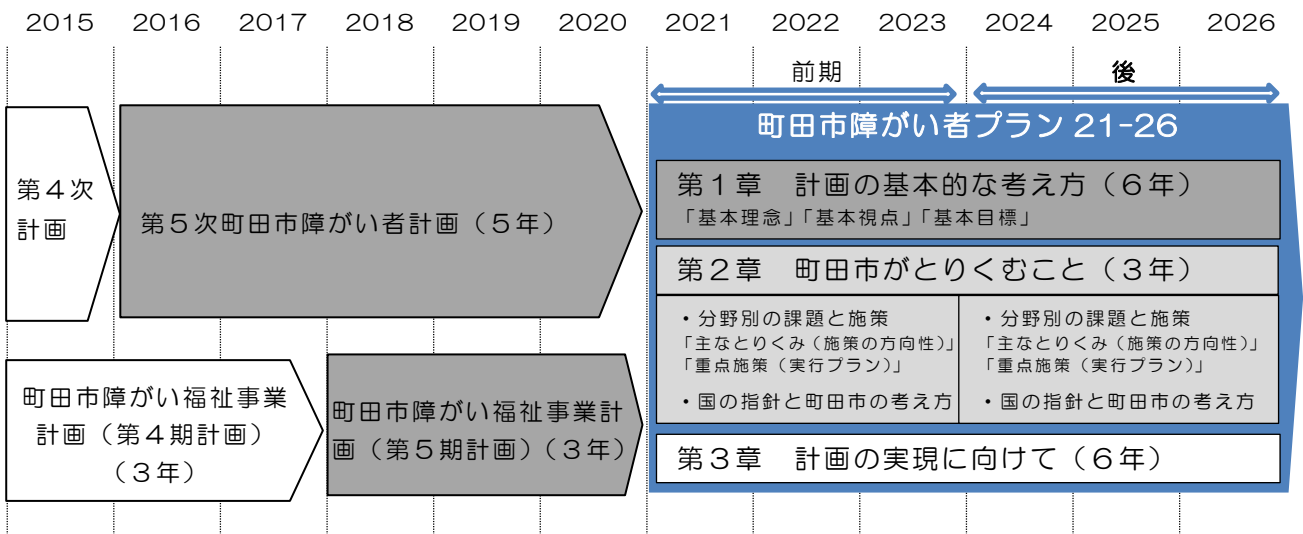
	法的な位置づけ	計画の性格	策定の内容	
町田市障がい者計画	・ 障害者基本法に基づく「市町村障害者計画」	・ 障がいがある人の施策の基本計画	・ 障がいがある人の施策の基本理念や方向性	・ 基本的な方向性を具体化するための施策や事業（実行プラン）
町田市障がい福祉事業計画	・ 障害者総合支援法に基づく「市町村障害福祉計画」	・ 障害福祉サービス、相談支援や地域生活支援事業の提供体制について定める計画（国から指針が示される）	・ 障害者総合支援法の各種サービス（施設通所、ホームヘルプ、短期入所など）の見込量や達成目標	

- この計画は、福祉に限らず、学び、文化芸術、スポーツなど障がいがある人の暮らし全般に関わる計画であることから、全庁的な視点を持ち他の部門計画との整合をはかって推進していきます。
- なお、児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項に基づく「市町村障害児福祉計画」は、障がいの有無にかかわらず、すべての子どもが共に成長できるよう、町田市における子ども施策の基本計画である「新・町田市子どもマスタープラン」の下位に位置づけ、「町田市子ども発達支援計画」として策定されています。



計画の期間

・計画期間は 2021 年度から 2026 年度の 6 年間です。2021 年度から 2023 年度までの 3 年間は前期、2024 年度から 2026 年度を後期としており、本冊子では、後期の計画内容を記載しています。



・なお、国の動向や社会情勢が変化した場合、計画期間中であっても必要な見直しをおこないます。

5

施策の体系（とりくみの全体像）

基本理念

基本目標

施策分野

いのちの価値に優劣はない

1
地域での暮らしを
生涯にわたって
支える仕組みを
つくる

2
障がい理解を
促進し、差別を
なくす

1 学び、文化芸術、
スポーツ活動のこと



2 暮らすこと



3 日中活動・働くこと



4 相談すること



5 家庭を築くこと・
家族を支えること



6 保健・医療のこと



7 情報アクセシビリティ
のこと



8 生活環境と安全・
安心のこと



9 差別をなくすこと・
権利を守ること



10 行政サービスのこと



11 理解・協働のこと



重点施策（実行プラン）

前 期（2021～2023 年度）	後 期（2024～2026 年度）
-------------------	-------------------

【重点 1】小学生を対象とした障がい者スポーツ体験教室開催	【重点 1】小学生を対象とした障がい者スポーツ体験教室開催
【重点 2】障がいがある人の学習成果を発表する場の充実	【重点 2】障がいがある人の生涯学習機会の充実
【重点 3】地域生活支援拠点等有する機能の充実	【重点 3】地域生活支援拠点等有する機能の充実
【重点 4】精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム構築に向けた保健・医療・福祉の連携	【重点 4】精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム構築に向けた保健・医療・福祉の連携
【重点 5】重い障がいがある人が利用できるグループホームのあり方の検討	【重点 5】グループホームの支援の質の向上に向けたとりくみ及び基盤整備の実施
【重点 6】既存の事業所の活用による、重い障がいがある人の日中活動の場の確保方策の実施	【重点 6】重い障がいがある人が利用できる生活介護事業所の整備方針の策定
【重点 7】障がいがある人の就労に関する実態調査	【重点 7】障がい者雇用の促進に関するとりくみ
【重点 8】障がい者就労・生活支援センター等を中心とした連携強化会議	【重点 8】（仮称）ワークサポートルームの設置と雇用の拡大
【重点 9】相談支援体制の強化	【重点 9】相談支援体制の強化
【重点 10】課題を抱え孤立している障がいがある人・家庭への相談支援	【重点 10】課題を抱え孤立している障がいがある人・家庭への相談支援
【重点 11】短期入所事業所の基盤整備	【重点 11】短期入所事業所の基盤整備
【重点 12】医療機関に対する障害者差別解消法及び町田市条例の周知	【重点 12】医療機関に対する障害者差別解消法及び町田市条例の周知
【重点 13】手話通訳の普及促進	【重点 13】聴覚障がいの理解及び手話の普及促進
【重点 14】市からの情報発信のバリアフリー化推進事業	【重点 14】市からの情報発信のバリアフリー、ユニバーサルデザインの推進
【重点 15】サービス・支援機関等の情報提供事業	
【重点 16】避難体制の充実	【重点 15】避難体制の充実
【重点 17】障がい者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例制定	【重点 16】障がい者差別解消の推進に向けた会議体制の整備
【重点 18】行政窓口における意思疎通の環境整備	【重点 17】行政窓口における意思疎通の環境整備
【重点 19】理解促進研修・啓発事業	
【重点 20】支援人材対策事業	【重点 18】障がい福祉人材の確保方策

重点施策 1	➡	P22
重点施策 2	➡	P23
重点施策 3	➡	P29
重点施策 4	➡	P30
重点施策 5	➡	P31
重点施策 6	➡	P38
重点施策 7	➡	P39
重点施策 8	➡	P40
重点施策 9	➡	P46
重点施策 10	➡	P47
重点施策 11	➡	P52
重点施策 12	➡	P56
重点施策 13	➡	P59
重点施策 14	➡	P60
重点施策 15	➡	P65
重点施策 16	➡	P70
重点施策 17	➡	P73
重点施策 18	➡	P76

「SDGs」は国際社会が共通の目標としている「持続可能な開発目標」の略称です。

SDGsは、17の目標と169のターゲットからなり、さまざまな不平等や格差をなくすための目標（目標1 貧困をなくそう、目標2 飢餓をゼロに）、すべての人への健康と福祉、教育を提供するための目標（目標3 すべての人に健康と福祉を、目標4 質の高い教育をみんなになど）、暴力や虐待からあらゆる人を守るための目標（目標16 平和と公正をすべての人になど）、将来の子どもたちに豊かな自然を残すための目標（目標14 海の豊かさを守ろう、目標15 陸の豊かさも守ろうなど）など、私たちにも深く関連する目標がかかげられています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



この計画は、SDGsの目標のうち特に、「3 すべての人に健康と福祉を」「4 質の高い教育をみんなに」「8 働きがいも経済成長も」「9 産業と技術革新の基盤をつくろう」「10 人や国の不平等をなくそう」「11 住み続けられるまちづくりを」「16 平和と公正をすべての人に」「17 パートナーシップで目標を達成しよう」の8つのゴールとのかかわりが深く、これらの目標への貢献も意識し推進していきます。

第2章

町田市がとりくむこと

用語の説明

◆分野別の課題と施策

現状と課題

実態調査結果や前計画の振り返りなどを踏まえた分野別の現状と課題。

主なとりくみ

個別具体的な事業ではなく、「現状と課題」をふまえたとりくみの方向性を示すもの。計画期間中は記載されたとりくみの方向性に沿って具体的なとりくみを検討・実施していく。

重点施策（実行プラン）

「主なとりくみ」の中から、基本目標を達成するために重点的にとりくむべき内容として選ばれたもの。具体的な事業を設定し、目標値などを定めて年度ごとに進捗管理を行う。

この分野に関するサービスの見込量

計画期間における障害福祉サービスや地域生活支援事業の種類ごとの必要な量の見込。

※各サービスの 2023 年度実績については、計画策定時点で実績が確定していないため、見込を掲載。

※サービス内容は巻末資料参照。

◆国の指針と町田市の考え方

「施設に入所されている人等の地域生活への移行」、「地域生活の継続の支援」、「就労支援」といった、障がいがある人が自立した生活をおくる上での課題に計画的に対応するために、計画策定にあたって国が示す指針の内容と、それに対する町田市の考え方。（市の考え方を示すにあたり町田市障がい福祉事業計画（第6期計画）を振り返り、現状・課題を整理した結果も併せて掲載している。）

指針で示された課題に対するとりくみがどの程度すすんだかを評価するための指標も設定。

分野別の課題と施策

1

学び、文化芸術、スポーツ活動のこと

担当部署：文化振興課、スポーツ振興課、障がい福祉課、生涯学習センター（組織順）

現状と課題

【スポーツ活動】

- 市では、障がい者スポーツ大会の開催、障がい者スポーツ教室・プール教室の実施、スポーツ施設への障がい者スポーツ指導員の配置など、障がいがある人がスポーツをする機会の提供や環境整備にとりくんでいます。
- スポーツ施設に関しては、障がいがある人の利用が進んでいない状況にあります。障がいがある人のスポーツへの参加機会がひろがるよう、障がいがある人もない人も一緒に楽しめるインクルーシブスポーツ※を推進し、施設の利用促進に向け障がいがある人の施設利用案内の情報発信などにとりくむ必要があります。
- また、市ではパラリンピックの開催を契機として、子どもたちを対象とした障がい者スポーツ体験教室の開催や大規模な障がい者スポーツ大会の誘致などにとりくんでいます。共生社会の実現に向け、パラリンピック終了後も障がい理解の普及啓発に向けたとりくみを継続していきます。
- 実態調査では、知的障がいや精神障がいがある人でスポーツ活動への参加を希望する意見が多いにもかかわらず活動機会が少ないといった声があります。また、余暇の過ごし方として、スポーツを楽しみたいと回答した人は視覚障がいや聴覚障がい、知的障がいがある人で多く、年齢別では学齢期の人が多くなる傾向となっています。

※インクルーシブスポーツ…子どもから高齢者まで、障がいがある人もない人も一緒に楽しめるスポーツ

【文化芸術活動】

- 2018 年度に「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が施行され、地方公共団体は、障がいがある人の文化芸術活動の推進に関して、地域の特性に応じた主体的なとりくみを行うことが求められています。市では、いつでも、どこでも、だれでも、あらゆる文化芸術を楽しむことができるよう、文化芸術活動の推進にとりくんでいます。
- 実態調査では、知的障がいや精神障がいがある人で文化芸術活動を含めた余暇活動への参加を希望する意見が多いにもかかわらず活動機会が少ないといった声が上がられています。また、余暇の過ごし方として、芸術や音楽鑑賞を楽しみたいと回答した人は視覚障がいや重度重複障がいがある人で多く、年齢別では 18 歳以上の人で多い傾向がみられます。

【社会教育（生涯学習）】

- 障がいがある方の生涯学習推進の方向性として、国は「誰もが、障害の有無にかかわらず共に学び、生きる共生社会」を掲げ、誰もが、障がいの有無にかかわらず学び続けることのできる社会を形成していくことが必要であると示しています。この方向性を踏まえ、生涯学習センターでは、誰もが障がい等の事情に左右されずに公平に学習することができるよう、生涯学習機会の充実に向けた取組を推進しています。
- 生涯学習センターでは、障がいがある青年・成人みずから活動内容を企画する障がい者青年学級事業を実施しています。この事業によって、青年たちの自主性が培われ、共生社会への理解促進にも繋がっています。しかし、在籍する学級生が多い一方で、ボランティアスタッフは減少傾向にあり、事業の継続が難しくなっているという課題があります。そこで、新たに学びたい方も公平に学べるような仕組みを検討します。
- 生涯学習センターでは、2020 年度から 2023 年度に障がいがある人のための学習講座を実施し、障がいがある人もない人も共に学ぶことで共生社会への理解を深めています。講座の修了生が団体を立ち上げ、継続した活動に発展しています。
- 実態調査では、知的障がいや精神障がい（発達障がい含む）がある人を中心に「障がいがある人が参加できる余暇活動が少ない」といった困り事意見が多くあげられています。

- 市立図書館では、視覚障がい等のために印刷文字による読書が困難な人や肢体不自由や寝たきりで来館が困難な人のために、対面朗読、資料貸出（点字、録音、CD、DVD、一般図書等の宅配含む）をおこない、学習を支援しています。
- 実態調査によると、休日などの過ごし方として読書を希望する人の割合は、視覚障がいが高くなっており、ニーズがうかがえます。また、2019年度には、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」が施行され、視覚障がいがある人等の読書環境整備の推進が求められています。

主なとりくみ

【スポーツ活動】

- 引き続き、障がいがある人がスポーツを楽しめる機会の提供や環境整備などをおこないます。
- 障がい者スポーツの普及啓発を通じ、障がい理解をひろげます。（⇒重点施策1 P22）

【文化芸術活動】

- 障がいがある人も文化芸術を楽しめる機会の提供や環境整備などをおこないます。

【社会教育（生涯学習）】

- 障がいがある人が学び続けられるように、社会教育（生涯学習）の機会や内容の充実に向けとりくみをすすめます。（⇒重点施策2 P23）

重点施策（実行プラン）

重点施策 1 障がい者スポーツの普及啓発を通じ、障がい理解をひろげます。

事業名	小学生を対象とした障がい者スポーツ体験教室開催		
所管課	スポーツ振興課		
前期計画を踏まえた後期計画でのとりくみ	前期計画では、新型コロナウイルスの影響によりパラバドミントン体験教室を開催できない期間がありました。3か年で約3,000人の小学生に参加していただきました。後期計画では、パラバドミントン体験教室等の参加人数を増やし、より一層の参加機会の拡大を図り、障がい者スポーツの普及啓発や障がいへの理解促進につなげます。		
事業概要	市内の小学校で、障がい者スポーツの体験教室をおこないます。特に、パラバドミントン体験教室では、日本パラバドミントン連盟から選手等を招き、競技用車いすの操作体験や、選手に対する質疑応答をとおして、障がいへの理解促進を図ります。また、選手のプレー見学や交流をとおして、競技の魅力を知ってもらい、障がい者スポーツの普及啓発を図ります。		
現状値	目標値		
2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
1,180人（予定）	1,200人	1,200人	1,200人

重点
施策 2

障がいがある人が学び続けられるように、社会教育（生涯学習）の機会や内容の充実に向けとりくみをすすめます。

事業名	障がいがある人の生涯学習機会の充実		
所管課	生涯学習センター		
前期計画を踏まえた後期計画でのとりくみ	<p>前期計画では、「障がいがある人の学習成果を発表する場の充実」として、これまでとりくんできた障がい者青年学級事業（主に知的障がいがある人を対象）に加えて、障がいに応じた学習講座として、2021年度は聴覚障がい、2022年度は視覚障がい、2023年度は身体障がいに関する講座を開催しました。障がいの有無に関わらず、グループごとに意見交換や発表を活発に行ったことで、講座終了後もサークルの設立等により参加者同士のつながりが保たれています。後期計画では、「障がいがある人の生涯学習機会の充実」として、障がい者青年学級事業に焦点を当て、より多くの障がいがある人が学び続けられるよう、事業の見直しをおこない、新しい仕組みづくりにとりくみます。</p>		
事業概要	<p>障がい者青年学級事業を継続し、より多くの方に届くようにするため、新たな仕組みを検討し、事業を再構築します。なお、「町田市生涯学習センター運営見直し実行計画」及び「(仮称)町田市教育プラン 24-28(案)」に基づき、本施策にとりくみます。</p>		
現状値	目標値		
2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
障がい当事者の方やその方に関わる支援者、関係機関等に対する意見聴取の実施	障がい者青年学級事業がより多くの方に届くとともに持続できる仕組みへの再構築に向けた検討	障がい者青年学級事業がより多くの方に届くとともに持続できる仕組みへの再構築に向けた検討	再構築した仕組みの担い手の検討 ※2028年度実施予定

この分野に関係するサービスの見込量

地域生活支援事業

(1年あたり)

事業名	実績値			見込量		
	2021年度	2022年度	2023年度 (見込)	2024年度	2025年度	2026年度
スポーツ・レクリエーション教室開催等 ・障がい児スポーツ教室 ・障がい児者水泳教室 ・障がい者スポーツ大会	2事業	3事業	3事業	3事業	3事業	3事業

※サービスの内容説明 P108

コ

ラ

ム

< (仮称) 町田木曽山崎パラアリーナについて >

大規模な団地を中心とする木曽山崎団地地区にある旧忠生第六小学校用地内に、幅広い世代に向けたスポーツ推進による健康増進、また、障がい者のスポーツ推進によるパラスポーツの普及啓発ならびにパラリンピックのレガシーを継承するアリーナを整備します。

整備にあたっては、障がいの有無や種別にかかわらず、また、誰もが利用しやすいインクルーシブな施設づくりを目指します。

【施設のコンセプト】

「地域特性を踏まえた健康づくりの場」・「パラスポーツを「する」場・「みる」場」として、高齢者向けの教室事業や各種目の一般開放利用などを実施するとともに、パラスポーツの体験教室やパラアスリートによる練習利用・見学など、新たな価値と魅力を創出します。



(市内の小学校で行っているパラバドミントン体験会のようす)

2

暮らすこと

担当部署：指導監査課、障がい福祉課、保健予防課（組織順）

現状と課題

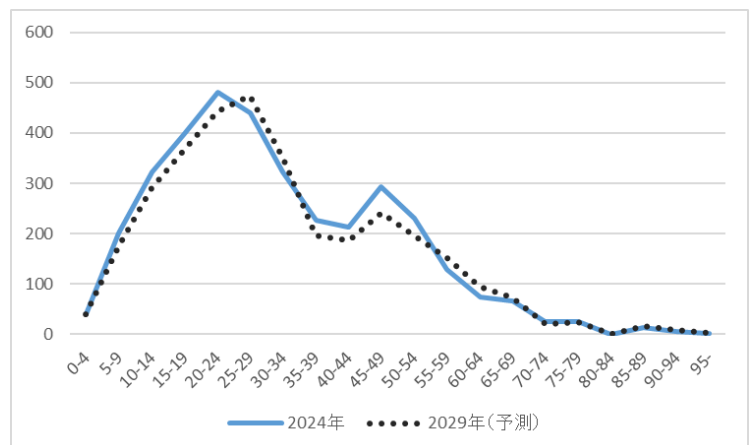
【障害福祉サービス等】

- ・実態調査では、障害福祉サービスの満足度は外出の支援で6割、訪問支援で7割以上、日中活動の支援で8割弱の利用者が「満足している」「どちらか」と満足している」と回答しています。一方で、不満の理由としては、時間数や人材の不足が挙げられています。
- ・実態調査では、障害福祉サービス未利用者のうち 44.6%の方が支援が必要と感じる困り事があると答えたにもかかわらず、サービスを利用したいと答えた人はそのうちの 33.8%にとどまり、49.1%の人が「障害福祉サービスのことを知らない、分からない」と答えています。必要とする人が支援を受けられるように周知していく必要があります。

【障がいがある人の地域での暮らし】

- ・実態調査によると、障がいがある人（サービス利用者）の 81.2%が家族と暮らしています。また、自宅での支援は家族からが 86.2%、訪問支援サービスが 28.0%となっており（複数回答）、サービスを併用しつつも家族からの支援を受けている現状がうかがえます。また、実態調査（施設入所者）では、「施設入所の理由」として「家族による介護が難しくなった」が 54.1%あり、これまでの支援では、家族が介護できなくなると施設に入所せざるを得ない一面があったことが浮き彫りになっています。

- ・市内では、2029年には約350名程度の知的障がいがある人が50歳台に達し、また、その親の世代が75歳以上の後期高齢者となる見込みです。障がいがある人の重度化・高齢化や「親なき後」に対応した支援が必要です。



町田市の知的障がい者数予測（年齢5歳刻み）

- 成人した障がいがある人の生活を家族が支えているという現状がうかがえます。障がいがある人が地域で自立した生活を送れるよう支援する必要があります。
- 前計画中に軽度の障がいがある人のグループホームが充足した一方で、重度の障がいがある人の入居できるグループホームは不足しています。重度の障がいがある人の入居できるグループホームが増えることが望まれています。
- 障がいがある人の移動のための、タクシー券の支給についての要望が寄せられています。

【地域生活への移行】

- 施設入所者の地域生活への移行は十分に進んでいません。
- 長期入院の精神障がいがある人の地域移行をさらにすすめていくことが必要です。

【精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築】

- 前計画期間において、精神障がいがある人を受け入れ可能なグループホームの開設が増え、長期入院の人も含め地域で安心して生活するための基盤整備が進んでいます。
- 精神障がいがある人の地域での暮らしを支えるしくみ（精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム）をつくることが求められています。

主なとりくみ

【障害福祉サービス等】

- 障がいがある人が適切なサービスを受けながら地域で暮らせるよう、障害福祉サービス等の見込み量を設定し、サービス基盤を整備していきます。
- 訪問系サービスについては、本人や家族の状況の変化に対応した適切な支給決定をおこないます。
- 日常生活用具給付等事業については、引き続き、品目や基準額について適切な給付ができるようとりくみます。

- 移動支援事業については、利用者のニーズを注視しながら時間数等の検証・見直しをおこない、事業を推進していきます。
- 支援を必要とする人が適切なサービスの相談につながるよう、地域の障がい者支援センターを中核とした相談支援体制を整備します。
- 障害福祉サービス等の質を向上させるために、事業所への第三者評価の受審促進や市民への周知をおこないます。また、障害福祉サービス事業所に対する利用者や家族からの苦情相談に対応し、事業所への指導・助言を継続するとともに、実地指導の結果や改善状況の活用をはかります。
- 市や事業所、関係機関がそれぞれの強みを生かして協働し、人材確保につながるとりくみをおこないます。(⇒重点施策 18 P76)
- 高齢化や重度化を見据えた質の高い支援ができるよう、事業所や関係機関などと協働しながら、支援に必要な人材育成のためのとりくみをすすめます。
- タクシー券支給についての要望が多く寄せられていること、車いすでも利用しやすいタクシーの整備が市内で進んできていること、障がい者手帳のカード化にともなう多機能化の進展状況などもふまえて、障がいがある人の移動・アクセスを保障するためのさまざまな方策のあり方を検討します。また、合理的な配慮の実現という視点から、事業者とも調整をはかっています。

【障がいがある人の地域での暮らし、地域生活への移行】

- 地域生活につなげるため、施設入所者の区分認定調査時や計画相談のモニタリングなどの場を通じ、地域生活の意向の聞き取りを引き続きおこないます。
- 障がいがある人が、十分な情報を受けたいうえで、グループホームや一人暮らしなど、自身の希望に応じて地域での生活ができるよう支援します。
- 地域生活支援拠点等※の整備及び充実をはかり、障がいがある人が地域で自立した生活をおくれるような支援体制を構築します。(⇒重点施策 3 P29)

※地域生活支援拠点等…地域生活支援拠点等とは、障がいの重度化・高齢化や「親なき後」を見据えた、居住支援のための機能をもつ場所や体制のことです。居住支援のための主な機能は、①相談、②緊急時の受け入れ・対応、③体験の機会・場、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくりの5つとしています。

- 特定相談支援事業所に対し、地域移行を促進する担い手となる指定一般相談事業所を設置するよう促します。
- グループホームの開設相談のほか、施設整備補助は可能な限り実施します。グループホームの支援の質の向上に向けたとりくみを行うとともに、特に重い障がいがある人が利用しやすい基盤の整備につとめます。(⇒重点施策5 P31)
- 高齢化や障がいの重度化に対応する新たなグループホームの類型である日中サービス支援型グループホームの開設に向けた評価会議を開催し、利用者のニーズなど、町田市の実情に応じた事業所の整備を進めます。

【精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築】

- 地域で生活するために必要なサービスの周知をおこないます。
- 保健所及び市内精神科病院、障がい者支援センター等との定期的な連携をはかります。(⇒重点施策4 P30)

重点施策（実行プラン）

重点
施策 3

地域生活支援拠点等の整備及び充実をはかり、障がいがある人が地域で自立した生活をおくれるような支援体制を構築します。

事業名	地域生活支援拠点等が有する機能の充実		
所管課	障がい福祉課		
前期計画を踏まえた後期計画でのとりくみ	前期計画では、地域生活支援拠点等の整備に向けて「町田市地域生活支援拠点事業実施要領」を策定し、5事業所（2023年10月時点）を地域生活支援拠点として指定しました。また、町田市障がい者施策推進協議会・相談支援部会において、緊急時の支援機関の連携や役割について議論し、緊急対応するための個別対応シートのひな形を作成しました。後期計画では、指定事業所数を増やし、より一層の拠点機能の充実を図ります。		
事業概要	地域生活支援拠点等について、①各地域の障がい者支援センターを中心とした面的整備をおこないます。また、②地域生活支援拠点等の機能について、年1回以上、運用状況の検証・検討をおこないます。		
現状値	目標値		
2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
①拠点機能の充実 ②年1回以上	①拠点機能の充実 ②年1回以上	①拠点機能の充実 ②年1回以上	①拠点機能の充実 ②年1回以上

**重点
施策 4**

保健所及び市内精神科病院、障がい者支援センター等との定期的な連携をはかります。

事業名	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム構築に向けた保健・医療・福祉の連携		
所管課	障がい福祉課		
前期計画を踏まえた後期計画でのとりくみ	前期計画では、町田市地域精神保健福祉連絡協議会の専門部会として「障がい福祉部会」と「保健所部会」を設置し、協議する体制を整備したほか、病院への訪問を通じて退院支援のとりくみ等を確認し、病院、相談支援事業所、訪問看護事業所等の精神障がいに関わる事業者による課題共有や意見交換をおこないました。後期計画では、引き続き病院と地域の支援者との連携を強化し、精神障がいがある人の地域生活を支える基盤整備をおこないます。		
事業概要	精神障がいがある人が安心して地域で生活できるよう、保健・医療・福祉関係者等が定期的に連携できるネットワーク会議を開催します。会議において、長期入院者が地域で安心して生活できるような基盤整備に向けた協議を計画的に実施していきます。		
現状値	目標値		
2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
協議の実施年2回	協議の実施年2回	協議の実施年2回	協議の実施年2回

重点
施策 5

グループホームの開設相談のほか、施設整備補助は可能な限り実施します。特に重い障がいがある人が利用しやすい基盤の整備につとめます。

事業名	グループホームの支援の質の向上に向けたとりくみ及び基盤整備の 実施		
所管課	障がい福祉課		
前期計画を踏まえた後期計画のとりくみ	前期計画では、重い障がいがある人が利用できるグループホームのあり方について会議の実施や施設訪問等をおこなった結果、人材不足の課題が特に深刻であることがわかり、さらに調査・検討が必要となりました。後期計画では、計画的に施設を訪問し、当事者のニーズ把握や人材不足などのグループホームの運営課題等の事例収集を丁寧におこない、施策の立案・実施につなげていきます。		
事業概要	グループホームの支援の質の向上を図るため、市内のグループホームを訪問し、運営状況の確認をおこないます。また、引き続き、重度・重複障がい者向けのグループホームの 支援や 計画的な整備について検討をおこない、 施策を 実施します。		
現状値	目標値		
2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
—	①訪問件数:5施設 ②施策の検討	①訪問件数:5施設 ②施策の検討・策定	①訪問件数:5施設 ②施策に基づいた実施

この分野に係るサービスの見込量

障害福祉サービス

【訪問系サービス】

(1か月あたり)

サービス名	項目	実績値			見込量		
		2021年度	2022年度	2023年度 (見込)	2024年度	2025年度	2026年度
居宅介護	利用者数	516人	530人	558人	588人	619人	652人
	利用時間数	9,114時間	9,407時間	9,944時間	10,479時間	11,031時間	11,619時間
重度訪問介護	利用者数	125人	122人	127人	132人	137人	142人
	利用時間数	31,166時間	31,488時間	34,482時間	35,840時間	37,197時間	38,555時間
同行援護	利用者数	104人	100人	104人	108人	112人	116人
	利用時間数	2,399時間	2,649時間	2,523時間	2,620時間	2,717時間	2,814時間
行動援護	利用者数	22人	30人	38人	48人	61人	77人
	利用時間数	517時間	716時間	944時間	1,192時間	1,515時間	1,912時間
重度障害者等 包括支援	利用者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人

※サービスの内容説明 P104

【居住系サービス】

(1か月あたり)

サービス名	項目	実績値			見込量		
		2021年度	2022年度	2023年度 (見込)	2024年度	2025年度	2026年度
共同生活援助	利用者数 (内 精神)	576人 (137人)	629人 (162人)	691人 (147人)	759人 (162人)	834人 (178人)	917人 (195人)
施設入所支援	利用者数	238人	234人	234人	234人	234人	234人
自立生活援助	利用者数 (内 精神)	0人 (0人)	0人 (0人)	3人 (2人)	3人 (2人)	3人 (3人)	3人 (3人)

※サービスの内容説明 P105

地域生活支援事業

(1年あたり)

事業名	実績値			見込量		
	2021年度	2022年度	2023年度 (見込)	2024年度	2025年度	2026年度
日常生活用具給付等事業						
介護・訓練支援用具	50件	54件	60件	66件	73件	80件
自立生活支援用具	80件	83件	89件	96件	103件	111件
在宅療養等支援用具	78件	69件	69件	69件	69件	69件
情報・意思疎通支援用具	197件	82件	92件	103件	115件	129件
排泄管理支援用具	8,649件	8,353件	8,712件	9,087件	9,478件	9,886件
住宅改修費	15件	21件	30件	43件	62件	89件
移動支援事業	547人	575人	600人	627人	655人	684人
福祉ホーム	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
訪問入浴サービス	22人	22人	23人	23人	23人	23人

※サービスの内容説明 P109

コ ラ ム

<日中サービス支援型グループホームについて>

日中サービス支援型グループホームとは、障がいの重度化・高齢化に対応できる新たなタイプのグループホームです。障がいが重度であったり、高齢などで施設への通所が困難になった人が、日中もグループホームで支援を受けることができます。

グループホームの開設にあたっては、事業者は開設する市の協議会等にはかり、また、開設後も、運営状況について協議会等で評価を受ける必要があります。

町田市では、2020年度から町田市障がい者施策推進協議会において事業者の評価会議をおこなっています。日中サービス支援型グループホームは全国で事業所数が増加していますが、介助ニーズの高い人の受け入れや日中の活動プログラムの充実など、町田市の状況にあった事業所の開設を推進していく必要があります。

3

日中活動・働くこと

担当部署：職員課、障がい福祉課、障害者優先調達推進法※に関わるすべての部署（組織順）

※障害者優先調達推進法…障がいがある人が働く障害福祉サービス事業所・企業などが供給する物品やサービスを行政機関が率先して購入・受注し、就労する障がいがある人の自立をすすめることを目的とした法律です。

現状と課題

【日中活動・就労系の障害福祉サービス※1】

- ・特別支援学校の卒業生など新たに活動場所を希望する人や、年を重ねるとともに働きづらくなり、他の活動場所を希望する人が増えています。町田市では重い障がいがある人が通える場が少なく、状況や希望に沿った場所に通えないことがあります。
- ・実態調査では、日中活動系サービスに関して事業所数の少なさや支援にあたる職員の人手不足といった不満の意見があげられています。このような状況が、サービスの利用ニーズがあっても希望どおりに利用できていない人がいる問題の背景要因となっていることがうかがえます。
- ・就労継続支援を利用する人が増えていますが、「工賃や給与が少ない」との不満があげられています。障がいがある人が自立して生活できるよう、工賃や給与を向上させていく必要があります。
- ・障がいがある人の自立生活に向け、家族から離れて過ごす体験の場として短期入所を利用する人が増えています。市内の短期入所事業所は増加していますが、十分なサービス量を確保できている状況にあるとはいえません。

【企業や公的機関などでの就労】

- ・前計画期間における一般就労※2 への移行者数は、障害者雇用促進法の改正などもあり大きく増加しました。特に精神障がいがある人の就労が進んでいます。その一方で、職場環境や仕事内容、人間関係、生活環境などの要因で退職する人も多く、職場定着率に課題があります。

- 市役所の障がい者雇用率は、2022 年度時点で 2.23%と法定雇用率（2022 年度 2.6%、2024 年度 2.8%、2026 年度 3.0%）に至っていません。雇用の拡大が引き続き課題となっており、会計年度任用職員としての職域拡大など採用拡大に向けたとりくみをすすめていきます。
- 市役所では、庁内の郵送や事務補助等の業務で知的障がいがある人のチャレンジ雇用※3 を実施しています。また、特別支援学校の職場実習生の受け入れもおこなっています。
- 実態調査では、差別や偏見を受けたことがあると答えた人のうち、企業などで働く人の約半数が仕事や収入での差別をあげています。雇用する側の障がい理解を高めていくことが必要です。

※1 就労系の障害福祉サービス…障害福祉サービスの一形態として就労や生産活動の機会を提供するもので、雇用契約にもとづく就労継続支援 A 型、雇用契約のない就労継続支援 B 型があります。また、一般就労に向けた訓練を行う就労移行支援や、一般就労後の定着を支援する就労定着支援のサービスもあります。さらに、障害者総合支援法の改正において、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する就労選択支援のサービスが 2025 年 10 月に施行予定です。

※2 一般就労…雇用契約にもとづく、一般企業等への就労のことをいいます。

※3 チャレンジ雇用…障がいがある人が一般就労へ向けた経験を積むため、国・都道府県・区市町村などの行政機関や公立学校において、期限を定めて雇用する形態です。

【支援機関や障害福祉サービス等の利用】

- 実態調査では、ひとり暮らしの人のうち、約半数が平日の日中を「主に自宅で過ごしている」と回答しています（複数回答）。障害福祉サービス等を利用していない 19～65 歳未満の人では、自宅のみで過ごしている人が 23.5%で、特に精神障がいが多くなっています。また、自宅で過ごしている人の約 60%が、支援が必要な困り事を感じています。障がいがある人が支援につながらず孤立してしまう状況の解決や、障がいの特性に合った多様な活動の場が求められています。

- 実態調査では、障害福祉サービス等を利用していない人にサービスの利用意向を聞いたところ、「利用したいと思うことがある」が 20.9%、「サービスのことを知らない、わからない」が 35.6%という回答結果になっています。潜在的なサービスの利用ニーズがありながらも、サービスのことを知らないために利用につなげていない人が一定数いることが考えられるため、支援機関やサービスの情報を広く周知するとりくみが必要です。
- 実態調査では、サービスの中で就労に関する支援を希望する人が最も多く、精神障がいでは約半数と特に多くなっています。将来望む生活についても、「働きたい」「自立したい」といった意見が多く寄せられ、就労のニーズが特に高いことがうかがえます。障がいの特性、疾病の症状などに応じた支援ニーズは多岐にわたるため、さまざまな関係機関と連携した支援をおこなう必要があります。

主なとりくみ

【日中活動・就労系の障害福祉サービス】

- 市内には、車いす利用者や重い障がいがある人、強度行動障がいがある人、医療的ケアが必要な人が利用できる事業所が少ないため、日中活動の場の確保を支援していきます。（⇒重点施策 6 P38）
- 重度重複障がいがある人や医療的ケアが必要な人など、特に重い障がいがある人を対象にした事業所では、手厚い人員配置や専門性の高い技術、特別な環境整備などの運営体制を確保・維持するため、事業所を支援していく施策のあり方を検討します。（⇒重点施策 6 P38）
- 日中活動を希望する、すべての障がいがある人の活動参加を保障するために、事業所の開設・事業継続のための支援にとりくみます。
- 短期入所については、単独型施設の開設やグループホーム開設時の併設を促進します。（⇒重点施策 11 P52）
- 市や事業所、関係機関がそれぞれの強みを生かして協働し、人材確保につながるとりくみをおこないます。（⇒重点施策 18 P76）
- 高齢化や重度化を見据えた質の高い支援ができるよう、事業所や関係機関などと協働しながら、支援に必要な人材育成のためのとりくみをすすめます。

- ・障害者優先調達推進法にもとづく物品やサービスの購入を推進し、市で定める目標額を毎年達成できるようとりくみます。また、市役所以外にも購入を広げるとりくみをおこない、障がいがある人の工賃や給与の向上につながるようつとめます。

【企業や公的機関などでの就労】

- ・障がいがある人の就労と、働き続けるための支援をよりいっそうすすめます。
- ・2021年度から開始した「町田市職員障がい者活躍推進計画」※に基づき、法定雇用率の達成を目指します。あわせて、障がいがある職員が安心して働き続けられるよう、職場の環境づくり、障がい理解や相談体制の充実等をはかります。(⇒重点施策7 P39)
- ・市内の企業や公的機関に対して、障がい者雇用や障がい理解を促進するためのはたらきかけをおこない、障がいがある人が身近な地域で働くことができる環境をととのえます。
- ・市民・事業者等の障がい理解がひろがるよう、さまざまな機会や媒体を通じた普及啓発をおこなうとともに、障がい者差別に関する法律や町田市条例についても広く周知するためのとりくみをすすめます。
- ・障がい者就労・生活支援センター等を中心とした、支援機関の強固な連携体制の構築に向けとりくみます。
- ・障がい者合同就職面接会や企業向けの雇用セミナーの開催支援を推進し、企業や参加者の増加をはかります。
- ・地域での就労・生活の支援体制の確保及び個々の障がいに応じたきめ細やかな支援のため、ハローワーク、商工会議所、企業、教育機関、障がい者支援センター、就労系の障害福祉サービスの事業所、障がい者就労・生活支援センター等と連携して就労支援を進めます。
- ・就労系の障害福祉サービス事業所を利用する人の一般就労への移行や、一般就労した人の就労定着支援の利用を促進できるよう、市から事業所にはたらきかけをおこないます。

※町田市職員障がい者活躍推進計画…町田市が事業主として、障がい者雇用の推進や、市役所で働く全ての職員が障がいの有無に関わらず、能力を発揮して活躍できる職場づくりを推進するための計画です。

【支援機関や障害福祉サービス等の利用】

- ・障がいがある人の日中の居場所づくりや地域活動を支える場として、地域活動支援センターまちプラ事業の検証をおこない、充実をはかります。
- ・日中の一時的な見守り支援や活動の場を確保する日中一時支援については、他のサービス等も含め、ニーズに応えられるよう検討していきます。
- ・支援を必要とする人に適切に情報提供や支援をおこなうことができるよう、体制づくりを検討します。

重点施策（実行プラン）

重点
施策 6

市内には、車いす利用者や重い障がいがある人、強度行動障がいがある人、医療的ケアが必要な人が利用できる事業所が少ないため、日中活動の場の確保を支援していきます。

事業名	重い障がいがある人が利用できる生活介護事業所の整備方針の策定		
所管課	障がい福祉課		
前期計画を踏まえた後期計画でのとりくみ	前期計画では、「既存の事業所の活用による、重い障がいがある人の日中活動の場の確保方策」として、重い障がいがある人を受け入れている生活介護事業所の支援の工夫などの好事例集を作成しました。市内事業所に好事例集を配布するとともに、事業所支援のあり方の検討をおこないました。後期計画では、検討を踏まえ、重い障がいがある人が利用できる生活介護事業所の整備方針を策定し、日中活動の場の確保のためのとりくみを着実にすすめていきます。		
事業概要	重い障がいがある人が利用できる生活介護事業所を計画的に整備していくための整備方針を策定します。		
現状値	目標値		
2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
—	調査・検討	整備方針の策定	方針に基づいた施策の実施

重点
施策 7

市内の企業や公的機関に対して、障がい者雇用や障がい理解を促進するためのはらたきかけをおこない、障がいがある人が身近な地域で働くことができる環境をととのえます。

事業名	障がい者雇用の促進に関するとりくみ		
所管課	障がい福祉課		
前期計画を踏まえた後期計画でのとりくみ	<p>前期計画では、障がいがある人の就労に関する実態調査を実施しました。調査結果をまとめた報告書及び企業での障がい者雇用のとりくみをまとめたパンフレットを作成し、企業へ配布するなど活用に努めました。後期計画では、ハローワーク等の関係機関と連携し、障がい者雇用率未達成の企業に直接訪問します。訪問では、前期計画の調査結果を活用し、障がい者雇用を丁寧に啓発することで、雇用促進に向けたとりくみを着実にすすめます。</p>		
事業概要	<p>障がい者雇用率未達成の市内企業を中心に訪問し、障がいがある人の就労に関する実態調査の結果やパンフレット等を活用して、障がい者雇用の啓発活動を行います。</p>		
現状値	目標値		
2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度
—	企業訪問：5 か所	企業訪問：5 か所	企業訪問：5 か所

重点
施策 8

2021 年度から開始した「町田市職員障がい者活躍推進計画」※に基づき、法定雇用率の達成を目指します。あわせて、障がいがある職員が安心して働き続けられるよう、職場の環境づくり、障がい理解や相談体制の充実等をはかります。

事業名	(仮称) ワークサポートルームの設置と雇用の拡大		
所管課	職員課		
前期計画を踏まえた後期計画でのとりくみ	後期計画から新たに重点施策として掲げる事業です。法定雇用率の達成に向けて、市役所の障がい者雇用の拡大にとりこんでいきます。		
事業概要	市役所の障がい者雇用は、障がい者を対象とした正規職員のほか、主に郵送業務を担当するチャレンジ雇用職員、各部署の事務補助を担う会計年度任用職員の採用を実施しています。今後も多様な働き方を検討するとともに、各課から請け負った軽作業等を集約した(仮称)ワークサポートルームの新設など、新たな配置先の拡大を図り、採用者数の増加を目指します。また、障がいのある職員が安心して働くことができるような環境づくりに取り組み、職場への定着を目指します。		
現状値	目標値		
2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度
①障がい者雇用率 2.32% ②(仮称)ワークサポートルーム未設置 ③採用後1年以内の離職者数0人(障がい者採用)	①法定雇用率の達成 ②(仮称)ワークサポートルーム設置準備 ③採用後1年以内の離職者数0人(障がい者採用)	①法定雇用率の達成 ②(仮称)ワークサポートルーム設置・運用開始 ③採用後1年以内の離職者数0人(障がい者採用)	①法定雇用率の達成 ②(仮称)ワークサポートルーム運営体制の評価と見直し ③採用後1年以内の離職者数0人(障がい者採用)

この分野に関するサービスの見込量

障害福祉サービス

(1か月あたり)

サービス名	項目	実績値			見込量			
		2021年度	2022年度	2023年度(見込)	2024年度	2025年度	2026年度	
日中活動系サービス	生活介護	利用者数	1,126人	1,135人	1,160人	1,186人	1,212人	1,239人
		利用日数	21,298日	21,333日	22,526日	23,031日	23,536日	24,060日
	自立訓練(機能訓練)	利用者数	2人	1人	1人	1人	1人	1人
		利用日数	20日	8日	12日	12日	12日	12日
	自立訓練(生活訓練)	利用者数	51人	66人	75人	85人	96人	109人
		利用日数	804日	926日	1,232日	1,396日	1,577日	1,790日
	宿泊型自立訓練	利用者数	8人	9人	12人	16人	21人	28人
		利用日数	224日	260日	341日	455日	597日	796日
	就労選択支援	利用者数					検討	検討
		利用日数					検討	検討
	就労移行支援	利用者数	126人	130人	142人	155人	169人	185人
		利用日数	2,146日	2,169日	2,320日	2,532日	2,761日	3,022日
	就労継続支援(A型)	利用者数	123人	131人	135人	139人	143人	147人
		利用日数	2,313日	2,435日	2,642日	2,720日	2,799日	2,877日
	就労継続支援(B型)	利用者数	863人	905人	925人	945人	966人	987人
		利用日数	13,377日	13,877日	14,992日	15,317日	15,657日	15,997日
就労定着支援	利用者数	61人	65人	73人	82人	92人	103人	
療養介護	利用者数	47人	45人	45人	45人	45人	45人	
短期入所(福祉型)	利用者数	224人	256人	315人	387人	476人	585人	
	利用日数	1,176日	1,350日	1,576日	1,936日	2,381日	2,926日	
短期入所(医療型)	利用者数	28人	36人	39人	43人	47人	51人	
	利用日数	174日	138日	283日	312日	341日	370日	

※サービスの内容説明 P104-105

地域生活支援事業

(1年あたり)

事業名	実績値			見込量		
	2021年度	2022年度	2023年度 (見込)	2024年度	2025年度	2026年度
地域活動支援センター機能強化事業	実施	実施	実施	実施	実施	実施
日中一時支援	未実施	未実施	未実施	検討	検討	検討
知的障害者職親委託	1人	1人	1人	1人	1人	1人
自動車運転免許取得・改造助成	7件	9件	10件	11件	12件	13件

※サービスの内容説明 P108

コ

ラ

ム

<地域活動支援センター まちプラ>

町田市では、市内在住で継続的に精神科や心療内科に通院している方が創作的活動・生産活動・社会との交流・生活上の困り事の相談ができる場として「地域活動支援センター まちプラ」を設置しています。

利用者からは、「社会とのつながりの場として、まちプラがもっと楽しく活気のあるものになるよう盛り上げてほしい。」という声が寄せられています。

地域活動支援センター まちプラ

郵便 194-0013

住所 町田市原町田4-24-6
せりがや会館4階

電話 042-722-0713

FAX 042-709-3652

開所日・開所時間

- ・月曜日から金曜日の午前9時から午後6時

(お問合せは午前10時から午後5時)

- ・日曜日、土曜日、祝日、年末年始は閉所

まちプラ

地域活動支援センターまちプラ

そうだ! 相談してみよう。



町田市の精神障がい者ご家族、関係者のみなさま

困っていること、まちプラに相談できます

＜就労の支援機関＞

- 仕事を探す場合は、ハローワーク（公共職業安定所）で相談できます。障がい専門の窓口も設置されています。
 - 就職活動のアドバイスや就職後のサポートは、町田市障がい者就労・生活支援センター（りんく・Let's（レッツ））、就労支援センターらいむなどの市内の支援機関や、市外の広域な支援機関である障害者就業・生活支援センターTALANT（タラント）を利用することができます。
 - 障害福祉サービスでは、就労移行支援や就労継続支援、就労定着支援などの事業所があり、就労に向けた訓練や生産活動、就職後のサポートをおこなっています。詳しくは地域の障がい者支援センターにお問い合わせください。
- 他にも、知識や能力をつけるためのさまざまな訓練機関があります。

支援機関の問合せ先

ハローワーク町田 （公共職業安定所）専門援助部門	住所 町田市森野 2-28-14 町田合同庁舎 1 階 電話 042-732-7316 FAX 042-732-8724
町田市障がい者就労・生活支援センター りんく ※主に身体・知的障がい対象	住所 町田市原町田 4-24-6 せりがや会館内 電話 042-728-3161 FAX 042-728-3163
町田市障がい者就労・生活支援センター Let's（レッツ） ※主に精神・発達・高次脳機能障がい対象	住所 町田市原町田 4-24-6 せりがや会館内 電話 042-728-3162 FAX 042-709-3652
就労支援センター らいむ	住所 町田市中町 1-9-20 ハピネス中町 101 号 電話 042-721-2460 FAX 042-732-3350
障害者就業・生活支援センター TALANT（タラント）	住所 八王子市明神町 4-5-3 橋捷ビル 4 階 電話 042-648-3278 FAX 042-648-3598

4

相談すること

担当部署：障がい福祉課、ひかり療育園（組織順）

現状と課題

【相談支援体制】

- 市内5地域にある障がい者支援センターが、地域の相談拠点としての役割を担っています。
- 実態調査では、障害福祉サービス利用者の80.7%、障害福祉サービス未利用者の41.4%が障がい者支援センターのことを「知っている」と答え、障害福祉サービス未利用者では56.3%が知らない状況にあります。
- 実態調査によると、障がい者支援センターの満足度は地域によって差がみられます。
- 障がい福祉課は、基幹相談支援センターとして、各障がい者支援センターの相談の推進をはかるため、窓口対応や相談についての技術的助言を行うとともに、障がい者虐待や障がい者差別、成年後見制度等の権利擁護に関する相談に対応しています。
- 計画相談件数は増加していますが、他市と比較して、サービス等利用計画の作成率が低い状況にあります。また、すべてのサービス利用者の計画を作成可能な事業所数の確保には至っていません。
- 実態調査によると、65歳未満の障害福祉サービス未利用者で、平日の日中を自宅のみで過ごしている障がいがある人は、就労や通学など自宅以外での過ごし方がある人と比べて、困り事を感じている割合が高くなっています。困り事を抱えながらも、相談先が分からなかったり、障害福祉サービスにつながっていない障がいがある人にどのようにアプローチしていくかが課題です。
- 80代の高齢化した親が、障がいがある50代の中高年の引きこもりの子どもを支える世帯で、どこにも相談先につながらず孤立しているケースが指摘されています。80・50問題とも言われています。

主なとりくみ

【相談支援体制】

- 障がい者支援センターと民間の相談支援事業所の支援力のさらなる向上に引き続きとりくんでいきます。(⇒重点施策 9 P46)
- 障がい者支援センターの認知度を高める方策について検討します。
- 計画相談を行う民間の特定相談支援事業所を増やすようつとめていきます。
- 障がいがある人や家族、支援者に対して、地域での自立した生活のための計画相談が行なえるよう事業所を支援します。
- 困り事があっても相談先が分からなかったり、障害福祉サービスにつながらない人に対する情報提供について検討します。
- 課題を抱え、孤立している障がいがある人・家庭に対する情報提供や相談支援、訪問支援をおこなっていきます。(⇒重点施策 10 P47)
- 障がい福祉課は、引き続き、各障がい者支援センターへの技術的助言や関係機関との連携、障がい者虐待や障がい者差別に関する相談等、基幹相談支援センターとしての役割を担っていきます。
- 障がい者支援センターは、地域生活支援拠点等の機能を担い、困り事がかえる障がいがある人をきめ細かく支援していきます。
- 地域のニーズ・情報を常に共有するために、相談支援部会、障がい者支援センターや計画相談支援事業所の連絡会等を定期開催します。

重点施策（実行プラン）

重点施策 9 障がい者支援センターと民間の相談支援事業所の支援力のさらなる向上に引き続きとりくんでいきます。

事業名	相談支援体制の強化		
所管課	障がい福祉課		
前期計画を踏まえた後期計画でのとりくみ	前期計画では、障がい者支援センター及び市内相談支援事業所を対象に、講習会や連絡会等を開催し、活発に情報交換・事例検討をおこないました。さまざまな障がい種別の相談事例を共有できたことで、各事業所の相談の幅を広げるとともに、支援力の向上につながりました。後期計画では、引き続き講習会や連絡会等のさらなる内容充実にとりくみます。		
事業概要	町田市の特徴である5つの障がい者支援センターを相談支援体制の中核としながら、市と民間相談支援事業者の3者が協働して研修・連絡会を開催し、総合的に問題解決ができる、切れ目のない支援のための相談支援体制の強化を図ります。		
現状値	目標値		
2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
市・地域障がい者支援センター・相談支援事業所が協働した研修・連絡会の開催 年3回	地域で相談支援専門員が支援について相談や検討することができる場（連絡会等）の開催	地域で相談支援専門員が支援について相談や検討することができる場（連絡会等）の開催	地域で相談支援専門員が支援について相談や検討することができる場（連絡会等）の開催

**重点
施策10**

課題を抱え、孤立している障がいがある人・家庭に対する情報提供や相談支援、訪問支援をおこなっていきます。

事業名	課題を抱え孤立している障がいがある人・家庭への相談支援		
所管課	障がい福祉課		
前期計画を踏まえた後期計画でのとりくみ	<p>前期計画では、2022年度に愛の手帳、2023年度に身体障害者手帳をもつ19歳から64歳までの方で、孤立している恐れがある障がいがある人・家族を対象に、アンケート調査並びに電話調査及び訪問調査を実施しました。さらに、調査結果をまとめデータベースを作成しました。また、状況に応じて障害福祉サービス等を紹介し、障がい者支援センター等が継続的な関わりができるように支援しました。後期計画では、引き続き相談支援とモニタリング等を実施します。2026年度は愛の手帳をもつ19歳から64歳の方を対象に実態調査を実施し、データベースの更新を行い、障がい者支援センターをはじめとした関係機関による相談支援や見守りに活用します。</p>		
事業概要	<p>障害福祉サービス等を活用していない利用者の生活実態を把握し、課題を抱えつつも、相談先がわからず孤立を深めている家庭に対して、基幹相談支援センター（障がい福祉課）・障がい者支援センターや、地域福祉コーディネーター、その他関係機関が連携して、相談支援活動などをおこなう事業です。この事業を展開することで、障がいがある人の「親なき後（養護者や生計を支えてきた家庭が不在となった後）」を見据えた相談支援体制の強化を目指します。事業の展開にあたっては、①対象となる障がいがある人・家庭の実態調査とモニタリング調査、②個別訪問を含めた相談支援といったとりくみを、段階的・継続的におこなってまいります。</p>		
現状値	目標値		
2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
①調査の実施 ②訪問・相談支援の実施	①調査の実施 ②訪問・相談支援の実施	①調査の実施 ②訪問・相談支援の実施	①調査の実施 ②訪問・相談支援の実施

＜地域福祉コーディネーター＞

地域の方から寄せられる相談を受け止め、解決に向けて、一緒に考えていく、地域福祉の専門職です。現在は、相原及び小山地区、鶴川地区に設置していますが、2025年度までに町田市全域への設置を予定しています。

困りごとをいろいろと抱えていて、どこに相談してよいか悩まれている方は、ぜひご相談ください。また、ご本人からの相談でなくともお受けできます。身近に心配な方がいらっしゃったら、ぜひご連絡ください。

一緒に考えます！

高齢者・障がい者

- ・ひとり暮らしで頼れる人がいない
- ・わが子の行く末が心配
- ・介護の悩みがある

近所や地域

- ・地域に心配な方がいる

子ども・子育て

- ・ひきこもりの子どもがいる
- ・家族の介護を子どもが行っている
- ・育児と介護で大変

暮らし

- ・今日、明日食べるものがない

いろいろ抱え込んでいる・・・
どこに相談したらよいか・・・

**わたしたちへご相談ください！
訪問もいたします**

この分野に関するサービスの見込量

障害福祉サービス

(1年あたり)

サービス名	項目	実績値			見込量			
		2021年度	2022年度	2023年度 (見込)	2024年度	2025年度	2026年度	
相談支援	基本相談支援		実施	実施	実施	実施	実施	
	計画相談支援	利用者数	2,066人	2,167人	2,509人	2,905人	3,364人	3,896人
		指定特定相談支援事業所 箇所数	26箇所	27箇所	31箇所	35箇所	40箇所	45箇所
	地域移行支援	利用者数 (内精神)	6人 (6人)	6人 (6人)	9人 (9人)	13人 (13人)	19人 (19人)	27人 (27人)
	地域定着支援	利用者数 (内精神)	4人 (4人)	1人 (1人)	1人 (1人)	1人 (1人)	1人 (1人)	1人 (1人)

※サービスの内容説明 P106

地域生活支援事業

(1年あたり)

事業名	実績値			見込量		
	2021年度	2022年度	2023年度 (見込)	2024年度	2025年度	2026年度
相談支援事業	障害者相談支援事業	実施	実施	実施	実施	実施
	基幹相談支援センター等機能強化事業※	機能として 実施※	機能として 実施	機能として 実施	機能として 実施	機能として 実施
	住宅入居等支援事業 (居住サポート事業)※	機能として 実施	機能として 実施	機能として 実施	機能として 実施	機能として 実施

※機能として実施…地域生活支援事業としての事業要件を完全に満たすものではないが、市を含めた関係機関における相談支援や障害福祉サービスの提供等の結果として当該機能を有すもの。

基幹相談支援センター等機能強化事業…町田市では基幹相談支援センター（障がい福祉課）に福祉選任職や保健師といった専門的職員を配置し総合的・専門的な相談支援や相談支援事業者等に対する指導・助言等をつうじて地域の相談支援体制の強化にとりこんでいます。
住宅入居等支援事業…地域移行支援や地域定着支援を提供する際に一般住宅への入居に必要な調整等に関する支援が行われています。

※サービスの内容説明 P107

5

家庭を築くこと・家族を支えること

担当部署：障がい福祉課、保健予防課、子ども家庭支援センター（組織順）

現状と課題

【結婚・出産・子育て】

- ・実態調査では結婚・出産・子育ての経験について、「結婚したことがある」が29.4%、「出産・子育てしたことがある」が20.1%でした。障がい種別ごとに見ると、「結婚したことがある」は視覚障がいと聴覚障がいで60%台、肢体・内部・音声障がいで50%台です。一方、精神障がいでは12.7%、知的障がいでは1.6%となっています。障がいに気づいた時期別にみると、「結婚したことがある」は65歳以上で80.9%、19～64歳のときで51.6%と多くなっています。
- ・実態調査では結婚や子育てをするにあたりどのようなことが必要か（複数回答）については、経済的な支援が最も多く、次いで障がい理解の促進、（障がいがある人）本人の就労支援、相談支援の充実が挙げられました。

【障がいがある人の家族支援】

- ・調査結果から、障がいがある人（サービス利用者）の81.2%が家族と暮らしており、また、自宅での支援は家族からが86.2%、訪問支援サービスが28.0%となっており（複数回答）、サービスを併用しつつも家族からの支援を受けている現状があります。
- ・成人した障がいがある人の生活を家族が支えているという現状があります。家族の負担を軽減するレスパイトケアや相談支援が求められています。
- ・障がいがある人の家族の就労や経済的なことに関する相談支援が課題です。

主なとりくみ

【結婚・出産・子育て】

- 障がいがある人も、自らの意思に基づいて家庭・家族をもち、希望に応じて出産や子育てをすることができるように、サービスの利用にかかる情報提供や相談等の支援をおこなっていきます。また、当事者によるピアサポートについて先進事例を研究していきます。
- 障がい理解の促進、(障がいがある人)本人の就労支援、相談支援の充実を行うことで、障がいがある人の結婚・子育てを支援していきます。

【障がいがある人の家族支援】

- 障がいがある人を支えている家族に対しての相談支援の充実や、レスパイトケアを行う事業所の基盤整備等に引き続きとりくんでいきます。(⇒重点施策 11 P52)
- 緊急一時保護については、引き続き事業を継続していくとともに、対象や利用期間など、運用のあり方を検討していきます。

重点施策（実行プラン）

重点
施策11

障がいがある人を支えている家族に対しての相談支援の充実や、レスパイトケアを行う事業所の基盤整備等に引き続きとりくんでいきます。

事業名	短期入所事業所の基盤整備		
所管課	障がい福祉課		
前期計画を踏まえた後期計画でのとりくみ	前期計画では、既存の短期入所事業所にヒアリング調査を実施したほか、市内の短期入所利用者数や内訳、稼働状況などの現状を確認しました。結果を踏まえ、町田市ホームページで短期入所のニーズが高いことを伝え、グループホームの開設相談において、短期入所の併設を促してきました。後期計画では、引き続き短期入所事業所の基盤整備にとりくんでいきます。		
事業概要	短期入所は、自宅で介護する家族が病気の場合や、自立生活に向けた体験をする場合などに、施設等に短期間入所し、支援を受けるサービスです。第5期計画期間中に短期入所事業所は増加していますが、地域によって事業所の数に偏りがある、重度の障がいがある人が利用できる事業所が少ないなどの課題があり、全ての方が短期入所を利用しやすい状況にはなっていません。より利用しやすいサービス基盤が整備されることを目標に、①地域ごとの利用状況やニーズの分析、②地域ニーズを踏まえた開設促進にとりくみます。		
現状値	目標値		
2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
実施・検証	実施	実施	実施・検証

この分野に関するサービスの見込量

地域生活支援事業

(1年あたり)

事業名	実績値			見込量		
	2021年度	2022年度	2023年度 (見込)	2024年度	2025年度	2026年度
自発的活動支援事業	実施	実施	実施	実施	実施	実施
緊急一時保護 (延べ日数)	132日	96日	97日	98日	99日	100日

※サービスの内容説明 P107-108

コ

ラ

ム

<育児支援のとりくみについて>

・居宅介護（家事援助）・重度訪問介護での育児支援

育児をする親に障がいがあり、十分に子どもの世話ができないような場合に、居宅介護・重度訪問介護のなかで育児支援をサービスの対象とすることができます。

お問合せ先…お住まいの地域の障がい者支援センター

・育児支援ヘルパー

町田市では、育児支援ヘルパー事業によって出産後のお母さんの支援をおこなっています。詳細は、「まちだ子育てサイト」をご覧ください。

対象者……町田市にお住まい（または里帰り中）保護者

派遣時間…午前8時から午後7時まで、1日あたり連続2時間の利用

※単体児は、出産し退院した翌日から2歳の誕生日前日まで合計60時間

※双子、三つ子以上は派遣基準が異なります。

サービス内容

育児に関する援助及び助言、相談/家事に関する援助/健診への付き添い

費用

2時間 1,640円/回（午後6時から午後7時は1時間205円加算。

市町村民税非課税世帯、生活保護受給世帯は減免有）

お問合せ先…子ども家庭支援センター

（電話 042-724-4419、FAX 050-3101-9631）

現状と課題

【かかりつけ医・かかりつけ歯科医】

- ・市では、障がいがある人がもしもの場合に適切な医療を受けられるよう、地域のかかりつけ医やかかりつけ歯科医をもつことをすすめてきました。
- ・実態調査では、全体として8割以上の方がかかりつけ医をもっていると回答している一方で、障がい種別ごとでは聴覚障がいがある人で5割程度と他の種別と比較して大きく少ないことがわかり、制度の周知等のとりくみの必要性がうかがえます。

【専門医療・医療機関に関する情報提供】

- ・障がいがある人が医療機関から診療を断られてしまう問題があるため、障がいの状態に応じ、受診可能な医療機関に関する情報提供を希望する声があります。
- ・市内には障がいの特性に応じた専門医療機関が少なく、実態調査では、専門医療機関への通院にかかる時間が30分未満の人は21.6%、30分以上1時間未満の人は41.2%、1時間以上の人は36.2%となっています。

【医療機関の障がい理解と合理的な配慮】

- ・実態調査では「重い障がいがあるため、普段は専門的な医療機関を受診している人が、風邪などで身近な地域の医療機関を受診しようとする、診療を断られてしまうことがある」という意見があげられています。また、重い障がいがある人は差別や偏見等を受けた場面として医療機関を上げた人の割合が他の障がいの人に比べて高い結果がでています。
- ・医療機関に対し合理的な配慮の提供について周知・啓発することが求められています。
- ・精神科と身体科の病気が合併している場合の医療機関の受け入れなど、精神科救急医療の体制には課題があります。

主なとりくみ

【かかりつけ医・かかりつけ歯科医】

- ・かかりつけ医やかかりつけ歯科医をもつことの重要性について障がいがある人に知ってもらうためのとりくみを引き続きすすめるとともに、医療機関にも協力を求めます。

【専門医療・医療機関に関する情報提供】

- ・市や関係機関が障がいがある人の支援をする際に、引き続き必要に応じて医療機関等の情報提供をおこないます。

【医療機関の障がい理解と合理的な配慮】

- ・障がいがあっても安心して地域の医療機関を受診できるよう、医療機関に対して障害者差別解消法及び町田市条例の周知などをおこない、合理的な配慮などの協力を求めます。(⇒重点施策 12 P56)

コ

ラ

ム

＜障がい者歯科診療所＞

町田市歯科医師会が運営する障がい者歯科診療所では、専任の障がい者治療指導医と障がい者歯科治療の研修を特別に受けた、町田市歯科医師会会員の協力歯科医師、協力歯科衛生士が、祝日を除く水・木・金曜日※に、障がいがある人や有病高齢者など一般の歯科診療所では診療を受けにくい人に対する歯科診療を行っています。また、月に2回、摂食嚥下指導医による指導もおこなっています。

【受付】 完全予約制です。事前にお電話で連絡ください。
※摂食嚥下指導の診療日は、変更になる場合がありますので、事前にお問い合わせください。

【診療日】 水・木・金曜日※（祝休日・年末年始を除く）
※金曜日は月3回の診療となります。
詳しい診療日は、右記QRコードから町田市ホームページをご確認ください。



＜町田市ホームページ＞

【診療時間】 9：00～12：00、13：00～17：00

【予約受付時間】 9：00～12：00、13：00～16：30

（土曜日・日曜日・祝休日・年末年始を除く）

電話 042-725-2225 FAX 042-725-2225

平日繋がらない場合は、町田市歯科医師会へ

電話 042-726-8018 FAX 042-729-8238

【診療場所】 休日応急歯科・障がい者歯科診療所
（町田市健康福祉会館1階）

郵便 194-0013 住所 町田市原町田 5-8-21

重点施策（実行プラン）

重点
施策12

障がいがあっても安心して地域の医療機関を受診できるよう、医療機関に対して障害者差別解消法及び町田市条例の周知などをおこない、合理的な配慮などの協力を求めます。

事業名	医療機関に対する障害者差別解消法及び町田市条例の周知		
所管課	障がい福祉課・保健総務課		
前期計画を踏まえた後期計画でのとりくみ	前期計画では、診療所、助産所、施術所に対し、厚生労働省「平成29年障害者総合福祉推進事業」の一環として発行されたパンフレット「医療機関における障害者への合理的配慮事例集」を活用し、合理的な配慮への理解を求めてきました。後期計画では、障害者差別解消法に加えて、2024年に制定した町田市の障がい者差別解消に関する条例を周知し、障がいがあっても安心して地域の医療機関を受診できるよう、障がい理解を求めていきます。		
事業概要	医療機関の新規開設や変更等に伴う立入検査の機会を利用し、配布物等を活用した障害者差別解消法及び町田市条例の周知や合理的な配慮への理解を求めていきます。		
現状値	目標値		
2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
実施	実施	実施	実施・検証

7

情報アクセシビリティ※のこと

担当部署：広報課、福祉総務課、障がい福祉課、市民対応のあるすべての部署
(組織順)

※年齢や障がいの有無に関係なく、誰でも必要とする情報に簡単にたどりつけ、不自由なく使える利用しやすさのことをいいます。

現状と課題

【意思疎通支援】

- ・市では、聴覚に障がいがある人のために手話通訳者や要約筆記者を派遣しています。障がい福祉課や障がい者支援センターの窓口では手話通訳者や手話通訳のできる職員を配置し、市役所内の他の窓口への派遣もおこなっています。
- ・意思の疎通のため聴覚障がい者等から派遣依頼があった場合に、手話通訳者や要約筆記者の人数が足りていないことから、派遣できなかった事例があります。2022年9月に東京都手話言語条例が施行され、都内22区市(2024年4月1日時点)でも手話に関する条例が施行されており、市の責務として、「手話に対する理解促進・普及啓発」や「手話通訳者派遣のための人材確保・育成等」等が求められています。
- ・手話通訳者、要約筆記者のさらなる技術の向上や、手話ができる人や点訳奉仕者の増加を求める意見があげられています。
- ・実態調査では、困ることや不安に思うことについて「コミュニケーションのこと」をあげた人が多く、特に精神障がい、知的障がい、聴覚障がいでの割合が高くなっています。

【情報の取得】

- ・「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」(2022年5月施行)に基づき、障がいがある人の情報の取得・利用並びに意思疎通に係る施策を充実させ、障がいがある人が必要な情報に円滑にアクセスすることが求められています。
- ・市では、広報紙や選挙情報、障害福祉サービスの案内は、視覚障がいがある人に配慮した点字版や音声版を作成しています。また、市のホームページは音声読み上げソフトに対応しています。

- 市役所では、入口やエスカレーター、トイレなどに音声案内装置を設置し、視覚障がいがある人が音で情報を取得できるようにとりくんでいます。
- 実態調査では、「障がいに対応した情報提供が足りない」「調べ方がわからない」との意見が多くあげられています。なかでも、視覚障がいでは「インターネットが使えない」と回答した割合が高くなっています。
- 実態調査では、障害福祉サービス等を利用していない人の44.6%が「障がいや疾病があることで、支援が必要な困り事がある」と回答しています。「困り事がある」と回答した人のうち、サービスを使わない理由について「どのようなサービスがあるかよく知らないから」と回答した人が58.8%と高く、必要な情報にたどりつけていない可能性があります。

主なとりくみ

【意思疎通支援】

- 聴覚障がい者及び音声又は言語機能障がい者が、さまざまな場所で必要な情報が得られコミュニケーションをとりやすくなるよう、手話奉仕員や手話通訳者の育成を行います。(⇒重点施策 13 P59)
- 離れた場所でインターネットを通じた意思疎通ができる電話リレーサービスや遠隔手話通訳など、障がいがある人のために新たに開発されたサービスの情報提供につとめます。
- 引き続き、関係機関の協力を得ながら意思疎通の支援人材の育成にとりくみます。

【情報の取得】

- 発行物の作成や情報提供をおこなう際は、障がいや疾病に対応したかたちで情報提供するなど、**知的障がい等も含め**障がいがある人が情報を取得しやすくなるようにとりくみます。(⇒重点施策 14 P60)
- 障害者手帳をもっていない人や、サービスや支援機関を利用していない人も情報を取得しやすいよう、わかりやすい内容での情報提供につとめます。

重点施策（実行プラン）

重点
施策13

聴覚障がい者及び音声又は言語機能障がい者（以下「聴覚障がい者等」）が、さまざまな場所で必要な情報が得られコミュニケーションをとりやすくなるよう、手話奉仕員や手話通訳者の育成を行います。

事業名	聴覚障がいの理解及び手話の普及促進		
所管課	障がい福祉課		
前期計画を踏まえた後期計画でのとりくみ	前期計画では、手話通訳者の設置範囲の拡大にとりくむこととしていましたが、設置範囲が多岐にわたるのに対し、手話通訳者の人数には限りがあるため、手話通訳者の各機関での常駐は困難だという現状を確認しました。今後、聴覚障がい者へのボランティアや手話通訳者を着実に増やしていく必要があることから、後期計画では、手話講習会における聴覚障がいの理解を深めるとりくみを通じて、聴覚障がい者へのボランティアや手話通訳者の確保・育成を図ります。		
事業概要	聴覚障がい者等の日常生活上における意思疎通の手段である手話の講習会を実施します。実施を通じて、聴覚障がいの理解を深めること、地域へのボランティア活動に繋げること及び町田市の登録手話通訳者として活躍することができる人材を育成します。		
現状値	目標値		
2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
①ボランティア養成コースの修了率82% ②手話通訳者登録試験の合格者数2人	①82%以上 ②2人以上	①82%以上 ②2人以上	①82%以上 ②2人以上

※現状値については、2020年度から2022年度までの3か年の平均値としています。

重点
施策14

発行物の作成や情報提供をおこなう際は、障がいや疾病に対応したかたちで情報提供するなど、**知的障がい等も含め**障がいがある人が情報を取得しやすくなるようにとりくみます。

事業名	市からの情報発信のバリアフリー、ユニバーサルデザインの推進		
所管課	福祉総務課		
前期計画を踏まえた後期計画でのとりくみ	前期計画では、情報発信のバリアフリー、ユニバーサルデザインに関する職員への研修等をおこない、研修内容を取り入れた取組が実施されるなど、職員の情報バリアフリーに対する意識の向上が見られました。後期計画では、デジタル化による最新のツールやとりくみを含んだ「情報バリアフリーハンドブック」を改訂し、引き続き職員への周知をおこなうとともに、情報発信をおこなう事業者等に対する周知啓発にとりくんでいきます。		
事業概要	だれもが必要なときに最適な手段で必要な情報を入手し、充実した生活を営むことができるよう、①市から発信する印刷物等について、情報のバリアフリーとユニバーサルデザインを推進するよう職員へ周知を図ります。また、②情報発信をおこなう事業者等に市の情報発信のバリアフリーとユニバーサルデザインの取組を広く知ってもらえるよう検討を進めます。		
現状値	目標値		
2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
①職員への周知を促進 ②情報バリアフリーハンドブック改定（骨子案の作成）	①職員への周知を促進 ②情報バリアフリーハンドブック改訂	①職員への周知を促進 ②情報バリアフリーハンドブックを活用した事業者等への周知啓発	①職員への周知を促進 ②情報バリアフリーハンドブックを活用した事業者等への周知啓発

この分野に関するサービスの見込量

地域生活支援事業

(1年あたり)

事業名	実績値			見込量		
	2021年度	2022年度	2023年度 (見込)	2024年度	2025年度	2026年度
意思疎通支援事業						
手話通訳者派遣事業	1,113件	997件	1,128件	1,117件	1,106件	1,095件
要約筆記者派遣事業	15件	8件	25件	21件	18件	15件
手話通訳者設置事業 (手話通訳者登録者数)	週1日	週1日	週1日	週1日	週1日	週1日
手話奉仕員養成研修事業 (養成講習修了者数)	6人	8人	8人	8人	8人	8人

※サービスの内容説明 P107-108

コ

ラ

ム

<言語としての手話>

手話は障害者権利条約や障害者基本法、東京都手話言語条例において言語として位置づけられています。

<障害者基本法>

第三条

三 全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。

<東京都手話言語条例>

第二条 手話に対する理解の促進及び手話の普及は、手話が独自の文法を持つ一つの言語であるという認識の下、一人一人が相互に人格と個性を尊重し合いながら、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参画する機会が確保される共生社会の実現を旨として行われなければならない。



手話マーク

この計画ではこのような認識にたち、障がいがある人の意思疎通を促進するためのとりくみを明記しています。

8

生活環境と安全・安心のこと

担当部署：防災課、市民生活安全課、市民協働推進課（男女平等推進センター、消費生活センター）、福祉総務課、障がい福祉課、交通事業推進課（組織順）

現状と課題

【生活環境】

- ・市では、町田市福祉のまちづくり総合推進条例のもと、バリアフリー整備をすすめています。市施設の大規模改修などをおこなう際は、条例を遵守しバリアフリー化がおこなわれています。また、市内10地区において「バリアフリー基本構想」を策定し、地域一体でのバリアフリー化を推進しています。
- ・市の補助事業として、団体が運営するホームページ「町田市バリアフリーマップ」では、男女共用車椅子利用者用トイレ、オストメイト用設備を有するトイレ、乳幼児連れ用設備を有するトイレ等が整備された施設や店舗など、市内のバリアフリー施設情報を知ることができます。
- ・点字ブロックの上に自転車が止まっていたり、車いす利用者優先の駐車スペースやエレベーターがスムーズに利用できないことがあります。
- ・地面の凹凸、道路・通路の幅に関する危険や、車いすでタクシーなどに乗車しにくい歩道の形態、通行人・施設利用者のマナーが守られないことによる困り事について、意見が寄せられています。

【防犯】

- ・危険を察知して行動したり被害を認識することが困難なことから、障がいがある人が犯罪や事故・トラブルに巻き込まれやすくなっています。また、被害にあったことを明確に伝えられず、適切な支援につながりにくい場合があります。

【防災対策】

- ・市では、災害時、特に避難行動に支援が必要な人のための「避難行動要支援者名簿」をつくり、民生委員・児童委員や、希望する町内会・自治会等に名簿を提供しています。また、各種ハザードマップにて、避難行動要支援者への避難時の協力を呼びかけています。

- 災害時に通常の避難施設での生活が困難な人のために、市は二次避難施設（福祉避難所）として市内にある 54 施設と協定を結んでいます。
- 市では、災害時に身に着けることで、周囲に障がいがあることを知らせ、避難行動などの際に支援を受けやすくするための「災害時等障がい者支援バンドナ」を配布しています。
- 実態調査では、災害時に困ることについて、避難所での支援や設備、医療の不安や、「一人では避難できない」「他の人と一緒に過ごすのが難しい」といった意見が多くあげられています。また、ひとり暮らしの人では、「災害への備えをしていない」「近くに助けてくれる人がいない」「避難所の場所がわからない」「助けを求める方法がわからない」といった回答が高い割合となっています。障がいがある人や家族の不安をなくすために、避難する際の支援について、障がいや疾病の特性に応じた対応が求められています。

コ

ラ

ム

<災害時の避難について>

- 町田市では、身体障害者手帳 1～2 級、愛の手帳 1～2 度、要介護度 3 などの要件に当てはまる人を対象に「避難行動要支援者名簿」を作成しています。この名簿を地域団体などと共有することで、災害時における避難行動要支援者の避難を支援する仕組みを整備しています。
- 災害がおきたときは、自宅が倒壊した場合や自宅に留まることが危険な場合、避難施設や親戚・知人宅など安全な場所への避難が必要です。（安全な場所にいる人は避難施設に避難する必要はありません）
- 避難施設に避難する場合、原則、障がいがある人も避難から数日間是一般の避難施設で避難生活を送ることになります。
- 災害がおきてから 4 日目を目途に、障がいや疾病、介護の必要性などにより一般の避難施設での生活が困難な人を受け入れるため、地域の障害福祉サービス事業所や高齢者施設が「二次避難施設（福祉避難所）」を開設します。なお、二次避難施設は、市と施設が調整を行った上で開設する施設です。（直接避難することはできません）

主なとりくみ

【生活環境】

- 全ての人が市内の施設を利用しやすくなるよう、バリアフリー・ユニバーサルデザインに配慮した建築物の整備促進にとりくむとともに、分かりやすい情報提供につとめます。
- 障がいがある人への手助けやマナーの向上など、広報や啓発活動を実施します。

【防犯】

- 障がいがある人が犯罪や事故・トラブルにあわないための情報提供をおこないます。また、相談を受ける関係機関に対しても障がい理解の促進につとめます。

【防災対策】

- 災害時や緊急時に、障がいがある人の特性に配慮した支援や情報伝達がおこなえるよう、体制をととのえます。
- 障がいがある人の避難施設における生活環境を保護し、適切なケアをおこなえるようにとりくみます。(⇒重点施策 15 P65)
- 避難行動が困難な人に対して、災害時の避難支援を円滑に実施できるよう、対策をはかります。また、障がいがある人への配慮を周知し安心して避難できるようにとりくみます。
- 障がいがある人や周りの人が日頃から災害にそなえた対策がとれるよう、普及啓発にとりくみます。

重点施策（実行プラン）

重点施策15 障がいがある人の避難施設における生活環境を保護し、適切なケアをおこなえるようにとりくみます。

事業名	避難体制の充実		
所管課	防災課		
前期計画を踏まえた後期計画でのとりくみ	前期計画では、「町田市風水害時避難施設開設・運営モデルマニュアル」や「町田市避難施設感染症防止対策マニュアル」、要配慮者の滞在スペースについて定めた「避難施設データベース」の見直しをおこなうとともに、避難施設を開設する職員に周知しました。後期計画では、障がいがある人の避難先の充実を図り、新たに避難施設の確保にとりくみます。		
事業概要	障がいがある人については、災害時における避難や一般の避難施設で過ごすことに困難が伴うことがあるとの課題が指摘されています。また、個別避難計画の作成においても避難先の充実が求められています。障がいがある人にとっても避難しやすい避難施設の充実にとりくみます。		
現状値	目標値		
2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
避難施設の要件検討	候補となる避難施設の検討	候補となる避難施設との調整	避難施設の確保

＜犯罪や事故・トラブル被害等の電話相談先＞

【事件・事故に関する相談】

- ・警視庁町田警察署 042-722-0110（代表）
- ・警視庁南大沢警察署 042-653-0110（代表）

【DV相談、夫婦・親子の問題、生き方や職場の人間関係など、女性が抱える様々な悩み相談】

- ・町田市女性悩みごと電話相談 042-721-4842
- ・東京ウィメンズプラザ 03-5467-2455
03-3400-5313（男性のための悩み相談）

【性犯罪・性暴力に関する相談】

- ・性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター
#8891（全国短縮電話番号）
- ・東京都性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター「性暴力救援ダイヤルNaNa」 03-5577-3899

【性自認及び性的指向に関する相談（LGBT電話相談）】

- ・町田市LGBT電話相談 042-721-1162
- ・TokyoLGBT相談専門電話相談 050-3647-1448

【商品に関する契約上のトラブルやその他消費生活に係わる相談】

- ・町田市消費生活センター 042-722-0001

【どんな人の、どんな悩みにも寄り添って、一緒に解決する方法を探します】

- ・よりそいホットライン 0120-279-338

※ メールやFAXでのお問い合わせは、各機関のホームページ等をご確認ください。

9

差別をなくすこと・権利を守ること

担当部署：福祉総務課、障がい福祉課、選挙管理委員会事務局、
市民対応のあるすべての部署（組織順）

現状と課題

【障がい者差別の解消】

- 2016年の障害者差別解消法施行の後、2018年に「東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例」が施行され、2021年には障害者差別解消法が改正されたことで、事業者の合理的な配慮の提供が義務化されました。町田市でも、2024年に「（仮称）町田市障がい者差別をなくし誰もがともに生きる社会づくり条例」が制定され、障がいを理由とする差別をなくすための取組みの推進や相談体制の整備が進められています。
- 全ての市民を対象とした町田市市民意識調査※では日常生活における差別感を感じている人が8.2%だった一方で、実態調査（障がいがある人を対象にした調査）では、半数近い44.7%の人が差別や偏見を受けたことがあると回答していることから、町田市条例の趣旨について理解を深め、障がい者差別の解消や共生社会の実現に向けたとりくみの効果的な推進が求められています。
- 法の施行後に、ユニバーサルデザインのタクシーによる車いす利用者の乗車拒否や補助犬をつれた人の入店拒否、医療機関の窓口等における筆談の拒否など障がい者差別に関する相談が市の相談窓口寄せられています。
- 実態調査では、障害者差別解消法や東京都の差別解消条例について、「法律も都条例も知らない」と回答した人が55.6%となっています。また、障がい者差別の相談窓口について、町田市が設置する窓口も東京都が設置する窓口も両方とも知らないと回答した人が、61.9%にのぼっています。このことから、法律や相談窓口を周知するとりくみが必要です。

※2018年度町田市市民意識調査報告書（2019年3月発行）

【権利を守ること】

- 選挙の時に配慮が不足しているために、障がいがある人の投票を妨げてしまうことが無いよう、町田市では、公職選挙法にもとづく障がいがある人への投票の際の配慮（代理投票・郵便等による不在者投票など）について周知を行ったり、選挙従事者向けに障がいへの配慮などについて記載したマニュアルを作成し、選挙運営をおこなっています。
- 障がいがある人が、福祉サービスに関する不満などを事業所等に直接伝えることに抵抗があったり、話し合いで解決できない場合の苦情相談窓口を町田市社会福祉協議会が設置しています。
- 学識経験者や弁護士など第三者による客観的な知見も活かしながら、引き続き、苦情相談を通じて福祉サービスの質等のさらなる向上がはかれることが求められています。
- 町田市社会福祉協議会の「福祉サポートまちだ」では、町田市から委託を受け、権利擁護支援検討委員会を設置し、成年後見制度の利用の適否についての事例検討などを通じ、権利擁護支援についての課題の検討などをおこなっています。
- 市内では、2027年には約310名程度の知的障がいがある人が50歳台に達し、また、その親の世代が75歳以上の後期高齢者となる見込みです。また、実態調査では、生活の困り事として、「親の高齢化など介助者に関すること」をあげる人が多く、親なき後の備えとして、成年後見制度の必要性が高まっています。

【虐待の防止】

- 町田市障がい者虐待防止センター（障がい福祉課）で、障がい者虐待に係る通報を受けており、年間30件前後の障がい者虐待に関わる通報があります。今後も引き続き、外部委員も含めて組織した虐待防止連絡会と連携しながら虐待防止に向けとりくむ必要があります。

主なとりくみ

【障がい者差別の解消】

- 誰もがともに生きる社会の実現のために、広く市民・事業者等に対して障がい理解の促進をはかります。
- 障がいを理由とする差別の解消を目的とした新たな会議体を設置します。
(→重点施策 16 P70)
- 障がい者差別に関する法律や相談窓口について市民・事業者等に広く周知するためのとりくみをすすめます。

【権利を守ること】

- 障がいがある人が適切に選挙を通じた権利行使ができるよう、引き続き、選挙における障がいへの配慮に関する周知や選挙従事者への障がい理解の啓発などにとりくみます。また、選挙の際に円滑に投票することができるよう、投票の手順や支援方法について、希望に応じて障がい福祉施設で出前講座を行います。
- 福祉サービスを利用する障がいがある人の疑問や不満には、引き続きいねいに対応していきます。
- **知的障がいや精神障がいがある人の増加に伴い、成年後見制度を必要としている人や、親なき後の問題に不安を抱える人などが制度を理解し**利用できるよう、引き続き関係機関との連携を密にして、制度の周知や適切な利用支援にとりくみます。
- 法人後見及び法人後見監督の活動を安定的に実施することができるよう、組織体制の維持と適正な活動のための支援等に引き続きとりくみます。

【虐待の防止】

- 市民や事業者等に対する、障がいがある人への虐待防止等に関する情報提供や理解啓発に引き続きとりくみます。

重点施策（実行プラン）

重点施策16 障がい者を理由とする差別の解消を目的とした新たな会議体を設置します。

事業名	障がい者差別解消の推進に向けた会議体制の整備		
所管課	障がい福祉課		
前期計画を踏まえた後期計画でのとりくみ	前期計画では、障がいがある人への理解促進と差別解消の推進を目的とした「（仮称）町田市障がい者差別をなくし誰もがともに生きる社会づくり条例」を制定しました。後期計画では、市・障がい関係者・関係機関等で構成された新たな会議体を設置することで、障がいの理解促進と差別解消に向けたとりくみをさらにすすめていきます。		
事業概要	障がい理解を促進するため、市・障がい関係者・関係機関等で構成する（仮称）障がい者差別解消支援協議会を設置し、障がい理解を深めるとりくみの協議を計画的に実施するとともに、協働による講演会や研修の開催など啓発活動をおこないます。あわせて、町田市障がい者施策推進協議会とも情報共有を図ります。		
現状値	目標値		
2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
協議の場の検討	会議体の設置 協議の実施 年1回	協議の実施 年2回	協議の実施 年2回

この分野に関するサービスの見込量

地域生活支援事業

(1年あたり)

事業名	実績値			見込量		
	2021年度	2022年度	2023年度 (見込)	2024年度	2025年度	2026年度
成年後見制度利用支援事業	17件	14件	15件	16件	17件	18件
成年後見制度 法人後見支援事業	1団体	1団体	1団体	1団体	1団体	1団体
法人後見及び法人後見監督 の件数	34件	33件	34件	35件	36件	37件

※サービスの内容説明 P107

コ

ラ

ム

<「(仮称) 町田市障がい者差別をなくし誰もがともに生きる社会づくり条例」の制定について>

町田市は、2024年に「(仮称) 町田市障がい者差別をなくし誰もがともに生きる社会づくり条例」を制定しました。(予定)

条例の目的

年齢や性別、障がいの有無等にかかわらず、誰もが身近な地域で支え合い、自分らしく生きることができる共生社会を実現すること

障がいを理由とした差別とは、

不当な差別的取扱い

(例)

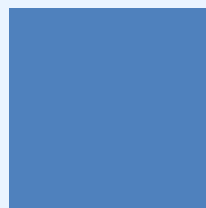
- ・障がいがあることを理由に窓口での対応を拒否する、後回しにする
- ・本人を無視して、介助者や支援者、付き添いの人のみに話しかける 等

合理的配慮の不提供

(例)

- ・手続きのために筆談を頼まれた際に、一方的に断る
- ・視覚障がいがある人から案内を頼まれた際に、正当な理由なく拒否する 等

障がいを理由とした差別の相談窓口や条例内容の詳細については、右記のQRコードから町田市ホームページをご確認ください。



<町田市ホームページ>



町田市障がい者
差別解消犬
ノンバリー

イラスト ikeko

現状と課題

【職員の合理的な配慮】

- ・障害者差別解消法や東京都の条例では、市や事業者に対して、不当な差別的取り扱いの禁止や、合理的な配慮をおこなうことが義務づけられています。また、2024年に制定予定の町田市条例では、市や事業者に加えて、市民に対しても不当な差別的取り扱いを禁止し、合理的な配慮についても努力義務としています。
- ・市では、障がいがある人に対して職員が適切に対応できるようにするため、「町田市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を作成しています。障がい者差別の解消について市の職員の認識を高め、障がいや性別、年齢に応じた合理的な配慮を実施する必要があります。
- ・市では、合理的な配慮として手話通訳のできる職員や手話通訳者を配置したり、UDトーク※や筆談による対応、音声・点字版の広報紙発行などにとりこんでいます。
- ・実態調査では、制度や手続きの書類の分かりづらさや、手続きの負担について多くの意見があげられています。手続き方法の多様化や、簡単に手続きができるような改善・改良が求められています。

※UDトーク…コミュニケーションの「UD＝ユニバーサルデザイン」を支援するアプリケーションです。タブレット端末などで、会話の音声を文字に変換することができます。

主なとりくみ

【職員の合理的な配慮】

- ・職員の障がい理解を深めるため、職員研修や制度の周知を充実させます。
- ・障がいがある人がスムーズに行政手続きができるよう、市は多様な方法を検討し、適切な配慮と支援をおこないます。（⇒重点施策 17 P73）

重点施策（実行プラン）

重点施策17 障がいがある人がスムーズに行政手続きができるよう、適切な配慮と支援をおこないます。

事業名	行政窓口における意思疎通の環境整備		
所管課	障がい福祉課		
前期計画を踏まえた後期計画でのとりくみ	前期計画では、市役所の他部署窓口に対して、2021年度に221件、2022年度に181件の手話通訳者の派遣をおこないました。しかし、 聴覚障がいがある人が訪れる頻度の高い窓口からの依頼が多く、訪れる頻度の低い窓口では筆談で対応し、手話通訳者派遣が活用されていない可能性があることから、 後期計画では、庁内部署への手話通訳者派遣制度の周知を図ります。		
事業概要	聴覚障がいがある人が市役所で行政手続きをする場合に、障がい福祉課から他部署の窓口到手話通訳者を派遣し、意思疎通を支援します。また、他部署窓口到手話通訳者が派遣可能である旨の周知を図ります。		
現状値	目標値		
2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
市役所の他部署の窓口15課に手話通訳者を派遣	市役所の他部署の窓口15課に手話通訳者を派遣	市役所の他部署の窓口15課に手話通訳者を派遣	市役所の他部署の窓口15課に手話通訳者を派遣

※現状値については、2020年度から2022年度までの3か年の平均値としています。

11

理解・協働※のこと

担当部署：市民協働推進課、福祉総務課、障がい福祉課、指導課、生涯学習センター、市民対応のあるすべての部署（組織順）

※協働とは、地域の多様な主体が、お互いを尊重しながら、共通の目的を達成するために協力して活動することです。

現状と課題

【障がい理解の普及啓発】

- ・町田市では毎年、障害者週間などの機会をとらえて、市のホームページや広報まちだ、チラシやポスターなどあらゆる媒体を通じて障がい理解啓発のための情報発信をおこなってきました。また、生涯学習センターの市民大学事業の一環として、市民の障がい理解を深めるための講座に継続的にとりくんできました。
- ・障害者差別解消法及び町田市条例の制定を受け、これまで以上に市民・事業者を対象に法や市条例の趣旨を理解するための講演会の開催に力を入れてとりくんでいます。また、日常生活や災害時、緊急時に障がいがある人が必要な支援を周囲にお願いするための「ヘルプマーク」や、災害時、緊急時に周囲からの支援を受けやすくするための「災害時等障がい者支援バンダナ」の配布を通じた障がい理解の普及啓発にもとりくんでいます。
- ・このような障がい理解の普及啓発などの「心のバリアフリー」のとりくみやユニバーサルデザインの街づくり、パラリンピックの開催を契機とする障がい者スポーツの体験イベントの開催など共生社会の実現に向けたとりくみが評価され、町田市は国から「共生社会ホストタウン」の認定を受けています。オリンピック・パラリンピックの終了後も共生社会の実現に向けたとりくみの実施が求められています。
- ・障がい者手帳を持たない精神障がいや発達障がい、難病など見えにくい障がいの理解がすすんでいないことや、障がい者施設の建設に際して近隣住民に反対されてしまうことなどがあるため、障がい理解の普及啓発により力を入れてとりくむ必要があります。

- ・実態調査では、「いろいろな人がいて当たり前」というような、多様性を受け入れ尊重する感覚が子供のうちから備わることが障がい理解をひろげる上で重要であるといった意見が寄せられており、教育の現場における取組みが求められています。

【協働による社会参加】

- ・聴覚障がい者団体や手話通訳者・要約筆記者は、毎年、市の防災訓練に参加し、聴覚に障がいがある人への情報伝達やコミュニケーションの必要性についてアピールしています。また、市役所並びに出先機関では市内の障害福祉サービス事業所で作った商品などを障がいがある人自身が販売する機会を設けています。このように、市と障がい者関係団体・事業所等の間にはそれぞれの強みや役割を活かした協働関係が成り立っており、障がいがある人の社会参加や障がい理解の普及啓発にとりくんでいます。
- ・引き続き、障がいがある人が社会参加できるよう、あらゆる主体が協働することが求められています。

【協働による人材対策】

- ・町田市では、人材確保のため、社会福祉協議会や事業所等と共催で相談面接会の開催や福祉の仕事の魅力を発信する場を設けてきました。また、福祉の資格をもっている人やすぐに働きたい人と事業所をむすびつける、東京都の福祉人材情報バンクシステムの周知をおこなっています。
- ・福祉サービスなど制度があっても支援する人材が不足していることから、給付決定を受けた時間数のサービスが利用できない問題があります。

主なとりくみ

【障がい理解の普及啓発】

- ・市民・事業者・関係機関等の障がい理解がひろがるよう引き続き、あらゆる機会・媒体を通じた普及啓発にとりくみます。
- ・学校教育や社会教育（生涯学習）の現場において障がい理解をひろげるためのとりくみをおこないます。

【協働による社会参加】

- ・障がいがある人が社会参加し、いろいろな人と交流する機会ができるよう、他の分野との連携の視点も持ちながら、市や障がい者団体、民間事業者等で協働のとりくみをすすめます。

【協働による人材対策】

- ・市や事業所、関係機関がそれぞれの強みを生かして協働し、人材確保につながるとりくみをおこないます。(⇒重点施策 18 P76)
- ・高齢化や重度化を見据えた質の高い支援ができるよう、事業所や関係機関などと協働しながら、支援に必要な人材育成のためのとりくみをすすめます。

重点施策（実行プラン）

重点
施策
18

市や事業所、関係機関がそれぞれの強みを生かして協働し、人材確保につながるとりくみをおこないます。

事業名	障がい福祉人材の確保方策		
所管課	障がい福祉課		
前期計画を踏まえた後期計画でのとりくみ	前期計画では、社会福祉協議会や事業所等と共催で福祉のしごと相談・面接会を開催するなどの人材確保のとりくみをおこなってきました。しかし、依然として慢性的な人材不足は解決していません。若者が障がい福祉の分野に関心をもってもらうよう働きかけをおこなうことが重要だと考え、後期計画では、児童・生徒・大学生等に対して障がい福祉に関する仕事の魅力を伝え、将来的な人材確保を目指していきます。あわせて、引き続き人材確保に向けた国や都への働きかけをおこないます。		
事業概要	児童・生徒に対し、障がい福祉に関する仕事の大切さと魅力を伝え、興味・関心を持ってもらうことにより、将来的な人材確保を図ります。また、大学生等に対し、障がい福祉に関する仕事の実習や体験の機会をつくり、障がい福祉の仕事の大切さと魅力を伝えることで、障がい福祉分野への就職促進にとりくみます。		
現状値	目標値		
2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
方策の策定	実施	実施	実施・検証

この分野に関するサービスの見込量

地域生活支援事業

(1年あたり)

事業名	実績値			見込量		
	2018年度	2019年度	2020年度 (見込)	2021年度	2022年度	2023年度
理解促進研修・啓発事業	実施	実施	実施	実施	実施	実施

※サービスの内容説明 P77

●2023年度

- ・みんな笑顔の展覧会（障がいがある人の作品展示）開催
- ・町田市職員向けに「障害平等研修」を実施
- ・介助犬についての講演・介助犬PR犬による実演を行うイベント「介助犬を知っていますか？」を開催 等

●2022年度

- ・みんな笑顔の展覧会（障がいがある人の作品展示）開催
- ・障がい理解促進啓発事業「しずかちゃんとパパから見える世界～聞こえない人もいるこの街で～」を開催（NHK 共催） 等

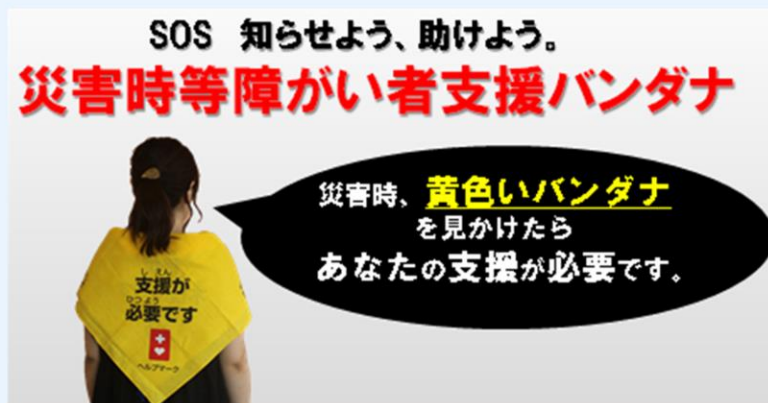
●2021年度

- ・みんな笑顔の展覧会（障がいがある人の作品展示）開催
- ・障害者週間のPRとしてダリアの種を配布 等

障がい理解を広げていくとりくみとしても位置付けてバンダナやヘルプマークの配布・周知にとりこんでいます。

＜災害時等障がい者支援バンダナ＞

- ・災害時等に身に着けることで、周囲に障がいがあることを知らせ、避難行動などの際に支援を受けやすくするものです。

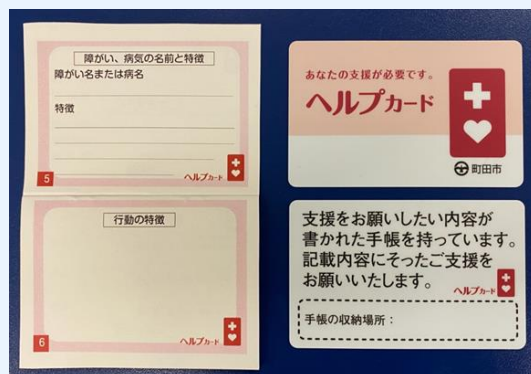


＜ヘルプマーク＞

- ・ヘルプマークとは、障がいのある方や難病の方等の援助を必要とする方が携帯し、日常生活や災害時、緊急時に必要な支援や配慮を周囲の方にお願いするためのマークです。ヘルプマークを身に着けた方が困っているところを見かけた場合には、声をかけ、ヘルプマーク裏面のシールやヘルプ手帳の記載内容にそった支援をお願いします。



ヘルプマーク



ヘルプ手帳

配布場所 障がい福祉課・障がい者支援センター

国の指針と町田市の考え方

項目 1

福祉施設の入所者の地域生活への移行

国の指針（考え方）

- 2022 年度末時点の施設入所者数の 6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。
- 2026 年度末時点の施設入所者数を 2022 年度末時点の施設入所者数から 5%以上削減することを基本とする。

第 6 期計画※を踏まえた現状・課題

- 第 6 期計画における地域移行者数は、14 人以上の目標に対し、2022 年度末で 6 人、達成率は約 43%となっています。
- 第 6 期計画における施設入所者の削減数は、4 人以上の目標に対し、増減を繰り返しながら 2022 年度末で 1 名減となっています。
- 地域生活への移行には、グループホームの利用、家族との暮らしやひとり暮らしの希望があります。地域生活への移行をになう市内の社会資源として、グループホーム・短期入所ともに施設数が増加しています。
- グループホームにおいては、重い障がいがある人でも希望する場所に入居できることが望まれています。また、すでに入居している利用者の重度化や高齢化への対応が必要とされています。
- 短期入所は、介護者の高齢化等によるレスパイトとしての利用ニーズが高い現状です。施設数の増加に伴い、今後は家族から離れて過ごすための体験の場としての活用が広がる事が期待されますが、その期待に応えられるだけのサービス量が確保できている状況にあるとはいえません。
- 地域生活への移行に向けた支援にあたっては、区分認定調査時や計画相談のモニタリングなどの場を通じて本人の意向を尊重することが求められています。

町田市の考え方

○国の考えに基づき、2026 年度末時点で、2022 年度末の施設入所者数の 6%以上を地域生活に移行すること、2026 年度末の施設入所者数を 2022 年度末の 5%以上削減することを基本とします。

項目	評価指標
地域移行者数	2022 年度末時点の施設入所者数 234 人のうち 2026 年度末までに 6%（15 人）以上の人を地域生活に移行する
施設入所者数の削減	2022 年度末時点の施設入所者数 234 人を 2026 年度末までに 5%（12 人）以上減らして、222 人以下にする

国の指針（考え方）

- 精神障害者の精神病床から退院後 1 年以内の地域における生活日数の平均を 325.3 日以上とすることを基本とする。
- 2026 年度末の精神病床における 1 年以上長期入院患者数（65 歳以上・未満）の目標値を、国が提示する推計式を用いて設定する。
- 精神病床における早期退院率に関して、入院後 3 ヶ月時点の退院率については 68.9%以上、入院後 6 ヶ月時点の退院率については 84.5%以上及び入院後 1 年時点の退院率については 91%以上とすることを基本とする。

第6期計画を踏まえた現状・課題

- 町田市においては、地域移行支援・地域定着支援の利用は少ない状況が続いていますが、精神障がいがある人を受け入れるグループホームの開設、訪問看護、精神科往診クリニック等、福祉・医療的資源は増えており、長期入院となることなく地域で生活できる基盤の拡充が図れてきています。
- しかしながら、現在も精神科の長期入院者数は多く、退院しても再入院する等、地域全体で精神障がいがある人を包括的に支えるシステムは十分とは言えない状況です。

町田市の考え方

- 基本指針で国から評価指標の設定が求められている「精神障がい者の精神病床から退院後 1 年以内の地域における平均生活日数」「精神病床の 1 年以上長期入院患者数」「早期退院率」については、東京都が評価指標の設定を行うため町田市では指標の設定をおこないません。
- 精神障がいがある人が安心して地域で生活を継続できるよう、保健・医療・福祉が連携した会議の場において、地域で生活する上で必要なネットワークのあり方について検討していきます。



項目2に関連する重点施策

重点施策4 P30

国の指針（考え方）

- ・地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年 1 回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うこと
- ・強度行動障がい有する者に関し、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること

第 6 期計画を踏まえた現状・課題

- ・第 6 期計画期間中には、地域生活支援拠点等について地域の障がい者支援センターを中心とした面的整備を行うこととし、2022 年度には指定相談支援事業所 2 事業所を地域生活支援拠点として指定しました。引き続き拠点機能を充実していくことが求められています。
- ・相談支援部会においては、緊急時予防・対応プランを検討し、様式案を作成しました。また、地域の体制づくりにつながる各地域のネットワーク会議の運営状況や会議内容についての確認をおこないました。

町田市の考え方

○市内では、2027 年には約 310 名程度の知的障がいがある人が 50 歳台を迎える見込みとなっており、障がいがある人の重度化・高齢化や「親なき後」を見すえ、地域で自立した生活をおくれるような支援体制の構築が必要です。このことを踏まえ、地域生活支援拠点の面的整備を充実させます。また、地域生活支援拠点等の機能充実のため、年 1 回以上、運用状況を検証・検討することを基本とします。

○強度行動障がいの対象となる人の実態を調査し、市内の支援ニーズを把握します。

項目	評価指標
地域生活支援拠点等の設置	地域生活支援拠点等について、地域障がい者支援センターを中心とした面的整備を充実させ、年 1 回以上運用状況の検証・検討を行う

項目	評価指標
強度行動障がいの支援ニーズの把握	強度行動障がいの対象となる人の実態を調査し、その支援ニーズを把握する

項目3に関連する重点施策

重点施策3 P29

コラム

<地域生活支援拠点等について>

地域生活支援拠点等とは、障がいの重度化・高齢化や「親なき後」を見据えた、居住支援のための機能をもつ場所や体制のことです。

居住支援のための主な機能は、①相談、②緊急時の受け入れ・対応、③体験の機会・場、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくりの5つとしています。

地域生活支援拠点等の整備手法（イメージ）



※あくまで参考例であり、地域の実情に応じた整備を行うものとされています。

出典：「地域生活支援拠点等について～地域生活支援体制の推進～【第2版】

厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課

国の指針（考え方）

- ・ 一般就労への移行者数を 2021 年度の 1.28 倍以上にする
 - うち 就労移行支援事業を通じた移行者数：1.31 倍
 - 就労継続支援 A 型を通じた移行者数：1.29 倍
 - 就労継続支援 B 型を通じた移行者数：1.28 倍
- ・ 一般就労への移行者が 5 割以上の就労移行支援事業所：5 割以上
- ・ 就労定着支援事業利用者数：2021 年度の 1.41 倍以上
- ・ 就労定着率が 7 割以上の就労定着支援事業所：2 割 5 分

第 6 期計画を踏まえた現状・課題

- ・ 就労移行支援事業等を通じて一般就労した人は 2022 年度末で 89 人となり、目標に達していません。コロナ前の 2019 年度以前の一般就労者数が増加傾向にあったことから、コロナ禍における企業の有効求人倍率の減少や採用活動の低迷等の影響が大きかったものと推測されます。
- ・ 実態調査では、就労の支援を希望する人が多いことが明らかになっています。また、障がい者就労・生活支援センター等から一般就労した人は 2022 年度末で 63 人を超えており、とりくみの継続が求められています。
- ・ 2022 年度末で 10 箇所ある就労定着支援事業所では、就労定着率※が 8 割以上の事業所が全体の 5 割にとどまっています。また、職場の人間関係や仕事内容、生活環境などの要因で退職する人も多く、職場定着は引き続き課題となっています。障がいがある人を取りまく様々な課題に対応するため、関係機関と連携した体制を強化していく必要があります。

※ 前期計画では、過去 3 年間の就労定着支援事業の総利用者のうち前年度末時点の就労定着者数の割合をいう

町田市の考え方

- 福祉施設から一般就労への移行は、就労移行支援事業の利用が実績の多くを占めています。ただし、就労継続支援事業を通じて一般就労する人もいることから、第 7 期計画では国の考え方にもとづき、就労系サービスごとに評価指標を設定します。
- 働きつづけるための支援として、就労定着支援事業の利用や定着率の評価指標を設定し、行政と民間事業者がともにとりくみを進めていきます。

項目	評価指標
一般就労への移行者数	就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者 2021 年度実績 90 人の 1.28 倍以上かつ就労系サービスの指標の合計値以上（116 人以上）
	うち就労移行支援事業を通じて一般就労に移行する者 2021 年度実績 81 人の 1.31 倍以上（107 人以上）

項目	評価指標
一般就労への移行者数	うち就労継続支援 A 型事業を通じて一般就労に移行する者 2021 年度実績の 0 人の 1.29 倍以上（1 人以上）
	うち就労継続支援 B 型事業を通じて一般就労に移行する者 2021 年度実績 7 人の 1.28 倍以上（9 人以上）
就労移行支援事業移行率	就労移行支援事業利用修了者に占める一般就労へ移行した者の割合が 5 割以上の事業所が全体の 5 割以上
就労定着支援事業利用者数	就労定着支援事業所の利用者数が 2021 年度実績 120 人の 1.41 倍以上（170 人以上）
就労定着率※	就労定着支援事業の就労定着率※ 就労定着率が 7 割以上の事業所を全体の 2 割 5 分以上

※ 後期計画では、過去 6 年間に於いて就労定着支援事業の利用を終了した者のうち、雇用された通常の事業所に 42 ヶ月以上 78 ヶ月未満の期間継続して就労している者または就職していた者の占める割合

国の指針（考え方）

- ・基幹相談支援センターを設置するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保する。
- ・個別事例の検討と、検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保する。

第6期計画を踏まえた現状・課題

- ・2015年より市内5地域に障がい者支援センターを設置し、より身近な地域で相談支援や行政手続き等ができる体制を構築してきました。しかしながら、障がいがある人の親世代の高齢化や、障がいの重度化、障がいがある人の孤立化の問題など、相談ニーズは多様化、複雑化し、対応の困難性が高くなっています。障がいがある人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、相談支援体制のさらなる充実が求められています。

町田市の方針

○町田市の特徴である5つの障がい者支援センターを相談支援体制の中核として、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりを行っていきます。

項目	評価指標
総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び地域づくり	障がい者支援センターが相談支援の中核として地域の相談支援の充実を図ります。 また、地域のニーズ・情報を共有するために、支援センターと地域の事業所等との連絡会等を開催します。



項目5に関連する重点施策

重点施策9 P46

国の指針（考え方）

- 各都道府県や市町村においてサービスの質の向上のための体制を構築することを基本とする。

第6期計画を踏まえた現状・課題

- 障がいがある人の増加とともに、障がいの重度化や高齢化、多様化が進んでおり、サービスの利用は増えています。利用者一人ひとりの状況やニーズに的確に対応できるよう、質の高い支援を安定的に継続することが求められています。
- 障害福祉サービス事業所は、定期的・継続的に第三者評価機関による評価を受けるようつとめる必要があります。利用者の意向の把握、事業所の良い点や改善点の認識につながるほか、評価結果の公表により、利用希望者がサービスを選択する際の情報源として活用できる利点があります。全ての事業所が受審している状態ではないため、市内事業所に対し、受審に係る普及啓発をおこなう必要があります。
- 東京都による指導監査のほか、町田市独自でも事業所への指導・助言をおこなっています。市内の障害福祉サービス事業所は年々増加していることから、各事業所のサービスの質の向上、運営の適正化がはかれるよう、指導監査の体制の継続が必要です。

町田市の考え方

○利用者にとって真に必要とされるサービスが提供できるよう、事業所に対してはたらきかけ、サービス等の質の向上に継続的にとりくみます。

項目	評価指標
第三者評価の受審に係る普及啓発	障害福祉サービス事業所への普及啓発回数 ・年1回以上
障害福祉サービス事業所への指導	市内事業所への指導の充実をはかり、適正な事業運営を確保する ・2026年度までに対象事業所※すべてにおける実地指導の実施

※対象事業所…町田市所管の社会福祉法人の障害福祉サービス事業所、特定相談支援事業所・障害児相談支援事業所です。その他の事業所は原則東京都が指導を実施しますが、必要に応じて市が実地指導をおこなう場合もあります。

第3章

計画の実現に向けて

1

計画の推進のために

(1) わかりやすい情報提供と障がいの理解促進

ホームヘルプや相談支援をはじめとする各種サービスは、必要な人に十分に届いてはじめて機能していると言えます。そのため、当事者とその家族はもちろんのこと、潜在的なニーズがありながら支援につながない人たちにも情報がいき届くよう情報提供のしかたを工夫します。

また、地域で共に暮らし、活動していくためには、地域の方が障がいについて理解していることが求められます。広く市民に向け、障がい理解がすすむよう啓発にとりくむことで、こころのバリアフリーを広げます。

(2) 障がいがある人やその家族のニーズの把握と反映

各種の施策やサービスを効果的に実施・提供するために、施策の内容やサービスの提供方法などについて、当事者やその家族、関係団体などへの調査や聞き取りなどを通じ、意見やニーズの把握と反映につとめます。

(3) 町田市障がい者施策推進協議会との連携

障がいがある人を、それぞれのライフステージに応じてきめ細かく支援していくために、関係機関との連携をより一層強いものにします。

特に、障がい当事者を含む様々な分野の代表が集まる「町田市障がい者施策推進協議会」は、市の障がい者施策について多角的な視点からご意見をいただく場であることはもとより、関係機関の連携の場としてもとらえ、よりよい支援を検討していきます。

(4) 庁内の連携と市職員の意識向上

障がい者施策は、子どもから高齢者までのすべてのライフステージにまたがるとともに、保健・医療、教育、まちづくり、文化芸術・スポーツなど分野が多岐にわたります。

計画の実行性を高め、効果的に障がい者施策を展開するために、庁内の各部署との連携をはかります。また、すべての市職員が障がいに配慮しつつ各自の職務をおこなうことができるよう、市職員の障がい理解を深め、意識向上にとりくみます。

(5) 持続可能な制度の構築

サービス利用者の増加やニーズの多様化の中でも、必要な人が必要なサービスを安定して利用できるよう、人材や財源の確保策を含めた検討を行い、持続可能な制度の構築につとめます。

(6) 感染症対策

2020年に生じた新型コロナウイルス感染症は、保健・医療にとどまらず、経済活動、学校教育、福祉サービスの提供、水害や地震の際の避難のあり方など、生活のあらゆる面に大きな影響をおよぼしています。障がいがある人は新型コロナウイルスに感染した場合の重症化リスクが高いとされています。このことを踏まえた上での確かな情報提供に努めるとともに、事業所の継続支援、福祉職員の安全確保、利用者の生活支援などについて、町田市障がい者施策推進協議会や関係機関の協力もえながら検討し、迅速に対応していきます。

(7) 国・東京都との連携や要望

障がいがある人の地域生活を支える施策は、国や都の制度に基づき運営されているものが少なくありません。国や都の新しい動向を注視しつつ、連携しながら施策を推進します。また、利用者本位のより良い施策になるよう、国や都に対して必要な要望を伝えるとともに、行財政上の措置を要請していきます。

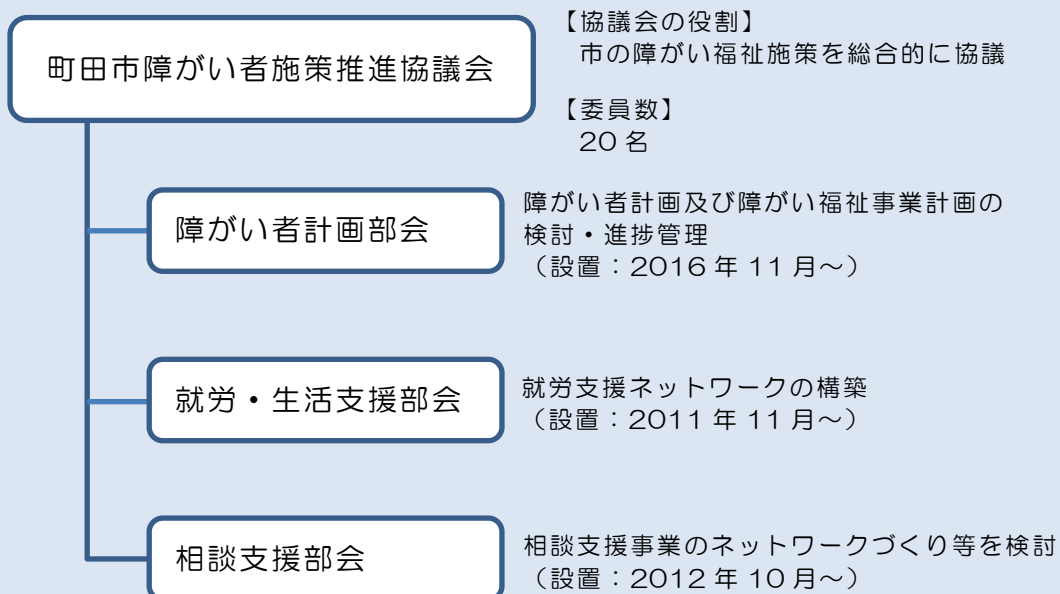
< 町田市障がい者施策推進協議会の活動 >

2010年11月、町田市は障がいがある人の施策を総合的に協議するため、市の附属機関として「町田市障がい者施策推進協議会」を設置しました。この協議会は、障がいがある人に関わる計画を検討するとともに、すすみ具合をチェックし推進していく役割をになっています。協議会には、「就労・生活支援」「相談支援」「障がい者計画」の3つの分野で専門部会が設けられ検討をおこなっています。

～わたしたち抜きに、わたしたちのことを決めないで～

障害者権利条約のこのスローガンのもと、協議会と部会には身体・知的・精神障がいがある人や難病のある人など、障がい当事者の方にも多数参画いただいています。

< 協議会の体制 >



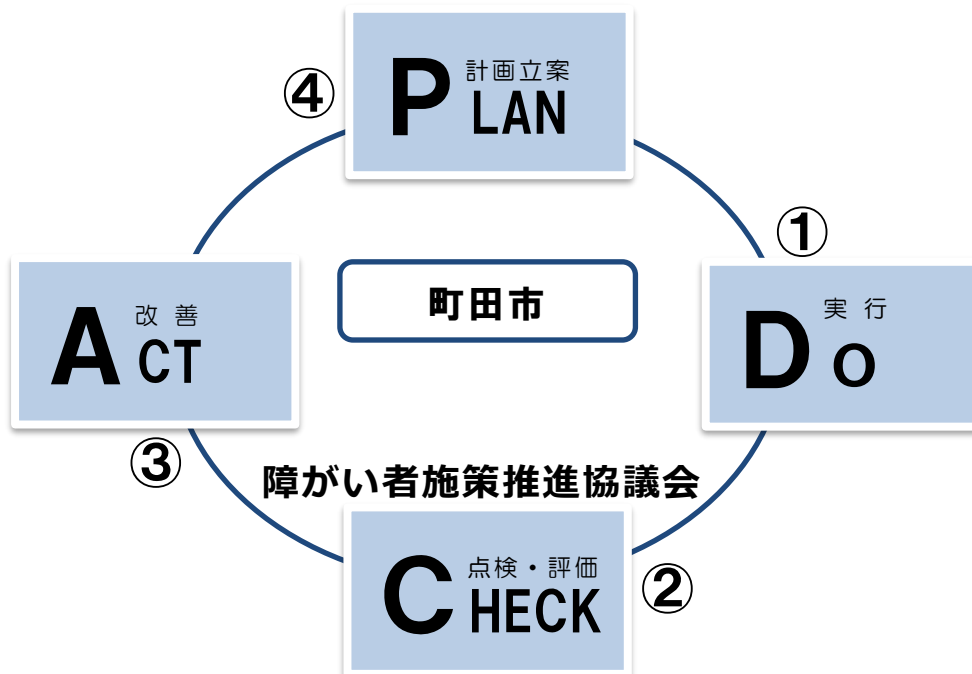
2

計画の点検と評価

計画策定後は重点施策の進捗状況、サービス提供の体制や実績を点検、評価し、その結果に基づいて改善していくという、「PDCA」のサイクルが必要です。

庁内における進捗状況の把握とともに、町田市障がい者施策推進協議会を通じて点検と評価をおこない、必要に応じ改善をはかります。

<PDCAサイクル>



- ① 市のすべての担当部署は、この計画の確実な実現に向けてそれぞれ検討をおこない、課題を明らかにし、主体的にとりくみます。
- ② そして毎年度、この計画のすすみ具合をまとめ、町田市障がい者施策推進協議会に報告します。
- ③ 町田市障がい者施策推進協議会は、障がいがある本人や関係者の意見をきき、必要があると認めたときには、計画の変更や事業を見直しなどの改善案を考えます。
- ④ 市は町田市障がい者施策推進協議会の検討内容を踏まえ必要に応じ計画の変更や事業の見直しにとりくみます。

卷末資料

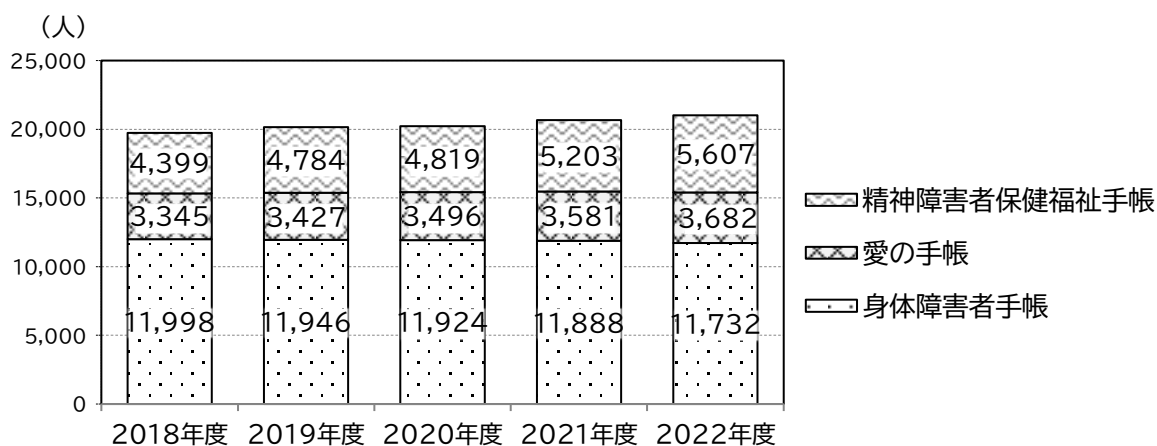
1 障がいがある人の状況

(1) 障害者手帳所持者数

市内の障害者手帳所持者数は、2022年度末現在で、身体障害者手帳が11,732人、愛の手帳が3,682人、精神障害者保健福祉手帳が5,607人となっています。

2018年度から2022年度にかけて、愛の手帳は約1.10倍、精神障害者保健福祉手帳は約1.27倍の増加となっており、全体としては約1.06倍となっています。

■ 障害者手帳所持者数の推移



(人)

	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
身体障害者手帳	11,998	11,948	11,924	11,888	11,732
愛の手帳	3,345	3,427	3,496	3,581	3,682
精神障害者保健福祉手帳	4,399	4,784	4,819	5,203	5,607
手帳所持者計	19,742	20,159	20,239	20,672	21,021
町田市の人口	428,706	428,851	429,645	430,803	431,018

※精神障害者保健福祉手帳の数値は2022年度については速報値。

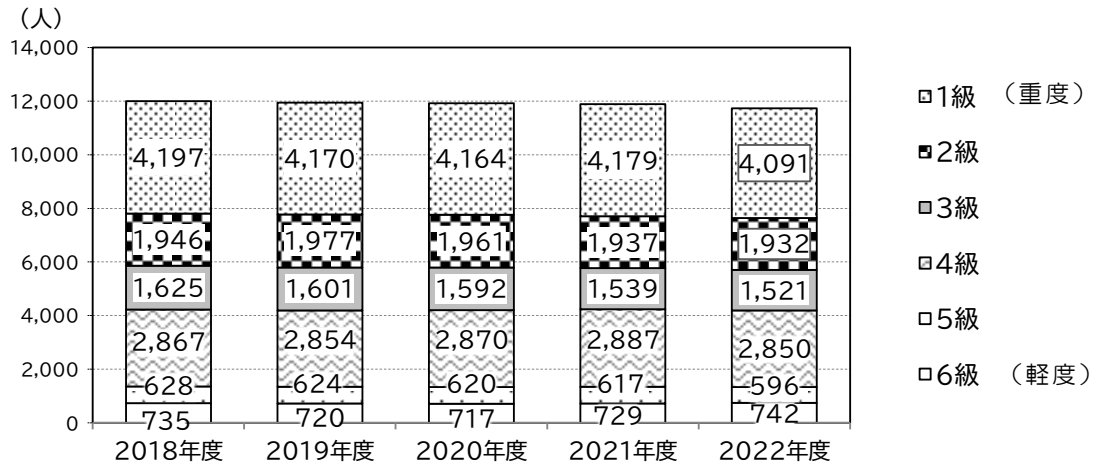
資料：障がい福祉課（各年度末現在）

(2) 身体障害者手帳所持者の内訳

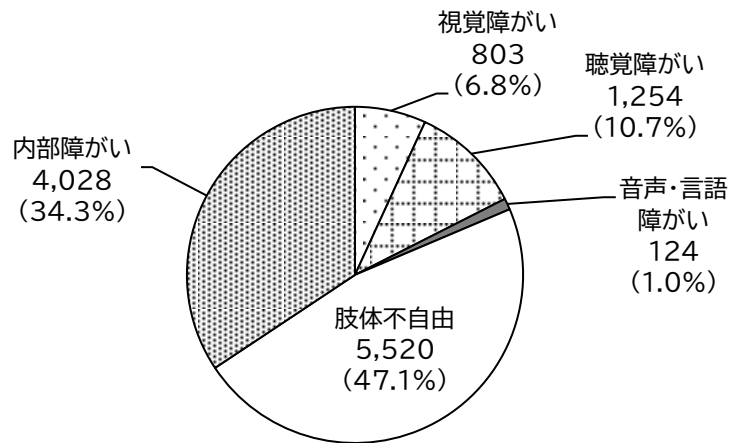
身体障害者手帳所持者の等級別内訳は1級（重度）が最も多く、次いで4級、2級の順となっています。

障がい別内訳は、2022年度末現在で、肢体不自由が5割弱、次いで内部障がい3割強となっています。

■ 身体障害者手帳所持者の等級別内訳



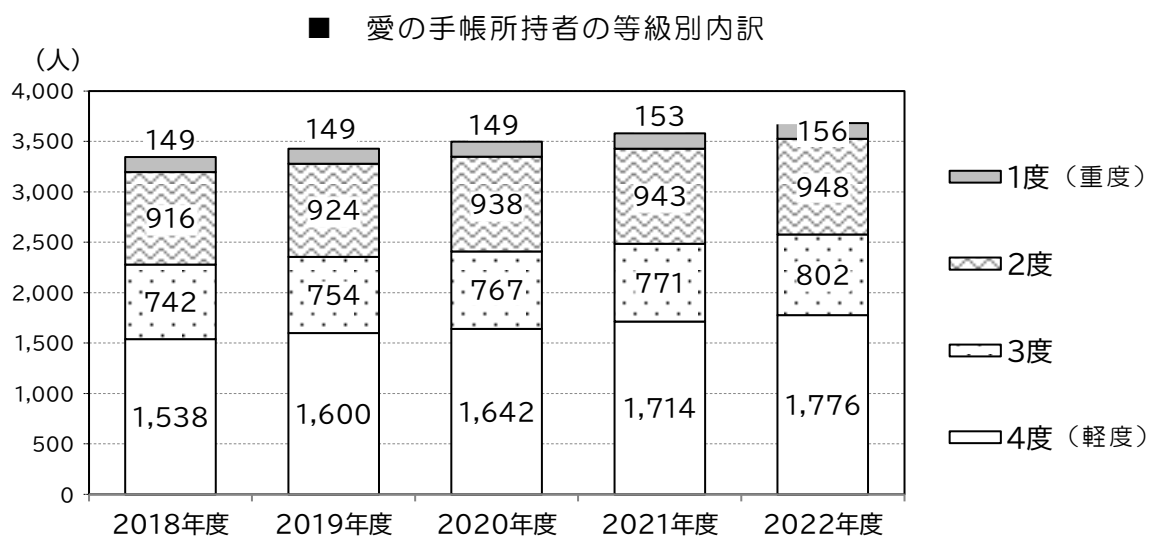
■ 身体障害者手帳所持者の障がい別内訳



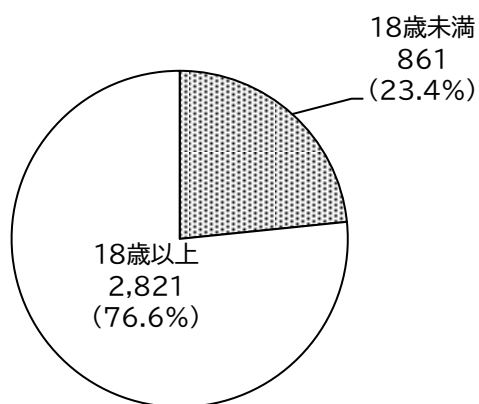
資料：障がい福祉課（上図：各年度末現在／下図：2022年度末現在）

(3) 愛の手帳所持者の内訳

愛の手帳所持者の等級別内訳は、4度（軽度）、2度の順で多くなっています。同じく年齢別内訳では、18歳以上が7割以上を占めています。



■ 愛の手帳所持者の年齢別内訳

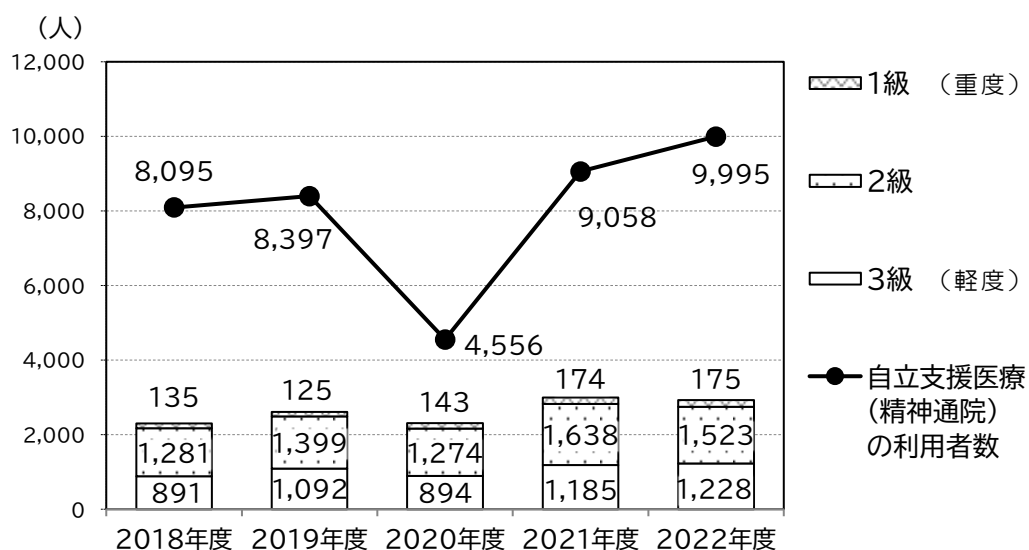


資料：障がい福祉課（上図：各年度末現在／下図：2022年度末現在）

(4) 精神障害者保健福祉手帳所持者の内訳

精神障害者保健福祉手帳所持者の等級別内訳は、2級が過半数を占め、最も多くなっています。精神科通院医療にかかる自立支援医療受給者証の発行数は、2020年度に一度減少しましたが、以降は増加傾向にあります。

■ 精神障害者保健福祉手帳所持者の等級別内訳と
自立支援医療（精神通院）の利用者数



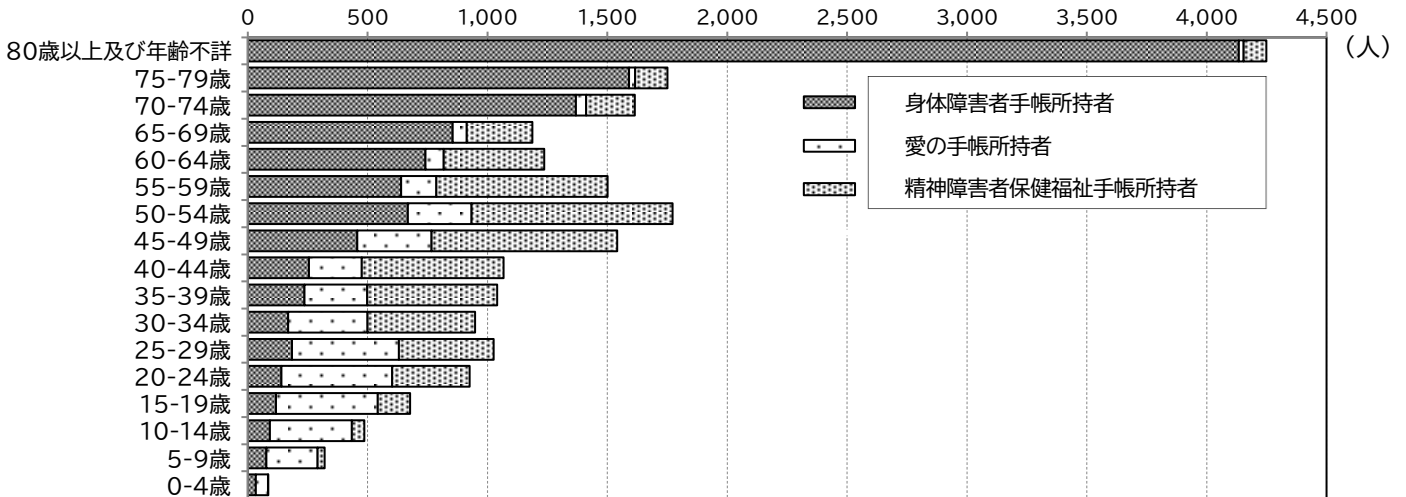
※2022年度の数値については速報値。

資料：障がい福祉課（各年度末現在）

(5) 年齢別の障害者手帳所持者数

町田市内の人口は、2023年5月現在で約43万人、うち身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳の3種類の手帳の所持者数の合計は約2万人です。年齢別の所持者数は、概ね以下の通りです。

■ 町田市内における年齢別障害者手帳所持者数の内訳



■ 町田市内における年齢別人口と障害者手帳所持者数の割合

	身体障害者手帳所持者		愛の手帳所持者		精神障害者保健福祉手帳所持者		障害者手帳所持者計		いずれも所持していない人		町田市の人口
	人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)	
0-4歳	33	0.2%	51	0.4%	1	0.0%	85	0.6%	13,740	99.4%	13,825
5-9歳	78	0.5%	213	1.2%	30	0.2%	321	1.9%	16,880	98.1%	17,201
10-14歳	92	0.5%	342	1.8%	52	0.3%	486	2.5%	18,806	97.5%	19,292
15-19歳	118	0.6%	424	2.0%	135	0.6%	677	3.2%	20,663	96.8%	21,340
20-24歳	141	0.6%	461	1.9%	323	1.3%	925	3.9%	23,029	96.1%	23,954
25-29歳	184	0.9%	447	2.2%	395	1.9%	1,026	5.0%	19,419	95.0%	20,445
30-34歳	169	0.9%	331	1.7%	448	2.3%	948	4.8%	18,863	95.2%	19,811
35-39歳	237	1.0%	261	1.1%	542	2.3%	1,040	4.4%	22,427	95.6%	23,467
40-44歳	255	0.9%	221	0.8%	591	2.2%	1,067	3.9%	26,330	96.1%	27,397
45-49歳	457	1.3%	310	0.9%	774	2.3%	1,541	4.5%	32,360	95.5%	33,901
50-54歳	668	1.8%	265	0.7%	839	2.2%	1,772	4.7%	36,266	95.3%	38,038
55-59歳	640	2.1%	146	0.5%	715	2.3%	1,501	4.9%	29,143	95.1%	30,644
60-64歳	741	3.0%	76	0.3%	419	1.7%	1,236	5.1%	23,198	94.9%	24,434
65-69歳	855	3.9%	58	0.3%	274	1.2%	1,187	5.4%	20,940	94.6%	22,127
70-74歳	1,369	5.0%	43	0.2%	203	0.7%	1,615	5.9%	25,680	94.1%	27,295
75-79歳	1,590	6.3%	26	0.1%	134	0.5%	1,750	6.9%	23,438	93.1%	25,188
80歳以上及び年齢不詳	4,133	9.7%	21	0.0%	95	0.2%	4,249	10.0%	38,410	90.0%	42,659
合計	11,760	2.7%	3,696	0.9%	5,970	1.4%	21,426	5.0%	409,592	95.0%	431,018

資料：障がい福祉課（2023年5月現在）

(6) 難病等

2013年4月に施行された障害者総合支援法によって、難病等が障害福祉サービス等の受給対象に加わり、障害者手帳の有無にかかわらず、必要と認められたサービス等の受給が可能になりました。2015年1月から対象疾病が段階的に拡大され、2021年11月からは338疾病がサービス等の対象となっています。

■ 難病医療費助成制度の申請件数

(件)

	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
一般難病(更新) ①	2,709	2,756	942	2,947	3,130
一般難病(新規) ②	514	516	471	589	624
一般難病申請者実数 ①+②	3,223	3,272	1,413	3,536	3,754

※難病医療費助成制度：難病医療費等公費負担対象疾病に該当し、認定基準を満たしている場合に、自己負担(保険診療分)の一部を助成する制度。

資料：障がい福祉課(各年度末現在)

コ ラ ム

<難病について>

- 難病とは、難病法(難病の患者に対する医療等の関する法律)において、以下のとおり定められています。

【難病の定義(第一条 目的)】

- ◎発病の機構が明らかでない
- ◎治療法が確立していない
- ◎希少な疾病である
- ◎長期の療養を必要とする

【福祉の利用について(第二条 基本理念)】

難病の患者に対する医療等は、「難病の特性に応じて、社会福祉その他の関連施策との連携し、総合的に行われなければならない。」と定められています。そのため、福祉の分野においても、障害福祉サービスをはじめとした難病の方への支援の充実が求められています。

- 難病の方は、身体障害者手帳の有無にかかわらず、各自治体において必要と認められた場合、障害福祉サービス等を利用することができます。詳細は、右記QRコードから町田市ホームページをご確認ください。



【問い合わせ先一覧】

<町田市ホームページ>

難病医療費助成	障害福祉サービス	保健相談	部署	問い合わせ先
○			障がい福祉課福祉係	電話 042-724-2148 FAX 050-3101-1653
	○		障がい福祉課支援係	電話 042-724-3089 FAX 050-3101-1653
		○	保健予防課	電話 042-722-0622 FAX 050-3161-8634
		○	東京都難病相談・支援センター	電話 03-5802-1892
		○	東京都多摩難病相談・支援室	電話 042-323-5880

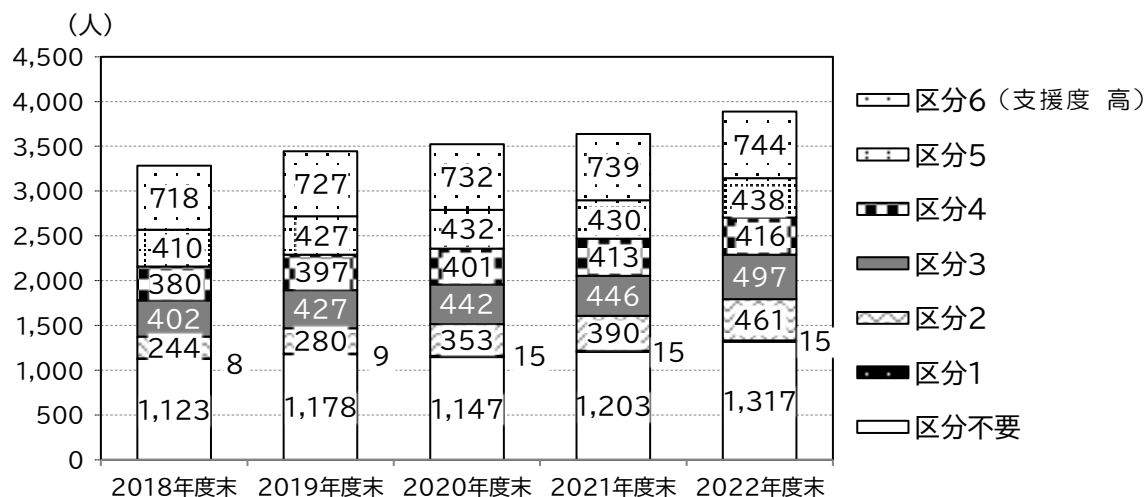
(7) 障害支援区分別支給決定者数

町田市の障害支援区分別の支給決定者数は、区分不要が最も多く、次いで区分6（支援の必要性が最も高い）、区分3という順番で多くなっています。

区分ごとの支給決定者数の推移では、すべての区分で増加傾向となっており、支給決定者数は年々増加しています。

※区分不要：障害福祉サービスの中には障害支援区分を要しないサービスがあり、そのサービスのみを利用している人の人数です。（就労移行支援、就労継続支援等）

■ 障害支援区分別支給決定者数の内訳



	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
区分不要	1,123	1,178	1,147	1,203	1,317
区分1	8	9	15	15	15
区分2	244	280	353	390	461
区分3	402	427	442	446	497
区分4	380	397	401	413	416
区分5	410	427	432	430	438
区分6	718	727	732	739	744
総計	3,285	3,445	3,522	3,636	3,888

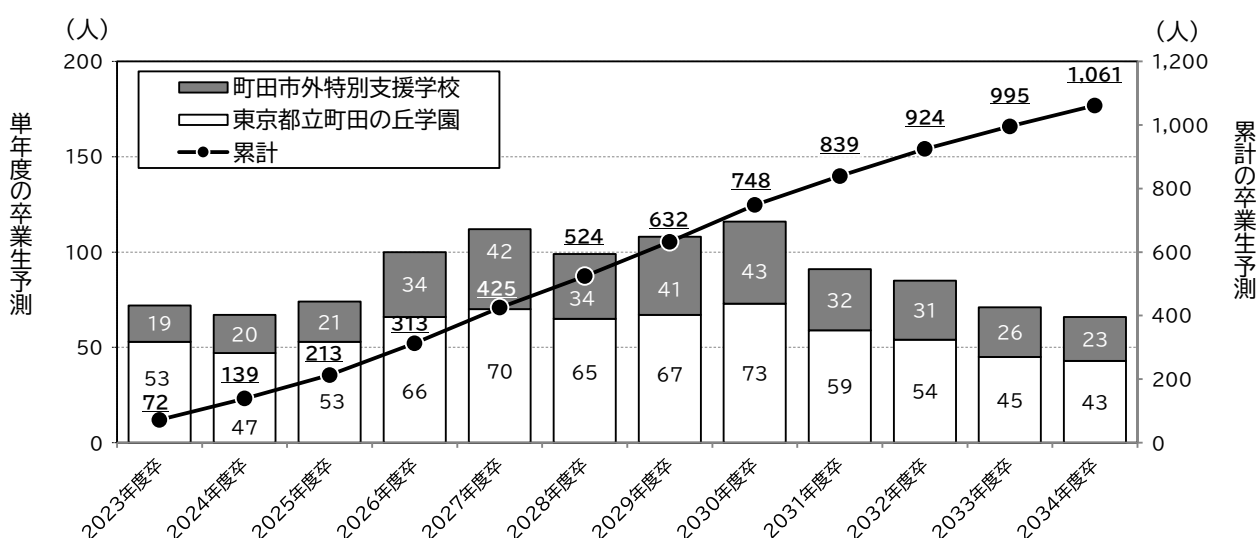
資料：障がい福祉課（各年度末現在）

(8) 特別支援学校（高等部）卒業見込数

市内在住者の特別支援学校（高等部）への進学先としては、町田市内の東京都立町田の丘学園が最も多くなっています。次に多いのは高等部単独校の東京都立南大沢学園（就業技術科）となっており、東京都立多摩桜の丘学園、東京都立八王子盲学校等への進学も見られます。また、2024年4月からは普通科と職能開発科をあわせもった（仮称）南多摩地区特別支援学校が開校し、堺地域障がい者支援センター管内在住中学部生徒が2024年度より年度進行にて（仮称）南多摩地区特別支援学校へ入学する予定です。

市内在住者で市内・市外を含めた特別支援学校(高等部)を卒業する生徒数は、2027年度までおおむね増加していく見込みとなっています。ピーク時の2027年度は112名、その後は2030年度まで毎年100名以上が卒業していく見込みとなっています。

■ 町田市在住者の特別支援学校（高等部）卒業生見込数



※2026年度以降に町田市外の特別支援学校を卒業する生徒数の見込みは、「市内特別支援学級在籍数」から「町田の丘学園に入学すると予測される生徒数」を除いた数で算出。

※2026年度以降に町田の丘学園を卒業する生徒数の見込みは、「同校小・中学部の児童生徒数」に「肢体不自由の特別支援学級在籍数」と、「知的障がいの特別支援学級在籍数の50%」を加算して推計

資料：町田の丘学園作成資料（2023年5月1日のデータをもとに作成）

2 サービス内容一覧

(1) 障害福祉サービス等

★障がいがある児童も利用可能なサービス。

●標準利用期間のある（利用期間が限定されている）サービス。

種別				掲載ページ
訪問系サービス	居宅介護(ホームヘルプ)	★		P32
	＜内容＞ 居宅での身体介護(入浴、排せつ、食事の介護)や家事援助等をおこなうとともに、通院の付き添いや生活等に関する相談・助言その他の支援をおこないます。			
	重度訪問介護			P32
	＜内容＞ 重い障がいがある人に対して、自宅での身体介護(入浴、排せつ、食事の介護)、家事援助、見守り等や外出時における移動支援等を総合的におこないます。			
	同行援護	★		P32
	＜内容＞ 視覚障がいにより、移動に困難を感じている障がいがある人に対して、外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談・助言その他の支援をおこないます。			
	行動援護	★		P32
	＜内容＞ 障がいがある人が行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護や援助をおこないます。			
重度障害者等包括支援	★		P32	
＜内容＞ 居宅介護、同行援護、重度訪問介護、行動援護、生活介護、短期入所、共同生活援助、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援を包括的に提供します。				
日中活動系サービス	生活介護			P41
	＜内容＞ 常に介護を必要とする人に、日中の時間帯、入浴、排せつ、食事の介護等をおこなうとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。			
	自立訓練(機能訓練)		●	P41
	＜内容＞ 理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーション、生活等に関する相談・助言その他の支援をおこないます。			
	自立訓練(生活訓練)		●	P41
	＜内容＞ 事業所や居宅において入浴、排せつ、食事等に関する訓練及び生活等に関する相談・助言その他の支援をおこないます。			
	宿泊型自立訓練		●	P41
＜内容＞ 居住の場を提供し、家事等の日常生活能力を向上するための支援や相談及び助言等をおこないます。				

	就労選択支援			P41
	<p><内容> 就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援します。</p>			
	就労移行支援		●	P41
	<p><内容> 一般就労を希望する人に、生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供、訓練、求職活動の支援、就職後の定着のための相談支援等をおこないます。</p>			
	就労継続支援A型(雇用型)			P41
	<p><内容> 一般就労が困難な人に、生産活動その他の活動の機会の提供、就労に必要な知識、能力向上に必要な訓練、その他の支援をおこないます。</p>			
	就労継続支援B型(非雇用型)			P41
	<p><内容> 一般就労が困難な人に、生産活動その他の活動機会の提供、就労に必要な知識、能力向上に必要な訓練、その他の支援をおこないます。</p>			
	就労定着支援		●	P41
	<p><内容> 一般就労へ移行した障がいがある人について、就労に伴う生活面の課題に対し、就労継続をはかるために企業・自宅等への訪問や障がいがある人の来所による必要な連絡調整、指導・助言等をおこないます。</p>			
	療養介護			P41
	<p><内容> 病院等に入院している人に対して、主に日中の時間帯に、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の支援をおこないます。</p>			
	短期入所(ショートステイ)<福祉型・医療型>		★	P41
	<p><内容> 福祉型：居宅において介護する人が病気の場合や自立生活に向けた体験をする場合などに、施設等へ短期間入所させ、入浴、排せつ及び食事その他の必要な支援をおこないます。 医療型：居宅において介護する人が病気の場合や自立生活に向けた体験をする場合などに、病院等へ短期間入所させ、入浴、排せつ及び食事その他の必要な支援をおこないます。</p>			
居住系サービス	共同生活援助(グループホーム)			P32
	<p><内容> 主に共同生活をする住居での相談や日常生活上の援助をおこないます。</p>			
	施設入所支援			P32
	<p><内容> 施設に入所する障がいがある人に対して、主に夜間において入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、その他の日常生活上の支援をおこないます。</p>			
	自立生活援助		●	P32
	<p><内容> 一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うために、定期的な居宅訪問や随時の対応をおこないます。</p>			

相談支援	基本相談支援			P49
	<内容> ・障がいがある人等が必要とする情報提供や助言をおこないます。 ・障害福祉サービス等の利用や課題の解決に向け、障がいがある人と行政、障害福祉サービス事業者、医療機関、教育機関等との調整などをおこないます。 ・行政の立場で障がいがある人の福祉全般にわたる相談をおこないます。			
	計画相談支援			P49
	<内容> ・サービス等利用計画案の作成、支給決定後のサービス等利用計画の見直し（モニタリング）をおこないます。 ・サービス事業者等との連絡・調整をおこないます。			
	地域移行支援・地域定着支援			P49
<内容> ・地域移行支援：住居の確保、地域生活の準備や障害福祉サービスの見学・体験のための外出への同行支援、地域生活に移行するための活動に関する相談等の支援をおこないます。 ・地域定着支援：夜間も含む緊急時の連絡、相談等の支援をおこないます。				

(2) 地域生活支援事業

★障がいがある児童も利用可能なサービス。

種別		掲載ページ	
必須事業	理解促進研修・啓発事業	P77	
	<内容> 障がいがある人に対する理解を深めるための研修・啓発をおこないます。		
	自発的活動支援事業	P53	
	<内容> 障がいがある人が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるような、自発的なとりくみの支援をおこないます。		
	相談支援事業	障害者相談支援事業	★ P49
		<内容> 福祉サービスに関する情報提供と利用援助、専門のサービス提供機関の紹介、社会生活力を高めるための支援、権利擁護のための必要な援助をおこないます。	
		基幹相談支援センター等機能強化事業	★ P49
		<内容> 総合的・専門的な相談支援の実施、地域の相談支援体制の強化のとりくみ、地域移行支援ならびに定着支援事業のとりくみ、権利擁護・虐待の防止の業務等をおこないます。	
		住宅入居等支援事業(居住サポート事業)	P49
	<内容> 入居に必要な調整等に関する支援をおこないます。		
	成年後見制度利用支援事業	P71	
	<内容> 成年後見制度の利用に要する費用のうち、成年後見の申し立てに要する経費及び後見人等の報酬等の全部または一部を補助します。		
	成年後見制度法人後見支援事業	P71	
<内容> 法人後見実施のための研修、法人後見の活動を安定的に実施するための組織体制の構築、法人後見の適正な活動のための支援等をおこないます。			
意思疎通支援事業	★ P61		
<内容> 手話通訳者及び要約筆記者を派遣する事業、手話通訳者を設置する事業等をおこないます。			

	手話奉仕員養成研修事業		P61
	<p><内容> 日常会話程度の手話表現を習得した手話ボランティアを養成するための研修、手話通訳者としての研修をおこないます。</p>		
	日常生活用具給付等事業	★	P33
	<p><内容> 日常生活上の便宜をはかるための、告示の要件を満たす6種の用具の給付をおこないます。</p>		
	移動支援事業	★	P33
	<p><内容> 社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための、外出の際の移動の支援をおこないます。</p>		
	地域活動支援センター機能強化事業		P42
	<p><内容> 地域生活支援の促進をはかるための社会との交流促進、機能訓練、相談等をおこないます。</p>		
任意事業	福祉ホーム		P33
	<p><内容> 低額な料金での居室その他の設備の提供、施設の管理、利用者の日常に関する相談、助言、関係機関との連絡、調整をおこないます。</p>		
	訪問入浴サービス	★	P33
	<p><内容> 訪問により居宅において入浴サービスを提供します。</p>		
	日中一時支援	★	P42
	<p><内容> 日中における活動の場を確保し日常的な訓練や支援をおこないます。</p>		
	緊急一時保護	★	P53
	<p><内容> 介護者の病気や急な冠婚葬祭等により、一時的に障がいがある人や児童を介護できなくなったときの宿泊場所の提供をおこないます。</p>		
	スポーツ・レクリエーション教室開催等	★	P24
	<p><内容> 障がいがある人や児童が、スポーツに触れる機会等を提供します。</p>		
	自動車運転免許取得・改造助成		P42
	<p><内容> 自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成します。</p>		
知的障害者職親委託		P42	
<p><内容> 一定期間、職親に預けて生活指導及び技能習得訓練等をおこないます。</p>			

3 障害福祉サービス等の実績及び見込量一覧

※第2章の「この分野に係るサービスの見込量」を一覧にしたものです。

(1) 障害福祉サービス

【訪問系サービス】

(1か月あたり)

サービス名	項目	実績値			見込量		
		2021年度	2022年度	2023年度(見込)	2024年度	2025年度	2026年度
居宅介護	利用者数	516人	530人	558人	588人	619人	652人
	利用時間数	9,114時間	9,407時間	9,944時間	10,479時間	11,031時間	11,619時間
重度訪問介護	利用者数	125人	122人	127人	132人	137人	142人
	利用時間数	31,166時間	31,488時間	34,482時間	35,840時間	37,197時間	38,555時間
同行援護	利用者数	104人	100人	104人	108人	112人	116人
	利用時間数	2,399時間	2,649時間	2,523時間	2,620時間	2,717時間	2,814時間
行動援護	利用者数	22人	30人	38人	48人	61人	77人
	利用時間数	517時間	716時間	944時間	1,192時間	1,515時間	1,912時間
重度障害者等包括支援	利用者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人

【日中活動系サービス】

(1か月あたり)

サービス名	項目	実績値			見込量		
		2021年度	2022年度	2023年度(見込)	2024年度	2025年度	2026年度
生活介護	利用者数	1,126人	1,135人	1,160人	1,186人	1,212人	1,239人
	利用日数	21,298日	21,333日	22,526日	23,031日	23,536日	24,060日
自立訓練(機能訓練)	利用者数	2人	1人	1人	1人	1人	1人
	利用日数	20日	8日	12日	12日	12日	12日
自立訓練(生活訓練)	利用者数	51人	66人	75人	85人	96人	109人
	利用日数	804日	926日	1,232日	1,396日	1,577日	1,790日
宿泊型自立訓練	利用者数	8人	9人	12人	16人	21人	28人
	利用日数	224日	260日	341日	455日	597日	796日
就労選択支援	利用者数					検討	検討
	利用日数					検討	検討
就労移行支援	利用者数	126人	130人	142人	155人	169人	185人
	利用日数	2,146日	2,169日	2,320日	2,532日	2,761日	3,022日
就労継続支援(A型)	利用者数	123人	131人	135人	139人	143人	147人
	利用日数	2,313日	2,435日	2,642日	2,720日	2,799日	2,877日
就労継続支援(B型)	利用者数	863人	905人	925人	945人	966人	987人
	利用日数	13,377日	13,877日	14,992日	15,317日	15,657日	15,997日
就労定着支援	利用者数	61人	65人	73人	82人	92人	103人
療養介護	利用者数	47人	45人	45人	45人	45人	45人
短期入所(福祉型)	利用者数	224人	256人	315人	387人	476人	585人
	利用日数	1,176日	1,350日	1,576日	1,936日	2,381日	2,926日
短期入所(医療型)	利用者数	28人	36人	39人	43人	47人	51人
	利用日数	174日	138日	283日	312日	341日	370日

【居住系サービス】

(1か月あたり)

サービス名	項目	実績値			見込量		
		2021年度	2022年度	2023年度 (見込)	2024年度	2025年度	2026年度
共同生活援助	利用者数 (内 精神)	576人 (137人)	629人 (162人)	691人 (147人)	759人 (162人)	834人 (178人)	917人 (195人)
施設入所支援	利用者数	238人	234人	234人	234人	234人	234人
自立生活援助	利用者数 (内 精神)	0人 (0人)	0人 (0人)	3人 (2人)	3人 (2人)	3人 (3人)	3人 (3人)

【相談支援】

(1年あたり)

サービス名	項目	実績値			見込量		
		2021年度	2022年度	2023年度 (見込)	2024年度	2025年度	2026年度
基本相談支援		実施	実施	実施	実施	実施	実施
計画相談支援	利用者数	2,066人	2,167人	2,509人	2,905人	3,364人	3,896人
	指定特定相談支援 事業所 箇所数	26箇所	27箇所	31箇所	35箇所	40箇所	45箇所
地域移行支援	利用者数 (内 精神)	6人 (6人)	11人 (11人)	16人 (16人)	23人 (23人)	33人 (33人)	47人 (47人)
地域定着支援	利用者数 (内 精神)	4人 (4人)	1人 (1人)	1人 (1人)	1人 (1人)	1人 (1人)	1人 (1人)

(2) 障害児通所支援

(1か月あたり)

サービス名	項目	実績値			見込量		
		2021年度	2022年度	2023年度 (見込)	2024年度	2025年度	2026年度
児童発達支援	利用者数	291人	355人	363人	394人	425人	456人
	利用日数	2,441日	2,977日	3,049日	3,310日	3,570日	3,830日
医療型児童発達支援	利用者数	0人	0人	0人	1人	1人	1人
	利用日数	0日	0日	0日	12日	12日	12日
居宅訪問型児童発達支援	利用者数	2人	3人	3人	3人	4人	4人
	利用日数	5日	9日	9日	9日	12日	12日
放課後等デイサービス	利用者数	752人	829人	834人	864人	895人	925人
	利用日数	8,781日	9,743日	9,841日	10,195日	10,561日	10,915日
保育所等訪問支援	利用者数	44人	60人	70人	82人	94人	105人
	利用日数	68日	91日	105日	123日	141日	158日
障害児相談支援	利用者数	340人	341人	375人	386人	396人	407人

※町田市子ども発達支援計画行動計画（第三期障害児福祉計画）から引用

(3) 地域生活支援事業

【必須事業】

(1年あたり)

事業名		実績値			見込量		
		2021年度	2022年度	2023年度(見込)	2024年度	2025年度	2026年度
理解促進研修・啓発事業		実施	実施	実施	実施	実施	実施
自発的活動支援事業		実施	実施	実施	実施	実施	実施
相談支援事業	障害者相談支援事業	実施	実施	実施	実施	実施	実施
	基幹相談支援センター等機能強化事業	機能として実施※	機能として実施	機能として実施	機能として実施	機能として実施	機能として実施
	住宅入居等支援事業(居住サポート事業)	機能として実施	機能として実施	機能として実施	機能として実施	機能として実施	機能として実施
成年後見制度利用支援事業		17件	14件	15件	16件	17件	18件
成年後見制度法人後見支援事業		1団体	1団体	1団体	1団体	1団体	1団体
法人後見及び法人後見監督の件数		34件	33件	34件	35件	36件	37件
意思疎通支援事業							
手話通訳者派遣事業		1,113件	997件	1,128件	1,117件	1,106件	1,095件
要約筆記者派遣事業		15件	8件	25件	21件	18件	15件
手話通訳者設置事業(手話通訳者登録者数)		週1日	週1日	週1日	週1日	週1日	週1日
手話奉仕員養成研修事業(養成講習修了者数)		14人	6人	8人	8人	8人	8人
日常生活用具給付等事業							
介護・訓練支援用具		50件	54件	60件	66件	73件	80件
自立生活支援用具		80件	83件	89件	96件	103件	111件
在宅療養等支援用具		78件	69件	69件	69件	69件	69件
情報・意思疎通支援用具		197件	82件	92件	103件	115件	129件
排泄管理支援用具		8,649件	8,353件	8,712件	9,087件	9,478件	9,886件
住宅改修費		15件	21件	30件	43件	62件	89件
移動支援事業		547人	575人	600人	627人	655人	684人
地域活動支援センター機能強化事業		実施	実施	実施	実施	実施	実施

※機能として実施…地域生活支援事業としての事業要件を完全に満たすものではないが、市を含めた関係機関における相談支援や障害福祉サービスの提供等の結果として当該機能を有すもの。

【任意事業】

(1年あたり)

事業名	実績値			見込量		
	2021年度	2022年度	2023年度 (見込)	2024年度	2025年度	2026年度
福祉ホーム	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
訪問入浴サービス	22人	22人	23人	23人	23人	23人
日中一時支援	未実施	未実施	未実施	検討	検討	検討
緊急一時保護 (延べ日数)	132日	96日	97日	98日	99日	100日
スポーツ・レクリエーション 教室開催等※1	2事業	3事業	3事業	3事業	3事業	3事業
自動車運転免許取得・改造助成	7件	9件	10件	11件	12件	13件
知的障害者職親委託	1人	1人	1人	1人	1人	1人

※1 2020年度については新型コロナウイルス感染拡大防止のため「障がい者スポーツ大会」を中止としました。

4 区市町村別サービスの提供状況

(1) 障害福祉サービス（訪問系）の区市町村別サービス量及び利用者数

（令和5年3月サービス提供分）

区市町村	訪問系サービス														
	サービス量(時間)					利用者数(人)					1人当たり月間サービス量(時間/人)				
	合計	(居宅介護)	(重度訪問)	(同行援護)	(行動援護)	合計	(居宅介護)	(重度訪問)	(同行援護)	(行動援護)	合計	(居宅介護)	(重度訪問)	(同行援護)	(行動援護)
千代田区	8,505	3419	3588	414	1084	150	114	9	14	13	56.7	30.0	398.7	29.6	83.4
中央区	7,745	3126	4300	274	45	204	175	11	16	2	38.0	17.9	390.9	17.1	22.5
港区	21,749	11209	9335	1100	105	498	422	35	39	2	43.7	26.6	266.7	28.2	52.5
新宿区	36,081	15204	17896	2611	370	683	531	42	100	10	52.8	28.6	426.1	26.1	37.0
文京区	11,491	2203	7181	2055	52	313	234	18	59	2	36.7	9.4	398.9	34.8	26.0
台東区	14,599	3111	10534	935	19	286	205	30	50	1	51.0	15.2	351.1	18.7	19.0
墨田区	10,482	5664	2657	2075	86	518	417	10	88	3	20.2	13.6	265.7	23.6	28.7
江東区	31,381	10307	17966	2989	119	917	716	63	135	3	34.2	14.4	285.2	22.1	39.7
品川区	12,020	3606	6222	2192	-	315	193	33	89	-	38.2	18.7	188.5	24.6	-
目黒区	16,713	5545	10435	681	52	345	284	29	31	1	48.4	19.5	359.8	22.0	52.0
大田区	40,435	16242	18796	5279	118	892	677	43	168	4	45.3	24.0	437.1	31.4	29.5
世田谷区	87,044	25384	58166	3039	455	1,318	1017	139	149	13	66.0	25.0	418.5	20.4	35.0
渋谷区	8,400	2262	5493	572	73	217	162	21	31	3	38.7	14.0	261.6	18.5	24.3
中野区	22,739	7200	12371	2845	323	609	474	40	86	9	37.3	15.2	309.3	33.1	35.9
杉並区	19,591	4896	10823	3216	656	521	331	30	139	21	37.6	14.8	360.8	23.1	31.2
豊島区	13,588	3110	8323	2026	129	324	209	28	84	3	41.9	14.9	297.3	24.1	43.0
北区	34,455	9869	19271	4653	662	799	568	46	160	25	43.1	17.4	418.9	29.1	26.5
荒川区	16,280	6486	7467	2220	107	482	378	30	70	4	33.8	17.2	248.9	31.7	26.8
板橋区	38,256	13779	19851	4482	144	1,137	900	56	173	8	33.6	15.3	354.5	25.9	18.0
練馬区	73,876	20638	44899	8069	270	1,373	1049	116	200	8	53.8	19.7	387.1	40.3	33.8
足立区	58,665	23062	23367	8484	3752	1,720	1207	84	292	137	34.1	19.1	278.2	29.1	27.4
葛飾区	14,736	10835	909	2866	126	629	474	5	143	7	23.4	22.9	181.8	20.0	18.0
江戸川区	33,650	14555	14502	3990	603	1,419	1192	47	170	10	23.7	12.2	308.6	23.5	60.3
八王子市	51,070	7368	39753	3131	818	851	527	164	137	23	60.0	14.0	242.4	22.9	35.6
立川市	27,679	2600	22856	1294	929	374	203	86	48	37	74.0	12.8	265.8	27.0	25.1
武蔵野市	15,445	1188	12979	914	364	206	121	29	42	14	75.0	9.8	447.6	21.8	26.0
三鷹市	15,073	3041	10721	806	505	297	210	28	35	24	50.8	14.5	382.9	23.0	21.0
青梅市	3,122	1180	939	649	354	185	102	7	54	22	16.9	11.6	134.1	12.0	16.1
府中市	36,667	6745	28724	982	216	518	386	62	60	10	70.8	17.5	463.3	16.4	21.6
昭島市	7,052	2023	3883	819	327	243	166	17	37	23	29.0	12.2	228.4	22.1	14.2
調布市	19,829	2796	15213	1188	632	406	262	60	41	43	48.8	10.7	253.6	29.0	14.7
町田市	43,974	9278	31304	2615	777	774	533	119	90	32	56.8	17.4	263.1	29.1	24.3
小金井市	6,448	1414	4198	574	262	192	146	11	22	13	33.6	9.7	381.6	26.1	20.2
小平市	17,454	3123	12347	748	1236	321	162	31	42	86	54.4	19.3	398.3	17.8	14.4
日野市	12,017	1307	9708	947	55	227	135	43	42	7	52.9	9.7	225.8	22.5	7.9
東村山市	16,685	3078	12181	651	775	414	255	64	50	45	40.3	12.1	190.3	13.0	17.2
国分寺市	11,683	1269	9610	533	271	196	126	34	24	12	59.6	10.1	282.6	22.2	22.6
国立市	29,366	2807	24555	345	1659	322	175	66	21	60	91.2	16.0	372.0	16.4	27.7
福生市	2,358	1475	515	338	30	114	89	5	19	1	20.7	16.6	103.0	17.8	30.0
狛江市	4,155	1796	1950	362	47	156	128	8	16	4	26.6	14.0	243.8	22.6	11.8
東大和市	6,733	1318	4835	518	62	161	121	15	23	2	41.8	10.9	322.3	22.5	31.0
清瀬市	9,651	1253	7891	348	159	150	93	25	21	11	64.3	13.5	315.6	16.6	14.5
東久留米市	10,314	1533	7298	606	877	210	131	20	30	29	49.1	11.7	364.9	20.2	30.2
武蔵村山市	4,546	1997	2191	265	93	175	144	11	15	5	26.0	13.9	199.2	17.7	18.6
多摩市	18,044	2031	14742	1086	185	222	146	33	40	3	81.3	13.9	446.7	27.2	61.7
稲城市	2,803	738	1572	85	408	90	61	14	9	6	31.1	12.1	112.3	9.4	68.0
羽村市	1,867	677	954	151	85	74	57	3	11	3	25.2	11.9	318.0	13.7	28.3
あきる野市	2,601	1200	1071	171	159	112	90	4	10	8	23.2	13.3	267.8	17.1	19.9
西東京市	10,544	1089	8355	647	453	147	71	24	34	18	71.7	15.3	348.1	19.0	25.2
瑞穂町	950	875	-	75	0	79	76	-	3	0	12.0	11.5	-	25.0	-
日の出町	943	368	449	105	21	30	19	3	5	3	31.4	19.4	149.7	21.0	7.0
檜原村	16	16	0	-	-	2	2	0	-	-	8.0	8.0	-	-	-
奥多摩町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
大島町	48	35	5	-	8	6	4	1	-	1	8.0	8.8	5.0	-	8.0
利島村	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
新島村	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
神津島村	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
三宅村	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
御蔵島村	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
八丈町	138	104	-	17	17	21	14	-	3	4	6.6	7.4	-	5.7	4.3
青ヶ島村	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
小笠原村	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	1,021,756	287,434	625,151	88,037	21,134	22,944	16,684	1,952	3,470	838	44.5	17.2	320.3	25.4	25.2

「各地域におけるサービス提供の状況」（東京都第十期障害者施策推進協議会第1回専門部会資料）

(2) 障害福祉サービス（日中活動系・相談支援）の区市町村別基盤整備状況
 （令和4年度末）

区市町村	日中活動系サービス							相談支援			
	定員数						合計	人口 1万人 当たり	事業所数		
	生活介護	機能訓練	生活訓練	就労移行	就労継続A	就労継続B			計画相 談支援	地域移 行支援	地域定 着支援
千代田区	30	-	40	366	0	80	516	76.1	6	-	-
中央区	70	-	30	36	25	170	331	19.0	7	1	1
港区	212	20	-	120	74	208	634	24.1	14	11	9
新宿区	244	25	164	432	65	632	1,562	44.6	23	3	3
文京区	197	0	20	106	30	304	657	27.0	18	3	3
台東区	247	-	89	176	40	286	838	38.8	12	6	5
墨田区	121	-	0	139	-	469	729	26.3	13	5	5
江東区	440	-	50	167	100	752	1,509	28.4	29	4	3
品川区	385	12	20	200	60	305	982	23.4	21	1	-
目黒区	333	-	18	64	20	333	768	27.0	11	2	2
大田区	565	30	50	239	72	1032	1,988	26.9	44	7	6
世田谷区	713	10	102	187	30	1118	2,160	23.1	49	10	8
渋谷区	114	-	-	276	55	349	794	32.7	18	6	6
中野区	350	20	58	128	29	357	942	27.4	25	6	6
杉並区	560	113	26	78	20	824	1,621	27.6	43	11	8
豊島区	214	20	30	288	48	399	999	33.0	21	4	2
北区	357	10	62	140	37	526	1,132	31.9	20	8	7
荒川区	145	-	58	87	20	370	680	31.2	9	2	2
板橋区	659	12	106	178	70	878	1,903	32.7	41	7	8
練馬区	960	10	24	78	96	1096	2,264	30.2	43	6	6
足立区	1252	25	23	279	161	946	2,686	38.8	31	5	5
葛飾区	735	11	53	110	80	782	1,771	39.1	39	6	5
江戸川区	823	19	61	244	70	898	2,115	30.7	47	8	9
八王子市	1834	-	176	320	195	1682	4,207	72.8	39	16	13
立川市	367	-	84	159	30	436	1,076	58.4	13	4	4
武蔵野市	245	10	12	180	10	303	760	50.6	11	3	3
三鷹市	248	-	30	78	32	368	756	38.8	18	6	6
青梅市	329	-	80	18	10	375	812	61.8	19	3	3
府中市	487	-	28	138	0	414	1,067	40.7	18	7	5
昭島市	135	-	-	6	-	364	505	44.1	10	2	2
調布市	542	-	76	83	0	669	1,370	56.3	14	4	4
町田市	1039	-	40	172	20	853	2,124	49.1	28	4	3
小金井市	155	20	-	56	-	289	520	40.9	13	3	2
小平市	534	16	-	22	17	449	1,038	51.9	18	10	8
日野市	682	6	6	30	0	260	984	51.7	16	4	4
東村山市	376	-	9	27	15	625	1,052	69.2	14	2	2
国分寺市	181	6	12	80	-	155	434	33.1	12	3	3
国立市	327	-	50	70	40	125	612	79.8	11	4	4
福生市	105	-	-	25	-	140	270	48.6	8	2	2
狛江市	102	-	15	-	-	92	209	24.9	3	2	2
東大和市	126	-	30	6	10	253	425	50.9	9	3	3
清瀬市	375	28	-	20	-	211	634	83.5	10	4	3
東久留米市	172	-	32	22	20	315	561	48.8	15	1	1
武蔵村山市	140	-	20	20	-	270	450	64.2	7	1	1
多摩市	217	-	-	0	0	419	636	43.4	13	1	1
稲城市	90	-	-	-	40	220	350	37.0	5	-	-
羽村市	84	-	-	6	-	165	255	47.2	6	-	-
あきる野市	261	-	-	6	10	85	362	46.0	8	2	2
西東京市	233	-	20	36	-	324	613	29.6	15	5	4
瑞穂町	150	-	-	6	-	54	210	67.0	3	2	2
日の出町	276	-	-	-	-	115	391	233.3	3	-	-
檜原村	0	-	-	-	-	20	20	104.8	1	1	1
奥多摩町	40	-	-	-	-	20	60	134.6	2	-	-
大島町	240	-	-	-	-	30	270	397.4	3	-	-
利島村	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
新島村	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
神津島村	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
三宅村	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
御蔵島村	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
八丈町	23	-	-	-	-	40	63	92.3	1	-	-
青ヶ島村	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
小笠原村	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
都外	2,901	-	-	-	-	-	2,901	-	-	-	-
合計	22,742	423	1,804	5,704	1,651	23,254	55,578	39.6	950	221	197

「各地域におけるサービス提供の状況」（東京都第十期障害者施策推進協議会第1回専門部会資料）

(令和4年度末)

区市町村	短期入所		共同生活援助 (グループホーム)					障害者支援施設等		
	定員数	人口 1万人 当たり	定員数				人口 1万人 当たり	施設数	主たる対象者	
				(身体) 知的	精神	難病			身体	知的
千代田区	5	0.7	14	8	6	-	2.1	-		
中央区	6	0.3	51	37	14	-	2.9	1		○
港区	22	0.8	79	60	19	-	3.0	2	○	○
新宿区	19	0.5	106	63	43	-	3.0	2	○	○
文京区	13	0.5	88	67	21	-	3.6	1	○	○
台東区	18	0.8	138	100	38	-	6.4	1		○
墨田区	6	0.2	167	144	23	-	6.0	-		
江東区	27	0.5	237	201	36	-	4.5	-		
品川区	20	0.5	147	72	75	-	3.5	2	○	○
目黒区	14	0.5	117	95	13	9	4.1	2	○	○
大田区	44	0.6	692	520	172	-	9.4	2	○	○
世田谷区	80	0.9	414	249	165	-	4.4	2	○	○
渋谷区	12	0.5	99	54	45	-	4.1	2	○	○
中野区	18	0.5	206	122	84	-	6.0	2	○	○
杉並区	29	0.5	458	373	85	-	7.8	3	○	○
豊島区	21	0.7	288	108	180	-	9.5	2	○	○
北区	39	1.1	207	151	56	-	5.8	-		
荒川区	14	0.6	188	97	91	-	8.6	-		
板橋区	48	0.8	423	255	168	-	7.3	2	○	○
練馬区	36	0.5	719	341	378	-	9.6	6	○	○
足立区	34	0.5	716	606	110	-	10.3	3	○	○
葛飾区	24	0.5	815	690	125	-	18.0	1		○
江戸川区	30	0.4	652	436	216	-	9.5	2	○	○
八王子市	101	1.7	1,241	887	354	-	21.5	9	○	○
立川市	18	1.0	290	246	44	-	15.7	1		○
武蔵野市	5	0.3	214	183	31	-	14.2	1		○
三鷹市	16	0.8	226	94	132	-	11.6	1		○
青梅市	70	5.3	417	399	18	-	31.8	4	○	○
府中市	41	1.6	257	196	61	-	9.8	1	○	
昭島市	2	0.2	111	80	31	-	9.7	-		
調布市	23	0.9	268	150	118	-	11.0	2		○
町田市	54	1.2	726	578	148	-	16.8	3	○	○
小金井市	14	1.1	177	148	29	-	13.9	-		
小平市	46	2.3	267	246	21	-	13.3	3	○	○
日野市	28	1.5	397	352	45	-	20.8	5	○	○
東村山市	32	2.1	108	88	20	-	7.1	2		○
国分寺市	9	0.7	235	195	40	-	17.9	-		
国立市	27	3.5	176	155	21	-	22.9	2		○
福生市	5	0.9	102	96	6	-	18.4	1		○
狛江市	5	0.6	74	49	25	-	8.8	-		
東大和市	34	4.1	183	164	19	-	21.9	-		
清瀬市	27	3.6	125	103	22	-	16.5	3	○	○
東久留米市	9	0.8	205	155	50	-	17.8	1		○
武蔵村山市	41	5.8	126	116	10	-	18.0	1		○
多摩市	18	1.2	169	126	43	-	11.5	1		○
稲城市	6	0.6	77	70	7	-	8.2	1		○
羽村市	13	2.4	83	54	29	-	15.4	1		○
あきる野市	34	4.3	188	142	46	-	23.9	2	○	○
西東京市	16	0.8	372	178	194	-	18.0	1		○
瑞穂町	12	3.8	43	37	6	-	13.7	1		○
日の出町	20	11.9	99	86	13	-	59.1	4	○	○
檜原村	10	52.4	-	-	-	-	-	-		
奥多摩町	4	9.0	16	16	-	-	35.9	1		○
大島町	6	8.8	24	24	-	-	35.3	3		○
利島村	-	-	-	-	-	-	-	-		
新島村	-	-	-	-	-	-	-	-		
神津島村	4	22.5	7	7	-	-	39.4	-		
三宅村	-	-	-	-	-	-	-	-		
御蔵島村	-	-	-	-	-	-	-	-		
八丈町	-	-	27	12	15	-	39.6	-		
青ヶ島村	-	-	-	-	-	-	-	-		
小笠原村	-	-	-	-	-	-	-	-		
合計	1,329	0.9	14,051	10,281	3,761	9	10.0	93	24	42

「各地域におけるサービス提供の状況」(東京都第十期障害者施策推進協議会第1回専門部会資料)

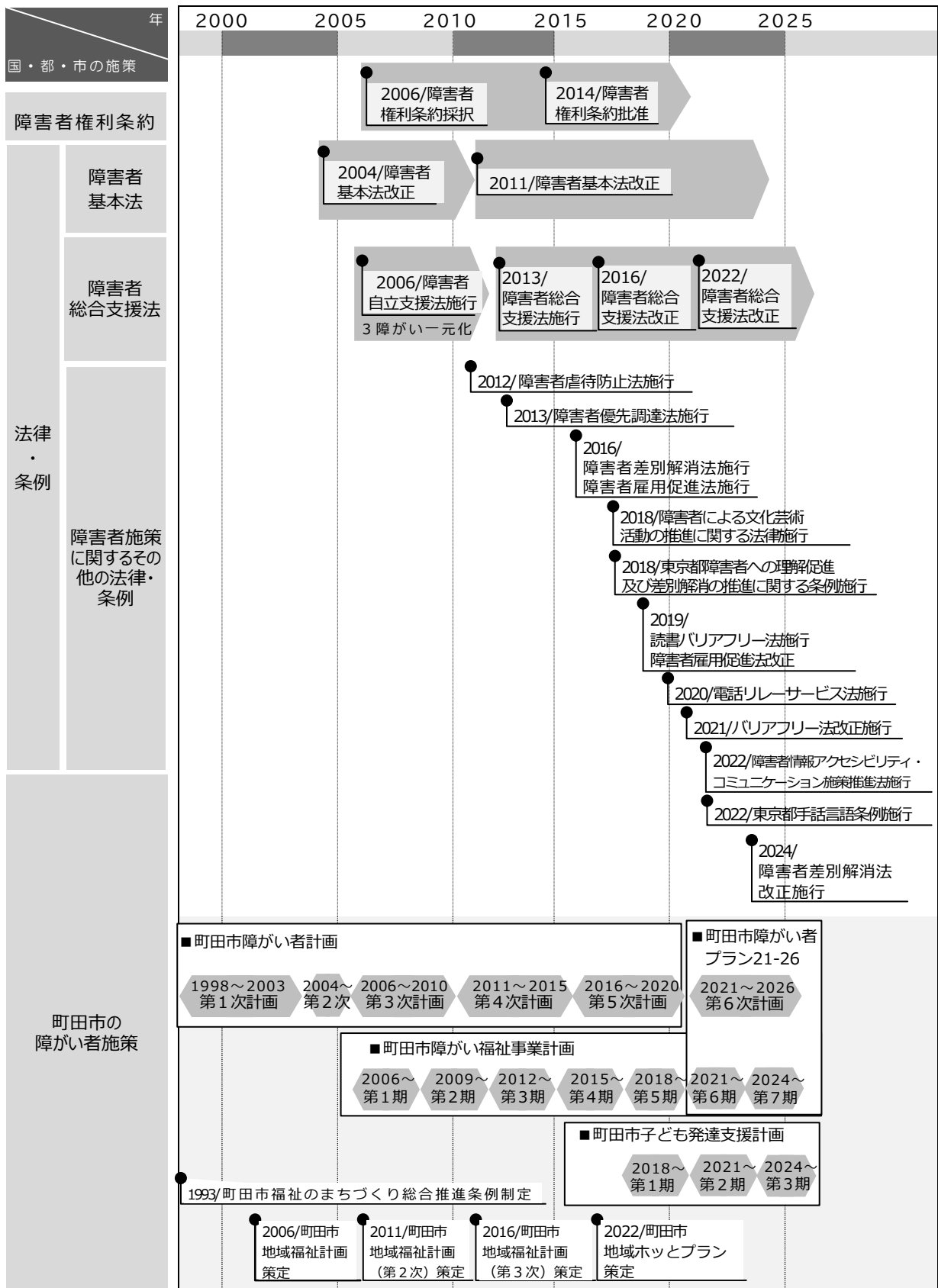
(3) 地域生活支援事業の区市町村別実施状況

(令和4年度)

区市町村	事業 理解 促進 ・ 啓発	事業 自 発 的 活 動 支 援	相談支援事業 *国庫補助 対象事業分 別		成年 後 見 制 度 利 用 支 援 事 業	成年 後 見 制 度 法 人 支 援 事 業	意思疎通 支援事業		日 常 生 活 用 具 給 付 等 支 援 事 業	手 話 奉 仕 員 養 成 研 修 事 業	移 動 支 援 事 業	地域活動支援センター			み 基 礎 的 事 業 の
			能 力 支 援 事 業 (I 型)	基 幹 相 談 支 援 事 業 (II 型)			住 宅 入 居 等 支 援 事 業 (III 型)	機 能 強 化 化 学 事 業 (I 型)				機 能 強 化 化 学 事 業 (II 型)	機 能 強 化 化 学 事 業 (III 型)		
千代田区	○		○				○	○	○		○	○			
中央区	○	○	○				○	○	○		○	○	○		
港区	○	○	○		○	○	○	○	○		○	○			
新宿区	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○		○	
文京区	○		○		○		○	○	○		○	○	○	○	
台東区	○	○	○				○	○	○	○	○	○	○	○	
墨田区	○	○			○		○	○	○	○	○	○			
江東区	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
品川区	○		○		○		○	○	○		○	○			
目黒区	○	○	○		○		○	○	○	○	○	○	○	○	
大田区	○	○	○				○	○	○	○	○	○	○	○	
世田谷区	○						○	○	○	○	○	○	○		
渋谷区	○		○				○	○	○	○	○	○			
中野区	○				○		○	○	○	○	○	○	○		
杉並区							○	○	○	○	○	○			○
豊島区	○		○		○		○	○	○	○	○	○	○	○	
北区	○	○	○		○		○	○	○	○	○	○			
荒川区	○		○		○		○	○	○	○	○		○		
板橋区	○				○		○	○	○	○	○	○	○		
練馬区	○	○	○				○	○	○	○	○	○			○
足立区			○		○		○	○	○	○	○	○			○
葛飾区	○	○			○		○	○	○		○	○	○	○	
江戸川区	○	○					○	○	○		○	○	○	○	
八王子市	○				○			○	○		○	○	○	○	
立川市	○	○			○		○	○	○	○	○	○	○	○	
武蔵野市	○		○				○	○	○	○	○	○	○		
三鷹市	○		○	○			○	○	○	○	○	○	○		
青梅市							○	○	○	○	○	○			
府中市	○	○	○				○	○	○	○	○	○	○		
昭島市	○						○	○	○		○	○	○		
調布市		○	○				○	○	○	○	○	○	○		
町田市							○	○	○	○	○	○	○		
小金井市	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○		
小平市	○		○	○	○		○	○	○	○	○	○			○
日野市	○		○		○		○		○		○	○			
東村山市			○				○	○	○	○	○	○			
国分寺市	○		○		○		○	○	○	○	○	○			○
国立市			○				○	○	○	○	○	○	○		
福生市	○		○				○	○	○	○	○	○	○		
狛江市	○	○			○		○	○	○	○	○	○			○
東大和市			○		○		○	○	○	○	○	○			
清瀬市			○				○	○	○	○	○	○			○
東久留米市	○		○				○	○	○	○	○	○			
武蔵村山市							○	○	○	○	○	○	○		
多摩市	○	○	○		○		○	○	○		○	○			
稲城市	○		○		○		○	○	○	○	○	○			
羽村市	○						○	○	○	○	○	○			
あきる野市			○		○		○	○	○	○	○	○			
西東京市	○						○	○	○	○	○	○			
瑞穂町								○	○		○		○		
日の出町								○	○		○		○		
檜原村			○						○		○				
奥多摩町							○		○		○				○
大島町									○		○				
利島村			○												
新島村									○						
神津島村									○		○				
三宅村									○						
御蔵島村									○		○				
八丈町									○		○		○		
青ヶ島村															
小笠原村									○						
区市町村数	39	18	36	5	25	2	50	48	60	39	57	47	22	16	0

「各地域におけるサービス提供の状況」(東京都第十期障害者施策推進協議会第1回専門部会資料)

5 計画策定の背景



※各計画の期間については年度、その他は年で掲載しています。

6 計画の検討経過

■前期計画検討経過

2019年度	<p>第4回 町田市障がい者施策推進協議会 開催日 2020年1月21日(火) 議 題 前期計画策定に関わる諮問</p>
2020年度	<p>第1回 障がい者計画部会(書面会議) 開催日 2020年4月10日(金) 議 題 前期計画の構成、基本理念、基本目標等の検討 ※5月11日(月)に代表者会議を開催し書面会議結果を総括</p>
	<p>第1回 町田市障がい者施策推進協議会(書面会議) 開催日 2020年4月24日(金) 議 題 前期計画の構成、基本理念、基本目標等の検討 ※5月21日(木)に代表者会議を開催し書面会議結果を総括</p>
	<p>第2回 障がい者計画部会(書面会議) 開催日 2020年5月21日(木) 議 題 分野別の課題と施策等の検討 ※6月2日(火)に代表者会議を開催し書面会議結果を総括</p>
	<p>第1回 障がい者計画部会 作業部会 開催日 2020年6月5日(金) 議 題 サービス提供実績の振り返り、国の基本指針の確認</p>
	<p>第2回 障がい者計画部会 作業部会 開催日 2020年7月7日(火) 議 題 国の指針と町田市の考え方の整理、サービス見込量の検討</p>
	<p>第3回 障がい者計画部会 開催日 2020年7月16日(木) 議 題 基本理念、基本目標、分野別の課題と施策の検討</p>
	<p>第2回 町田市障がい者施策推進協議会 開催日 2020年7月27日(月) 議 題 分野別の課題と施策の検討</p>
	<p>第3回 障がい者計画部会 作業部会 開催日 2020年8月4日(火) 議 題 国の指針と町田市の考え方、サービス見込量の検討</p>
	<p>第4回 障がい者計画部会 開催日 2020年8月19日(水) 議 題 分野別の課題と施策の検討</p>

2020 年度	<p>第3回 町田市障がい者施策推進協議会 開催日 2020年8月20日(木) 議 題 分野別の課題と施策、国の指針と町田市の考え方、サービス見込量の検討</p>
	<p>第5回 障がい者計画部会 開催日 2020年9月23日(水) 議 題 分野別の課題と施策、パブリックコメント用素案の検討</p>
	<p>第4回 町田市障がい者施策推進協議会 開催日 2020年10月23日(金) 議 題 パブリックコメント用素案の検討</p>
	<p>パブリックコメント実施 募集期間 2020年11月10日(火)～12月9日(水) 募集方法 郵送、メール、FAX、持参 資料の閲覧・配布場所 障がい福祉課、市政情報課、広聴課、男女平等推進センター(市民フォーラム3階)、生涯学習センター、各市民センター、木曾山崎連絡所、玉川学園駅前連絡所、町田駅前連絡所、鶴川駅前連絡所、南町田駅前連絡所、各市立図書館、町田市民文学館、町田市子ども発達センター、ひかり療育園、各障がい者支援センター ※町田市HPにも資料を掲載</p>
	<p>第6回 障がい者計画部会 開催日 2021年1月13日(水) 議 題 答申原案の検討</p>
	<p>第5回 町田市障がい者施策推進協議会 開催日 2021年1月28日(木) 議 題 答申原案の検討・承認</p>
	<p>市長答申 開催日 2021年2月18日(木)</p>

■後期計画検討経過

2022 年度	第4回 町田市障がい者施策推進協議会 開催日 2023年2月21日(火) 議 題 後期計画策定に関わる諮問
2023 年度	第2回 障がい者計画部会 作業部会 開催日 2023年6月26日(月) 議 題 サービス提供実績の振り返り、国の基本指針の確認
	第3回 障がい者計画部会 作業部会 開催日 2023年7月20日(木) 議 題 国の指針と町田市の考え方の整理、サービス見込量の検討
	第4回 障がい者計画部会 全体会 開催日 2023年7月27日(木) 議 題 分野別の課題と施策の検討
	第2回 町田市障がい者施策推進協議会 開催日 2023年8月22日(火) 議 題 分野別の課題と施策、国の指針と町田市の考え方、サービス見込量の検討
	第5回 障がい者計画部会 作業部会 開催日 2023年9月7日(木) 議 題 国の指針と町田市の考え方の整理、サービス見込量の検討
	第6回 障がい者計画部会 全体会 開催日 2023年9月20日(水) 議 題 分野別の課題と施策の検討
	第3回 町田市障がい者施策推進協議会 開催日 2023年11月29日(水) 議 題 市民の意見を聴く会用素案の検討
	市民の意見を聴く会の実施 開催日時 2024年1月13日(土) 開催場所 町田市庁舎3階 会議室3-2, 3-3 参加募集 市内在住、在勤、在学の方
	第7回 障がい者計画部会 全体会 開催日 2024年1月29日(月) 議 題 答申原案の検討
	第4回 町田市障がい者施策推進協議会 開催日 2024年2月20日(火) 議 題 答申原案の検討・承認

2023 年度

市長答申

開催日 2024 年 3 月 4 日（月）

7 計画の検討体制

(1) 町田市障がい者施策推進協議会 委員名簿

■前期計画委員名簿

(敬称略)

区分	氏名	所属名（委員就任時）
会長	岩崎 晋也	法政大学
職務代理	井上 光晴	元名社会福祉士事務所
委員	佐藤 繭美	法政大学
委員	谷内 孝行	桜美林大学
委員	中川 種栄	町田市医師会
委員	長崎 敏宏※1	町田市歯科医師会
	松崎 重憲	
委員	小野 浩	まちされん
委員	森 公男	町田市社会福祉法人施設等連絡会
委員	馬場 昭乃	社会福祉法人 町田市社会福祉協議会
委員	藤谷 修平	南地域障がい者支援センター
委員	青山 信幸	町田市障がい者就労・生活支援センター Let's
委員	堤 愛子	特定非営利活動法人 町田ヒューマンネットワーク まちだ在宅障がい者 チェーンの会
委員	風間 博明	町田市身体障害者福祉協会
委員	浅野 直樹	町田市聴覚障害者協会
委員	赤松 正美	町田市障がい児・者「親の会」連絡会
委員	坂本 宣宏	特定非営利活動法人 町田市精神障害者さるびあ会
委員	町野 眞里子	町田市民生委員児童委員協議会
委員	鈴木 悟	町田商工会議所
委員	森山 知也	東京都立町田の丘学園
委員	戸塚 岳※2	町田公共職業安定所
	降幡 勇一	

※1：2020年7月8日まで

※2：2020年4月24日まで

■後期計画委員名簿

(敬称略)

区分	氏名	所属名（委員就任時）
会長	石渡 和実	東洋英和女学院大学
職務代理	井上 光晴※1	元名社会福祉士事務所
	谷内 孝行	桜美林学園
委員	佐藤 繭美	法政大学
委員	小泉 広子	桜美林学園
委員	中川 種栄	町田市医師会
委員	松崎 重憲	町田市歯科医師会
委員	小野 浩	まちされん
委員	藤井 雅巳	町田市社会福祉法人施設等連絡会
委員	叶内 昌志	社会福祉法人 町田市社会福祉協議会
委員	刑部 輝	堺地域障がい者支援センター
委員	藤本 英理子	町田市障がい者就労・生活支援センターりんく
委員	堤 愛子	特定非営利活動法人 町田ヒューマンネットワーク まちだ在宅障がい者 チェーンの会
委員	風間 博明	町田市身体障害者福祉協会
委員	吉本 茂人※2	町田市聴覚障害者協会
	浅野 直樹	
委員	土田 由紀子	町田市障がい児・者「親の会」連絡会
委員	飯長 喜一郎	特定非営利活動法人 町田市精神障害者さるびあ会
委員	荻野 淳子	町田市民生委員児童委員協議会
委員	陶山 慎治	町田商工会議所
委員	萩原 秀朗	東京都立町田の丘学園
委員	佐々木 暢	町田公共職業安定所

※1：2023年3月31日まで

※2：2023年8月17日まで

(2) 町田市障がい者施策推進協議会 障がい者計画部会 委員名簿

■前期計画委員名簿

(敬称略)

区分	氏名	所属名(委員就任時)
部会長 ※	小野 浩	町田市障がい者施策推進協議会(まちされん)
職務代理 ※	森山 知也	町田市障がい者施策推進協議会 (東京都立町田の丘学園)
委員 ※	李 幸宏	まちだ在宅障がい者「チェーンの会」
委員 ※	市村 善明	特定非営利活動法人 インクルネット町田
委員 ※	風間 博明	町田市障がい者施策推進協議会 (町田市身体障害者福祉協会)
委員 ※	後藤 美紀子	知的・発達障がい児・者とともに育つ会 ひこうせん
委員 ※	永田 隆	社会福祉法人 町田市社会福祉協議会
委員 ※	玉木 浩人	町田市聴覚障害者協会
委員	稲村 宏美	とびたつ会
委員 ※	清水 謙一	町田市社会福祉法人施設等連絡会
委員 ※	宮島 美彩	宮島法律事務所
委員	三輪 洋一	社会福祉法人 コメット 原町田スクエア

※：作業部会員を兼務

■後期計画委員名簿

(敬称略)

区分	氏名	所属名（委員就任時）
部会長 ※	小野 浩	町田市障がい者施策推進協議会（まちされん）
職務代理 ※	三井 智哉	まちだ在宅障がい者「チェーンの会」
委員 ※	萩原 秀朗	町田市障がい者施策推進協議会 （東京都立町田の丘学園）
委員 ※	市村 善明	インクルネット町田
委員 ※	風間 博明	町田市障がい者施策推進協議会 （町田市身体障害者福祉協会）
委員	松村 幸子	知的・発達障がいのある人とともに育つ会 ひこ うせん
委員	仲泊 昌仁	社会福祉法人 町田市社会福祉協議会
委員	浅野 直樹	町田市聴覚障害者協会
委員 ※	前田 玄	とびたつ会
委員 ※	清水 謙一	町田市社会福祉法人施設等連絡会
委員 ※	宮島 美彩	宮島法律事務所
委員 ※	後藤 英樹	社会福祉法人 まちのひ 町田市障がい者就労・生活支援センターLet' s

※：作業部会員を兼務

みんなできえあつて

いいこと
ふくらむ
まちだ

